

第4次豊川市地域福祉計画

第5次豊川市地域福祉活動計画

【令和5年度～令和9年度】

令和5年3月

豊川市

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは.....	2
(1) 地域福祉とは.....	2
(2) 地域共生社会とは.....	2
(3) 「自助」「互助」「共助」「公助」とは.....	2
2 計画策定の背景と趣旨.....	3
3 計画の概要.....	5
(1) 計画の根拠となる法律等.....	5
(2) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係.....	6
(3) 関連計画との関係性.....	6
(4) SDGs（持続可能な開発目標）の推進について.....	7
(5) 地域の範囲.....	7
(6) 計画の期間.....	8
(7) 計画の策定体制.....	8
第2章 豊川市の現状と課題	9
1 統計からみる現状.....	10
(1) 人口の状況.....	10
(2) 世帯の状況.....	10
(3) 子ども・子育ての状況.....	11
(4) 高齢者の状況.....	11
(5) 障害者の状況.....	12
(6) 外国人住民の状況.....	13
(7) その他の支援を求める人の状況.....	13
(8) 相談の状況.....	14
(9) 地域活動等の状況.....	14
2 各種アンケート調査結果.....	17
(1) 市民アンケート調査結果概要.....	17
(2) 活動者アンケート調査結果概要.....	24
3 福祉団体ヒアリング調査結果.....	28
4 地域福祉懇談会.....	33
5 本市の地域福祉の主要課題.....	34
第3章 基本理念・基本目標	39
1 基本理念.....	40
2 基本目標.....	41
3 指標の設定.....	42
4 施策体系.....	43
第4章 施策の展開	45
基本目標1 地域とつながる学びと交流の場づくりをすすめます.....	46
基本目標2 助け合い支えあいのしくみづくりをすすめます.....	50
基本目標3 必要とする方に必要な支援が届くしくみづくりをすすめます.....	54
基本目標4 安全・安心に暮らすことができるまちづくりをすすめます.....	60

第5章 計画の推進に向けて.....	65
1 計画の推進体制.....	66
(1) 計画の推進.....	66
(2) 市民、地域との連携.....	66
2 計画の進捗管理.....	66
第6章 地域の取り組み.....	67
1 地域の主体的活動の活性化に向けて.....	68
2 東部中学校区懇談会.....	69
(1) 桜木地区.....	70
(2) 豊地区.....	71
(3) 古宿・馬場地区.....	72
(4) 豊川地区.....	73
(5) 麻生田地区.....	74
(6) 三上地区.....	75
(7) 睦美地区.....	76
3 南部中学校区懇談会.....	77
(1) 牛久保地区.....	78
(2) 下長山地区.....	79
(3) 中条地区.....	80
(4) 下郷地区.....	81
(5) 中部西地区.....	82
(6) 中部南地区.....	83
(7) 中部東地区.....	84
4 中部中学校区懇談会.....	85
(1) 八南地区.....	86
(2) 平尾地区.....	87
(3) 千両地区.....	88
5 西部中学校区懇談会.....	89
(1) 国府地区.....	90
(2) 国府東部地区.....	91
(3) 国府南部地区.....	92
(4) 御油地区.....	93
6 代田中学校区懇談会.....	94
(1) 諏訪地区.....	95
(2) 桜町地区.....	96
(3) 代田地区.....	97
7 金屋中学校区懇談会.....	98
(1) 金屋地区.....	99
(2) 金屋南地区.....	100
(3) 三蔵子地区.....	101
8 一宮中学校区懇談会.....	102
(1) 一宮西部地区.....	103
(2) 一宮南部地区.....	104
(3) 一宮東部地区.....	105

9	音羽中学校校区懇談会.....	106
	(1) 音羽地区.....	107
10	御津中学校校区懇談会.....	108
	(1) 御津北部地区.....	109
	(2) 御津南部地区.....	110
11	小坂井中学校校区懇談会.....	111
	(1) 小坂井地区.....	112
第7章 豊川市成年後見制度利用促進計画.....		113
1	計画の基本事項.....	114
	(1) 計画策定の趣旨と背景.....	114
	(2) 成年後見制度とは.....	114
	(3) 計画の位置付け.....	115
	(4) 計画の期間.....	115
2	本市の成年後見制度における状況.....	116
	(1) 相談対応件数及び市長申立件数.....	116
	(2) 市民アンケート調査から見る成年後見制度の認知状況.....	117
	(3) 活動者アンケート調査から見る成年後見制度の認知状況.....	118
	(4) 豊川市成年後見支援センター運営委員会委員からの意見.....	119
3	施策の体系.....	120
4	施策の内容.....	121
	基本目標Ⅰ 成年後見制度の周知と利用しやすさの向上.....	121
	基本目標Ⅱ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築.....	122
	基本目標Ⅲ 権利擁護支援への多様な主体の参加と地域づくりの推進.....	124
5	取り組みの成果を測る指標.....	125
第8章 重層的支援体制整備事業への取り組み.....		127
1	重層的支援体制整備事業.....	128
	(1) 重層的支援体制整備事業とは.....	128
2	豊川市における重層的支援体制整備事業の実施体制.....	129
	(1) 包括的相談支援事業.....	129
	(2) 参加支援事業.....	129
	(3) 地域づくり事業.....	130
	(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業.....	130
	(5) 多機関協働事業.....	130
3	ロードマップ（中長期的な事業の見通し）.....	131
第9章 資料編.....		133
1	策定経緯.....	134
2	設置要綱・委員名簿.....	136
3	用語解説.....	143

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、市民や地域福祉団体、社会福祉協議会、市が互いに協力して、高齢や障害、子育て、生活困窮等さまざまな理由により課題を抱える人々の福祉ニーズや身近な地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

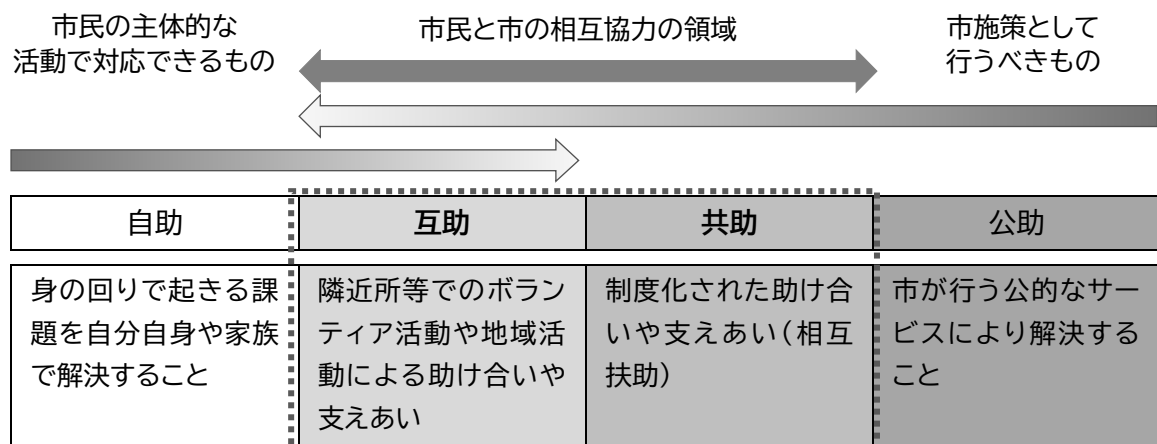
地域福祉の主体となるのは、地域に関わるすべての人です。地域に暮らすすべての人が日頃からつながりを持ち、関わり合いながら、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくことが重要です。

(2) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手側」と「受け手側」というこれまでの固定した役割分担をするのではなく、多様な主体がそれぞれ役割を持ち、地域の関係団体等とつながりながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、誰一人取り残さない地域をともに創っていく社会のことです。これまで対応が難しかった「世帯の複雑化・複合化する課題」や「制度の狭間にある課題（これまでの制度で対象とならなかった課題）」に対し、関係機関が連携し、柔軟に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、地域共生社会をめざしています。

(3) 「自助」「互助」「共助」「公助」とは

地域福祉を推進するためには、市民、地域福祉団体、社会福祉協議会、市が、それぞれの役割を果たし、お互いが力を合わせる関係づくりが必要であり、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点が重要です。



2 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子高齢化や人口減少が進行する中で、核家族世帯・単独世帯が増加するとともに生活スタイルは多様化し、地域社会における支えあい機能の低下や、住民同士の関係性の希薄化が危惧されています。

さらに、8050問題や老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー等の複雑化・複合化する課題を抱えている世帯や、ひきこもりや社会的孤立等、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など、新たな課題が顕在化しており、地域を取り巻く課題はますます多様化、複雑化しています。

そういった中で、国は平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざす方針を示しました。

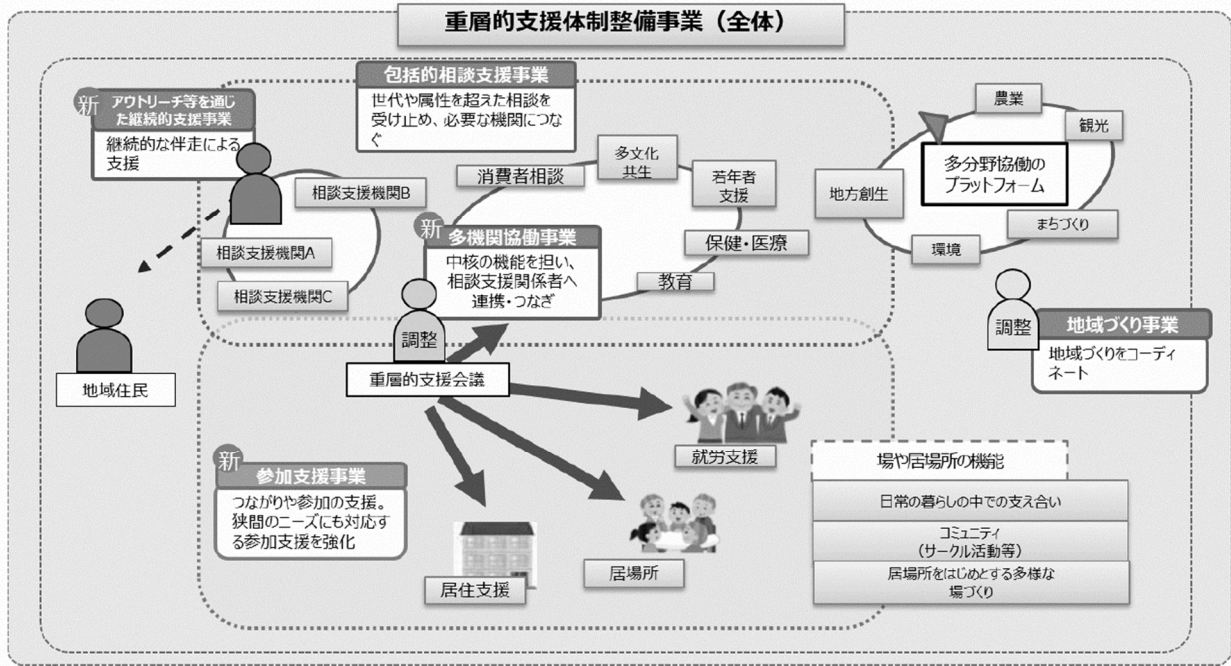
その後、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。さらに、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正された社会福祉法では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現をめざす必要があることが明記されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

豊川市（以下、「本市」という。）では、平成29年に「第3次豊川市地域福祉計画」を定め、誰もが住みやすい地域をめざし、市民、地域福祉団体、社会福祉協議会、市がそれぞれの役割を持ち、互いに協力し合える地域づくりを推進してきました。

このたび、「第3次豊川市地域福祉計画」の計画期間が令和4年度で終了することから、地域社会を取り巻く変化や、それに伴う新たな課題に対応し、さらなる地域福祉の充実を図るため、令和5年度からの5年間の計画期間とした「第4次豊川市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

※重層的支援体制整備事業：住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、属性ごとに区切られた支援体制では、複雑化・複合化する課題や狭間のニーズへの対応が困難となっています。そのため、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、包括的な支援体制を構築する事業です。本市では、令和5年度からの実施をめざし、令和3年度から移行準備を進めています。

■重層的支援体制整備事業イメージ



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就業支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

出典：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」会議資料

3 計画の概要

(1) 計画の根拠となる法律等

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき市が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、市民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進計画」を包含しています。成年後見制度については、「第 3 次豊川市地域福祉計画」の基本施策「成年後見制度等の充実」に位置付けていましたが、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行を受け、「豊川市成年後見制度利用促進計画」として第 7 章に独立して章立てすることとしました。

■社会福祉法(令和3年4月1日改正)抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年 5 月 13 日施行)抜粋

(市町村の講ずる措置)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

地域福祉を推進する上で、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画が同じ方向をめざし、連携しながら地域福祉の取り組みを推進することが重要です。市と社会福祉協議会が一体となって地域福祉を推進するため、平成25年から地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。本計画においても「第4次豊川市地域福祉計画」と「第5次豊川市地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、官民協働による地域福祉の推進を図ります。

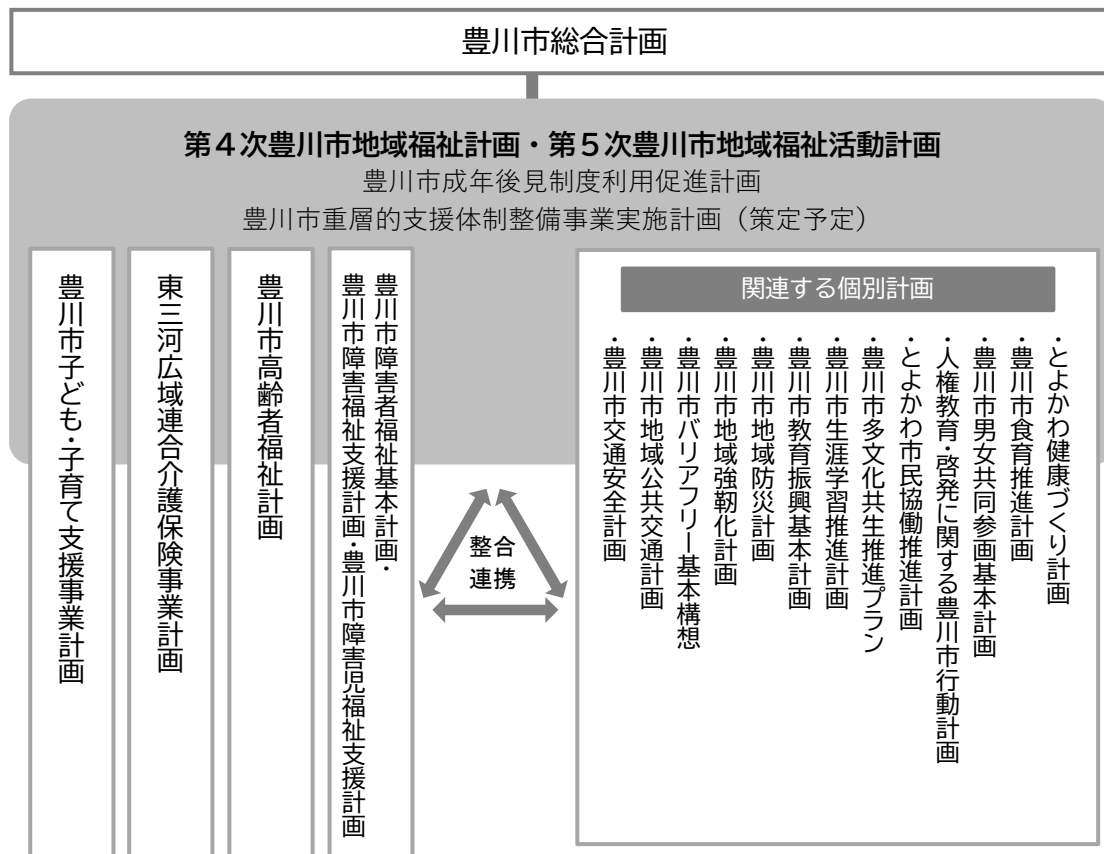
(3) 関連計画との関係性

本計画は、本市のまちづくり施策の基本指針であり、最上位計画となる「豊川市総合計画」と整合を図ります。

また、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画になったことを踏まえ、「豊川市子ども・子育て支援事業計画」「豊川市高齢者福祉計画」「豊川市障害者福祉基本計画」「豊川市障害福祉支援計画・豊川市障害児福祉支援計画」等、高齢者、障害者、児童等関連する個別計画を横断的にとらえるととも、その他関連する個別計画と整合を図ります。

なお、重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、実施計画の策定が努力義務として規定されており、本計画には令和5年度に策定する「豊川市重層的支援体制整備事業実施計画」の方向性を一部抜粋して掲載しています。

■各種計画との関係



(4) SDGs (持続可能な開発目標) の推進について

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs (持続可能な開発目標)」が採択され、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられました。17 の大きな目標と、達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

福祉分野においては、全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられる中、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざす SDGs の視点を踏まえた施策の推進が求められます。

本計画の推進にあたり、SDGs の趣旨を踏まえて、本市の地域福祉施策を展開します。

■SDGs(持続可能な開発目標)の 17 の目標

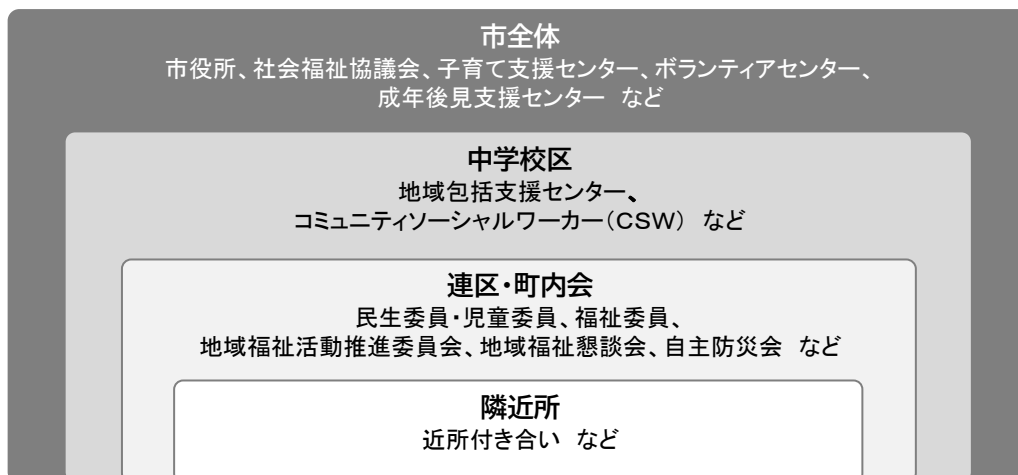


(5) 地域の範囲

地域福祉の効果的な推進のためには、市全体で取り組むこと、各地区で取り組むこと、身近な地域で取り組むことなど、市全体や地区、隣近所などそれぞれの地域の範囲に応じた体制を整備することが重要です。

本計画では、以下のように地域を設定して取り組みを推進していきます。

■豊川市における地域の考え方



※一部範囲が異なる地区があります。

(6) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、国、愛知県等の動向を踏まえるとともに、計画の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画との整合性を考慮して、進めていきます。

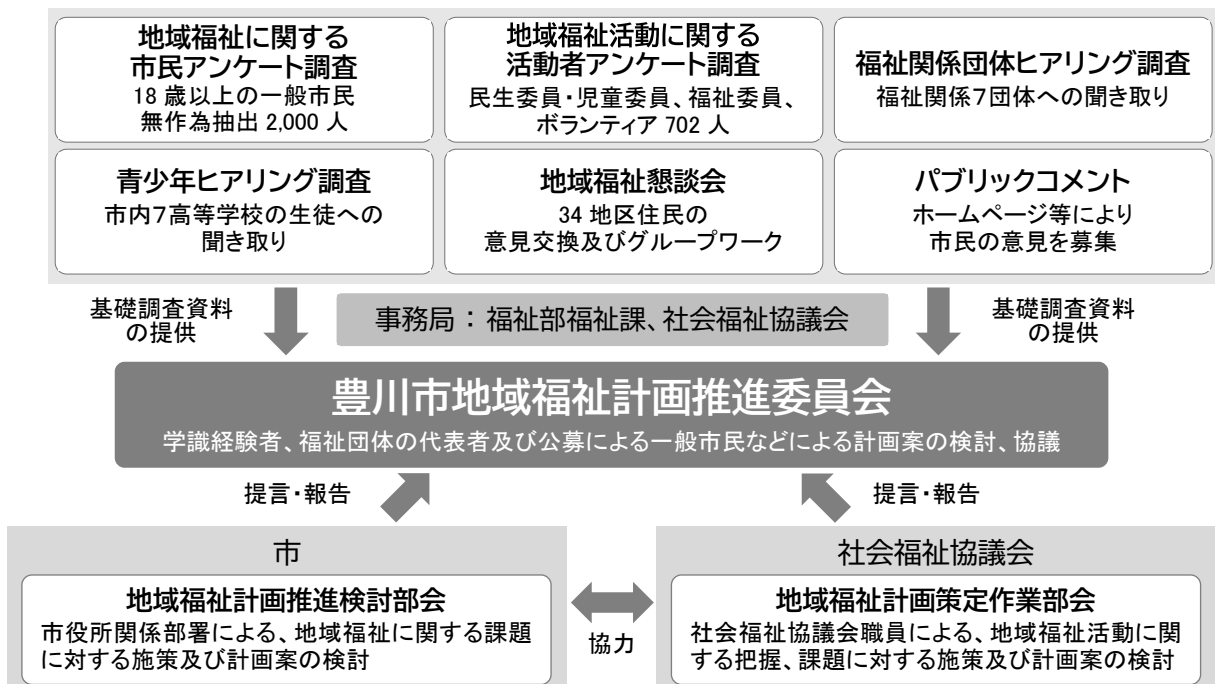
■計画の期間

年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
豊川市総合計画	第6次					
豊川市地域福祉計画	第3次	第4次				
豊川市子ども・子育て支援事業計画	第2期					
豊川市高齢者福祉計画	6か年					
豊川市障害者福祉基本計画	第4次					
豊川市障害福祉支援計画・ 豊川市障害児福祉支援計画	第6期／第2期					

(7) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への市民参加を実現するために、地域福祉に関する市民アンケート調査（以下、「市民アンケート調査」という。）や地域福祉活動に関する活動者アンケート調査（以下、「活動者アンケート調査」という。）の実施や、地区単位の地域福祉懇談会を開催するとともに、学識経験者や福祉団体の代表者、公募による一般市民など幅広い分野の関係者を委員とする「豊川市地域福祉計画推進委員会」を設置し、協議しました。

■計画の策定体制



第2章 豊川市の現状と課題

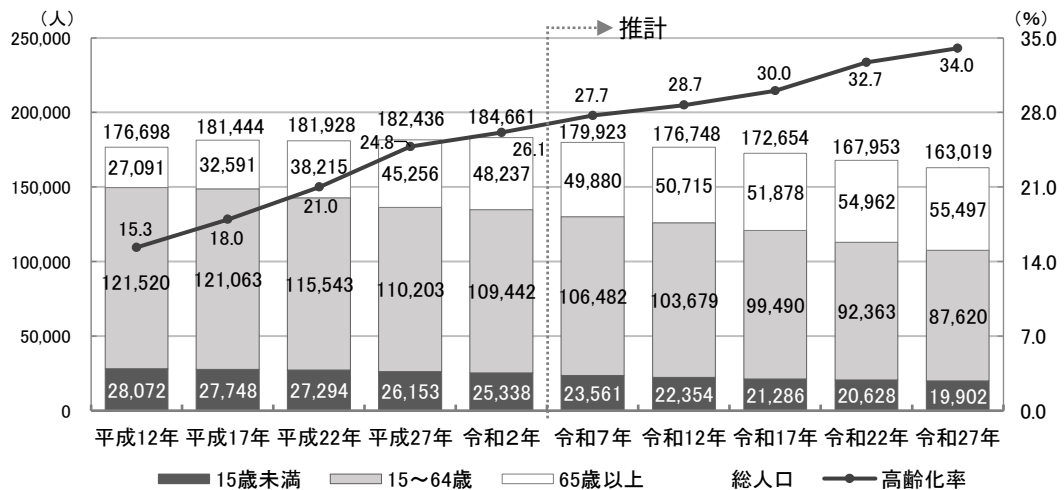
1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

総人口は、令和2年まで増加していましたが、令和7年にかけては減少に転じ、今後は人口減少が見込まれます。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

■総人口と年齢3区分別人口の推移・推計



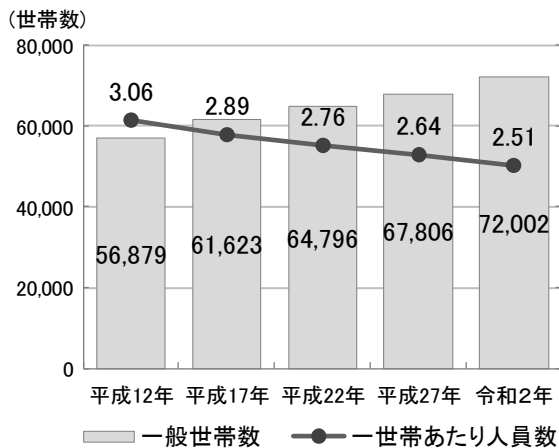
資料：実績値…国勢調査、推計値…国立社会保障・人口問題研究所

(2) 世帯の状況

一般世帯数は増加、一世帯あたり人員数は減少しています。

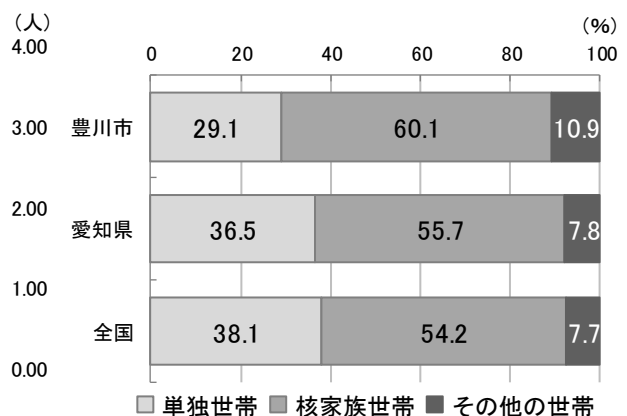
世帯の家族類型別割合は、全国、愛知県と比較すると、本市は単独世帯の割合が少なく、核家族世帯、その他の世帯の割合が高くなっています。

■世帯数と一世帯あたりの人員数の推移



資料：国勢調査

■世帯の家族類型別割合の全国・愛知県との比較



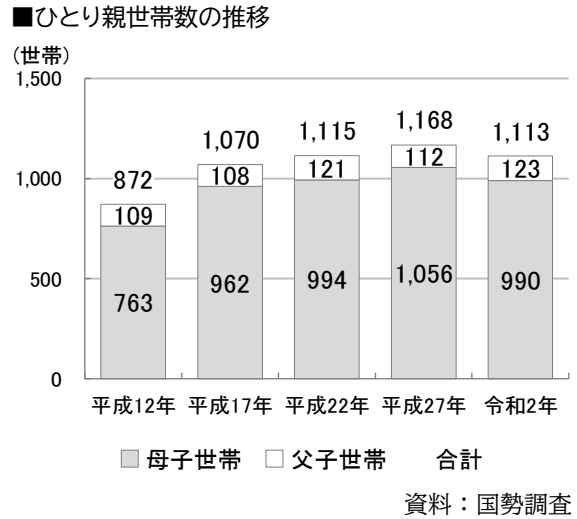
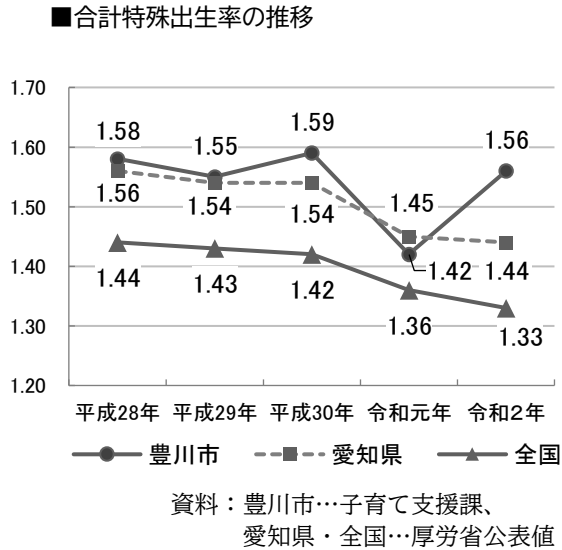
※「不詳」除く

資料：国勢調査（令和2年）

(3) 子ども・子育ての状況

合計特殊出生率は、全国、愛知県と比較してわずかに高い水準で推移しています。

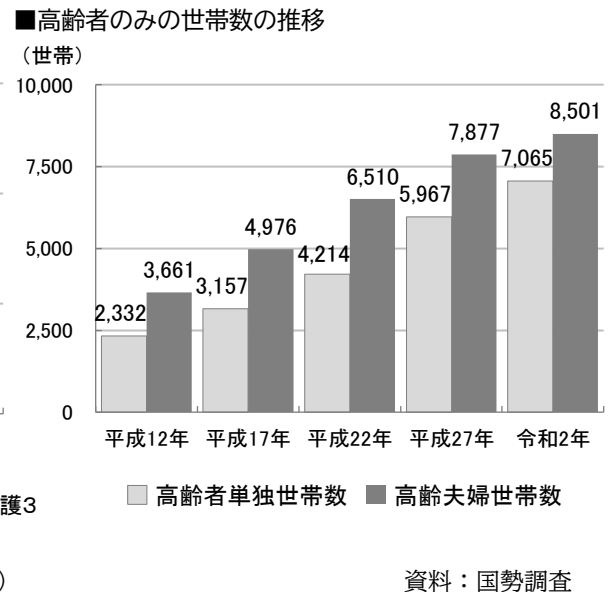
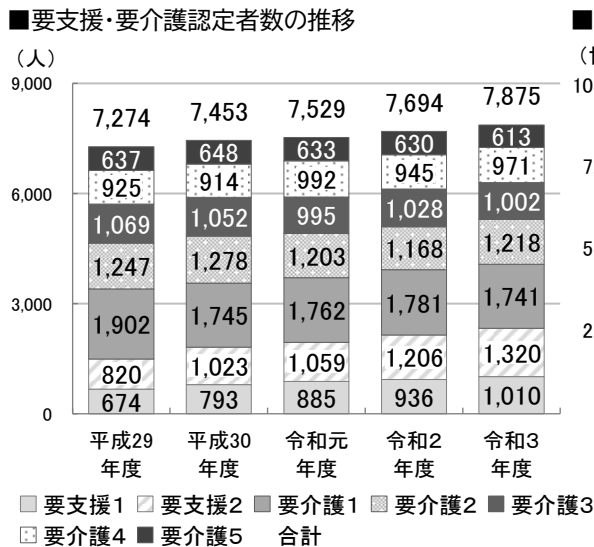
母子世帯数・父子世帯数は、平成27年までは増加傾向にありましたが、平成27年から令和2年にかけて減少しています。



(4) 高齢者の状況

要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、特に比較的軽度の要支援1、要支援2が大きく増加しています。

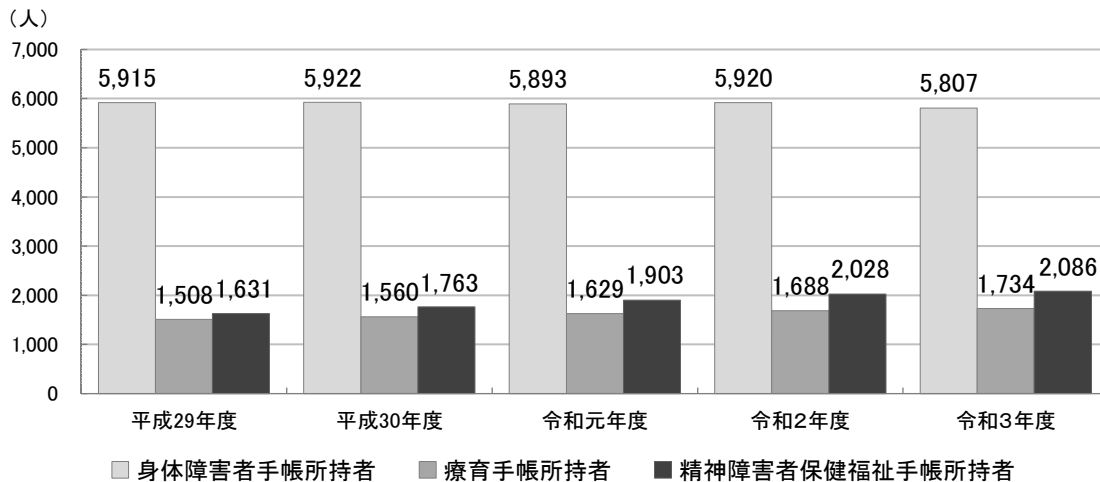
高齢者のみの世帯数については、高齢者単身世帯数、高齢夫婦世帯数ともに増加しています。



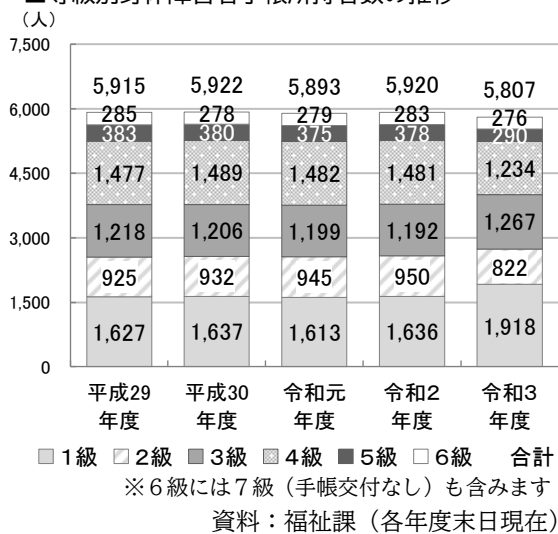
(5) 障害者の状況

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数に大きな変化はありませんが、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

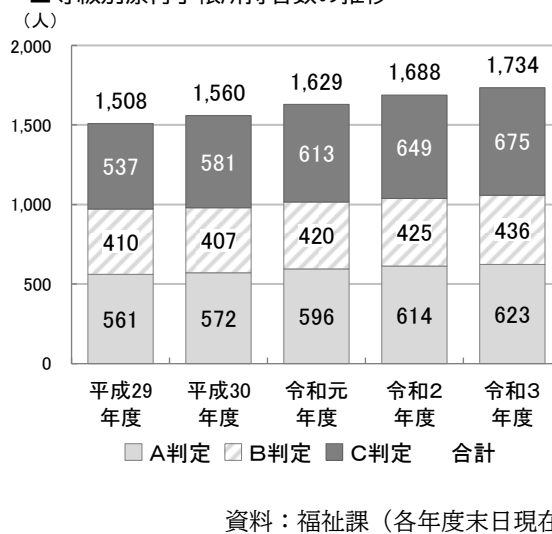
■障害者手帳所持者数の推移



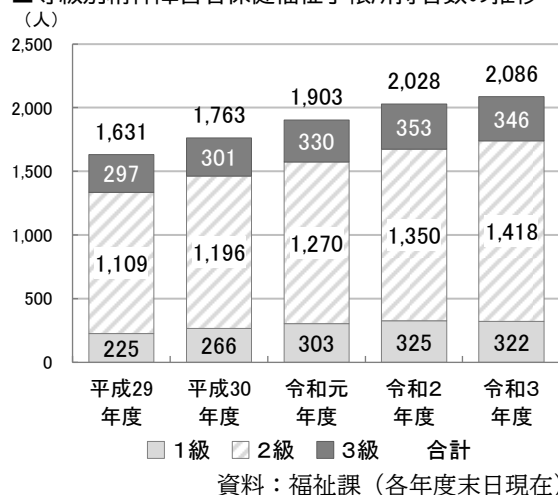
■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



■等級別療育手帳所持者数の推移



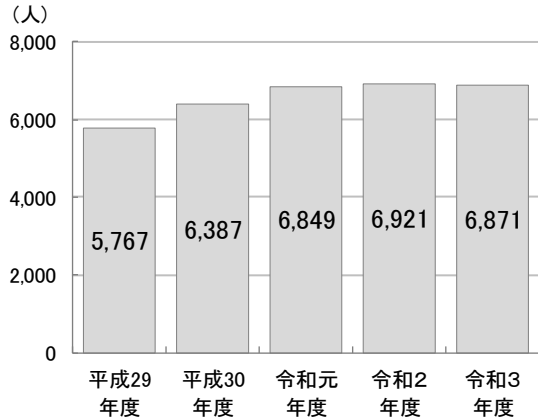
■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(6) 外国人住民の状況

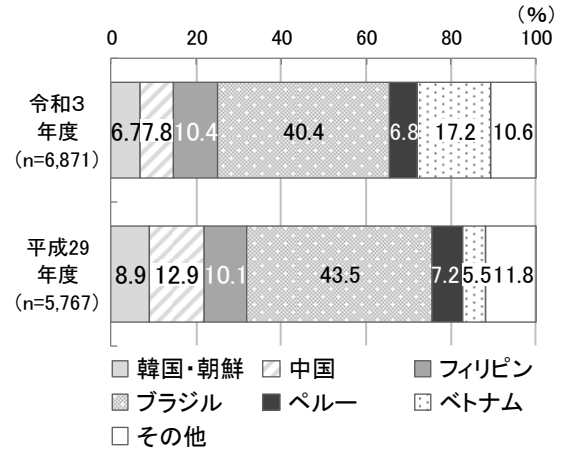
外国人住民人口は、令和元年度にかけて増加し、以降 6,900 人前後で推移しています。国籍別人口割合は、「ブラジル」が最も高く、次いで「ベトナム」「フィリピン」となっています。平成 29 年と比較すると、「ベトナム」の割合が高くなっています。

■外国人住民人口の推移



資料：市民課（各年度末日現在）

■国籍別割合の推移

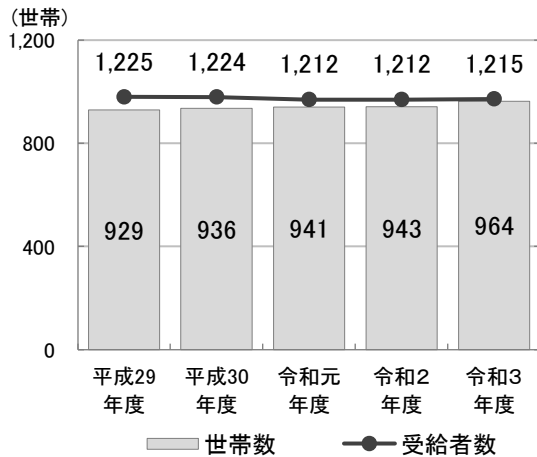


資料：市民課（各年度末日現在）

(7) その他の支援を求める人の状況

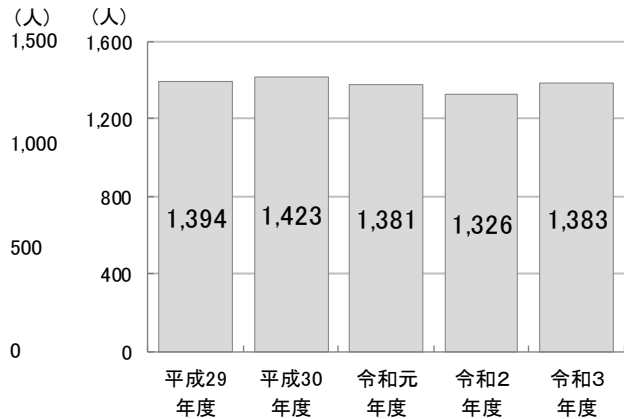
生活保護世帯数は微増傾向にありますが、受給者数はほぼ横ばいとなっています。小・中学校就学援助費支給人数は、増減しながら推移しています。

■生活保護世帯数・受給者数の推移



資料：福祉課（各年度末日現在）

■小・中学校就学援助費支給人数の推移

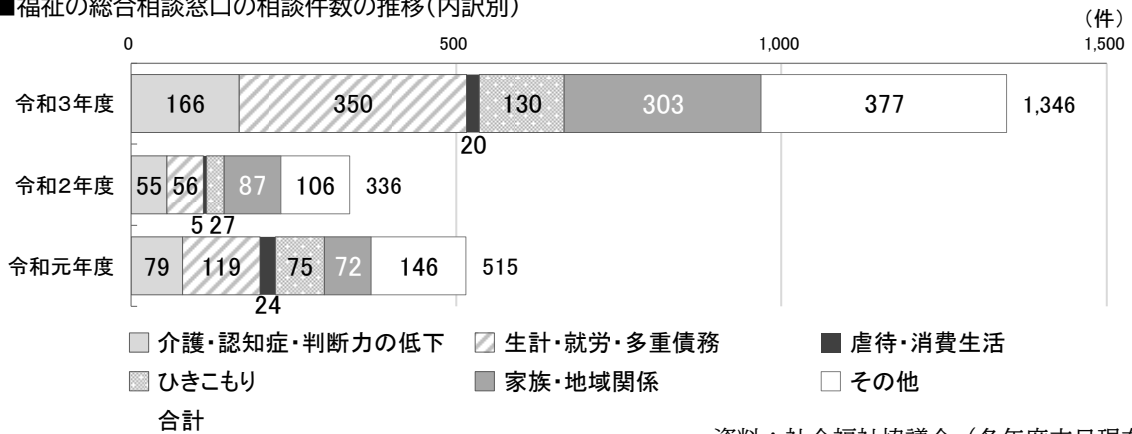


資料：教育委員会学校教育課（各年度末日現在）

(8) 相談の状況

地域包括支援センター及び出張所に配置された、地域の福祉の相談役であるコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）が受け付けた相談件数は、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始した令和3年度で1,346件となっており、令和2年度と比較して4倍となっています。相談内容は、「生計・就労・多重債務」や「家族・地域関係」の件数が多くなっています。

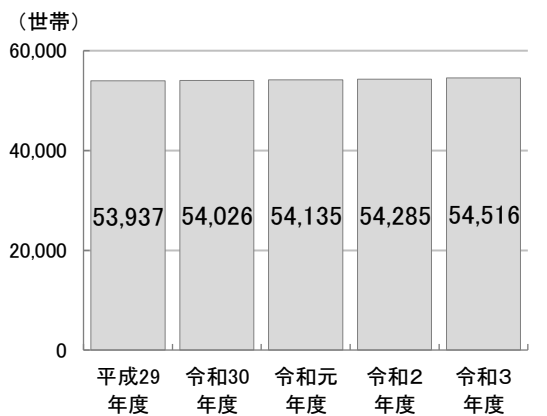
■福祉の総合相談窓口の相談件数の推移(内訳別)



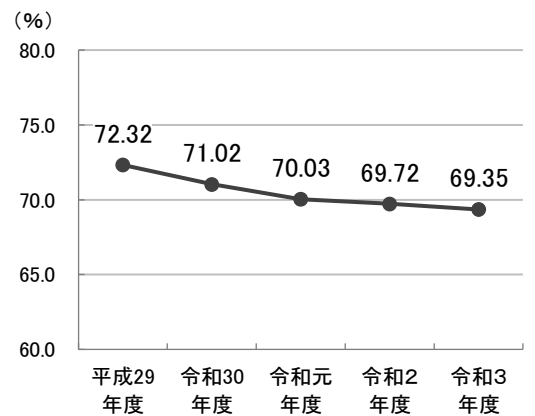
(9) 地域活動等の状況

地域コミュニティの基盤である町内会について、加入世帯数は年々増加しているものの、加入率は世帯分離の増加などの影響もあり減少傾向にあります。

■町内会加入世帯の推移



■町内会加入率の推移



令和4年度の民生委員・児童委員数は、302人となっています。

■中学校区別の民生委員・児童委員数

地区	委員定数	地区	委員定数	地区	委員定数
東部中学校区	60(59)	代田中学校区	20(20)	御津中学校区	23(23)
南部中学校区	43(43)	金屋中学校区	25(25)	小坂井中学校区	36(35)
中部中学校区	22(21)	一宮中学校区	24(24)	合計	302(299)
西部中学校区	31(31)	音羽中学校区	18(18)		

資料：福祉課（令和4年12月1日現在）

※表中（ ）内は令和元年12月1日現在

※3年に一度、地区の実情に応じて民生委員・児童委員定数の見直しを行っている。

令和4年度の福祉委員数は、854人となっています。

■中学校区別の福祉委員数

地区	委員数	地区	委員数	地区	委員数
東部中学校区	54(76)	代田中学校区	64(69)	御津中学校区	29(26)
南部中学校区	103(135)	金屋中学校区	37(38)	小坂井中学校区	187(160)
中部中学校区	89(75)	一宮中学校区	86(70)	合計	854(848)
西部中学校区	139(141)	音羽中学校区	66(58)		

資料：社会福祉協議会（令和4年4月1日現在）

※表中（ ）内は平成29年4月1日現在

ふれあいサロン設置数は、平成29年度と令和4年度との比較では11箇所減少しています。

■中学校区別のふれあいサロンの設置数

地区	設置数	地区	設置数	地区	設置数
東部中学校区	25(30)	代田中学校区	9(10)	御津中学校区	16(16)
南部中学校区	24(25)	金屋中学校区	8(9)	小坂井中学校区	14(16)
中部中学校区	6(6)	一宮中学校区	14(13)	合計	140(151)
西部中学校区	19(21)	音羽中学校区	5(5)		

資料：社会福祉協議会（令和4年4月1日現在）

※表中（ ）内は平成29年4月1日現在

とよかわボランティア・市民活動センタープリア登録団体数・活動人数は、平成29年と令和4年との比較では35団体減少し、活動人数は3,166人減少しています。

■とよかわボランティア・市民活動センタープリア登録団体数・活動人数

単位:団体、人

分野	団体数	人数
保健医療又は福祉の増進を図る活動	114(143)	2,639(4,130)
社会教育の推進を図る活動	7(9)	114(133)
まちづくりの推進を図る活動	7(7)	360(373)
学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動	57(57)	3,405(4,531)
環境の保全を図る活動	27(27)	735(806)
災害救援活動	6(7)	516(614)
地域安全活動	17(21)	1,263(1,400)
人権擁護・平和の推進を図る活動	2(1)	26(18)
国際協力活動	2(3)	714(687)
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4(4)	86(151)
子どもの健全育成を図る活動	55(55)	2,527(2,707)
情報化社会の発展を図る活動	1(-)	7(-)
職業能力の開発・雇用機会の拡充を支援する活動	2(2)	24(15)
消費者の保護を図る活動	2(2)	51(69)
上記の活動団体の運営や活動に関する連絡助言援助活動	3(3)	111(110)
合計	306(341)	12,578(15,744)

資料：市民協働国際課（令和4年7月31日現在）

※表中（ ）内は平成29年7月31日現在

2 各種アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果概要

市民の地域福祉に関する意識や意見、地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。

■市民アンケート調査の概要

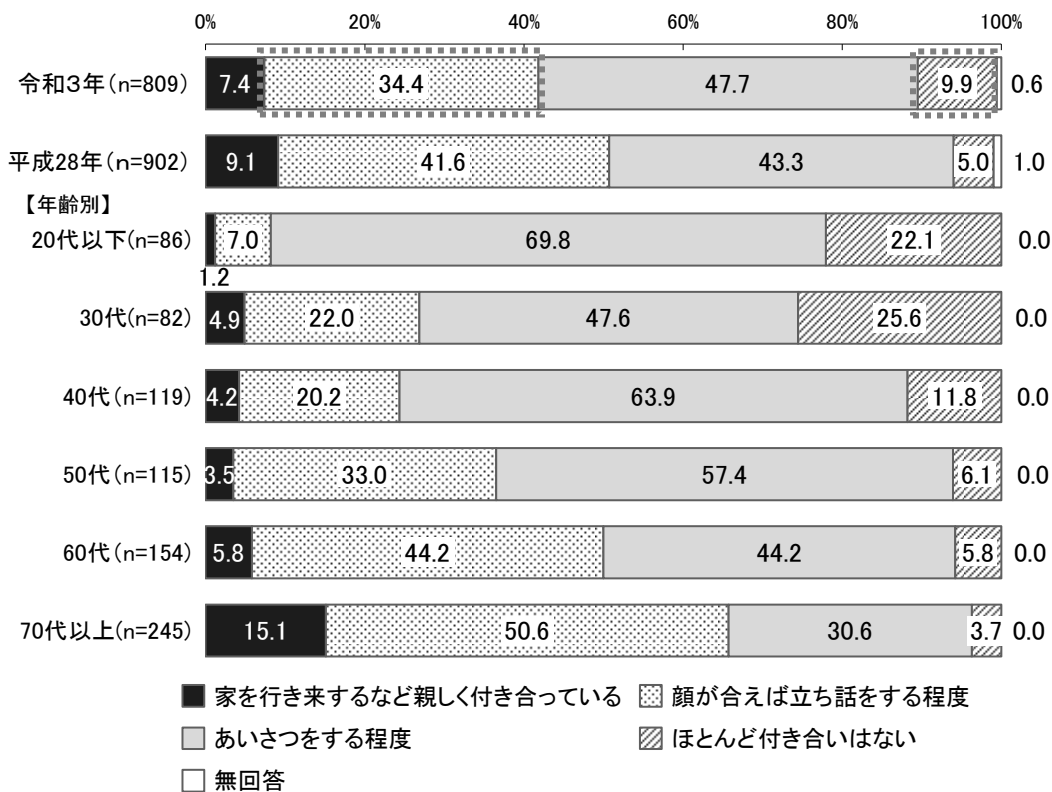
項目	内容
調査対象者	豊川市内在住の18歳以上の2,000人
抽出方法	住民基本台帳から層化無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和3年11月1日から12月15日
回収結果	有効回収数:809件 有効回収率:40.5%

①地域との関わりや支えあいについて

近所との付き合いについて、「あいさつをする程度」が最も高く、次いで「顔が合えば立ち話をする程度」となっています。平成28年と比較すると、特に「顔が合えば立ち話をする程度」が減少し、「ほとんど付き合いはない」が増加しています。

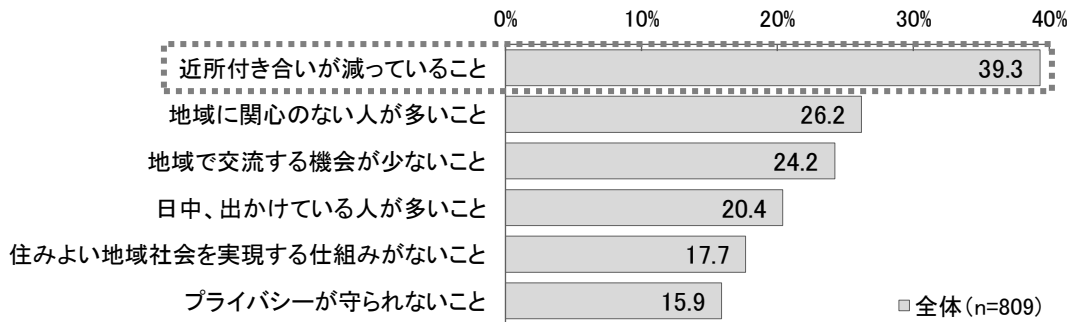
年齢別では、年齢が高くなるにつれて「家を行き来するなど親しく付き合っている」「顔が合えば立ち話する程度」の割合が高くなっています。

■近所との付き合いの程度(単数回答)



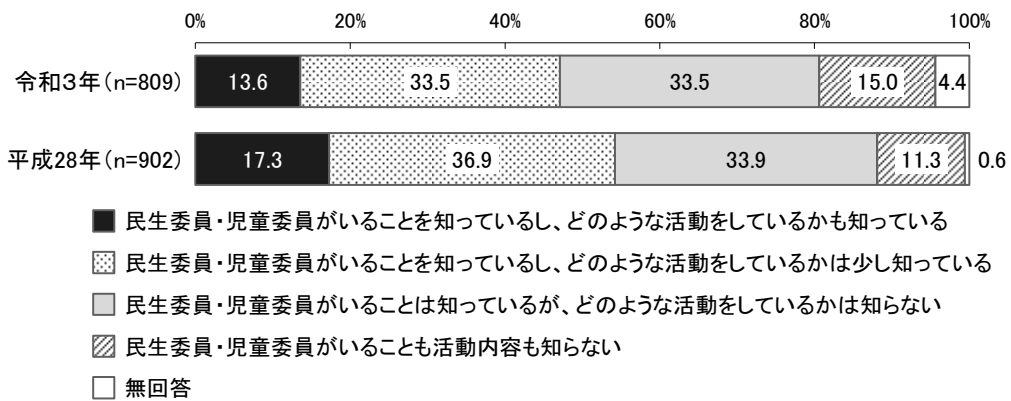
住みやすい地域を実現していく上での問題については「近所付き合いが減っていること」が最も高くなっています。

■住みやすい地域を実現する上での問題(15%以上を抜粋)(複数回答)



民生委員・児童委員の認知度について、『活動内容を知っている』『活動内容を知らない』ともに5割弱となっています。平成28年と比較すると、『活動内容を知っている』は減少しています。

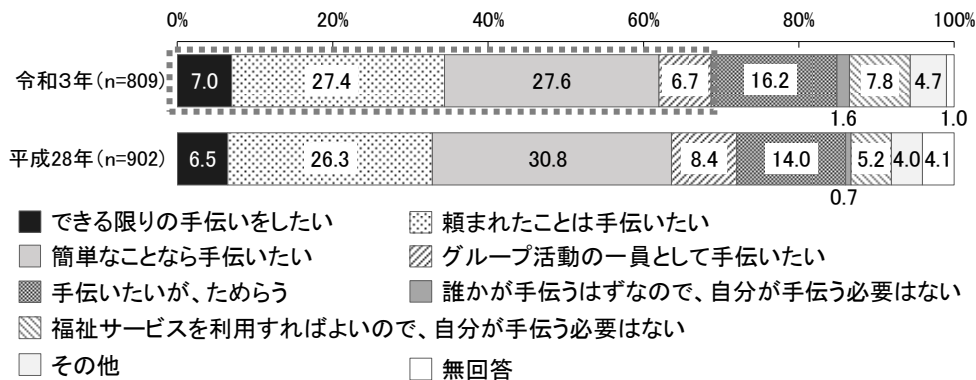
■民生委員・児童委員の認知度(単数回答)



※『活動内容を知っている』:「民生委員・児童委員がいることを知っているし、どのような活動をしているのかも知っている」と「民生委員・児童委員がいることを知っているし、どのような活動をしているかは少し知っている」の合計、『活動内容を知らない』:「民生委員・児童委員がいることは知っているが、どのような活動をしているかは知らない」と「民生委員・児童委員がいることも活動内容も知らない」の合計

近所に何らかの支援を必要としている人がいた場合、どのように手伝いたいかについて、「簡単なことなら手伝いたい」が最も高く、次いで「頼まれたことは手伝いたい」が高くなっています。平成28年と比較すると、『手伝いたい』市民の割合は減少しています。

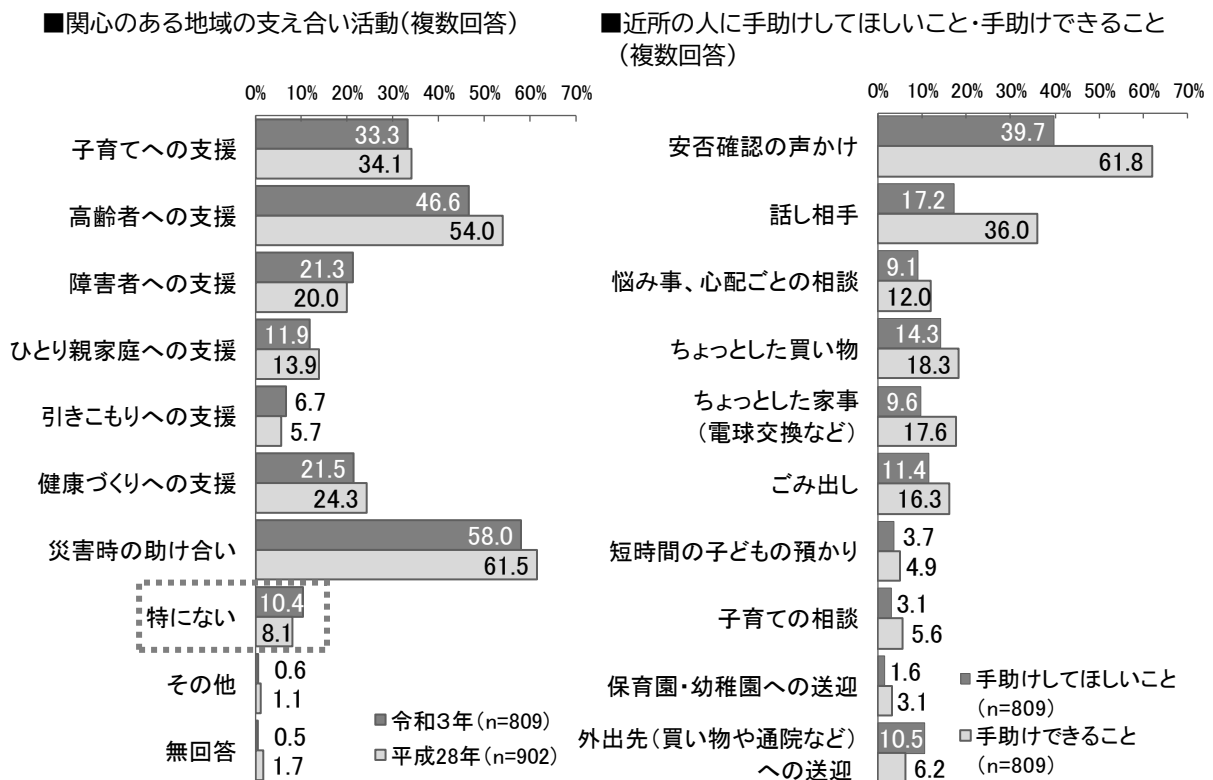
■近所に何らかの支援を必要としている人がいた場合、どのように手伝いたいか(単数回答)



※『手伝いたい』:「できる限りの手伝いをしたい」と「頼まれたことは手伝いたい」と「簡単なことなら手伝いたい」と「グループ活動の一員として手伝いたい」の合計

関心のある地域での支え合い活動について、「災害時の助け合い」が最も高く、次いで「高齢者への支援」が高くなっています。平成 28 年と比較すると、「特にない」が増加しています。

自分が困った場合に手助けしてほしいこと、また、近所に困っている人がいた場合に手助けできることについて、ともに「安否確認の声かけ」が最も高く、次いで「話し相手」が高くなっています。また、「外出先（買い物や通院など）への送迎」以外で、「手助けできる」が「手助けしてほしい」を上回っています。

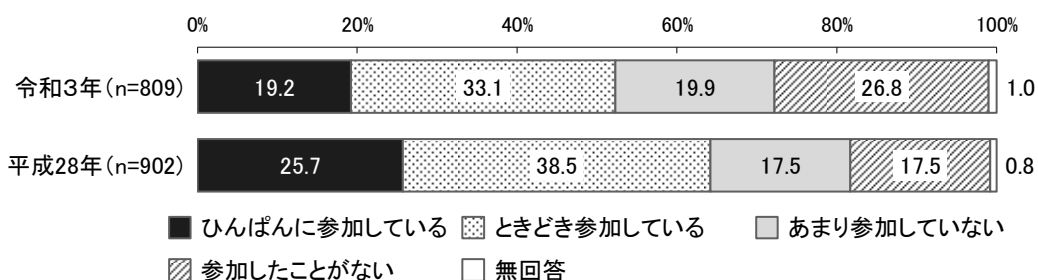


※「特にない」「その他」「無回答」を除く

②ボランティア・地域活動等への参加について

ここ5年間の地域行事（祭や盆踊り等）や活動（清掃等）への参加の程度について、『参加している』が5割強、『参加していない』が5割弱となっています。平成 28 年と比較すると、『参加している』は減少しています。

■ここ5年間の地域行事や活動への参加の程度(単数回答)



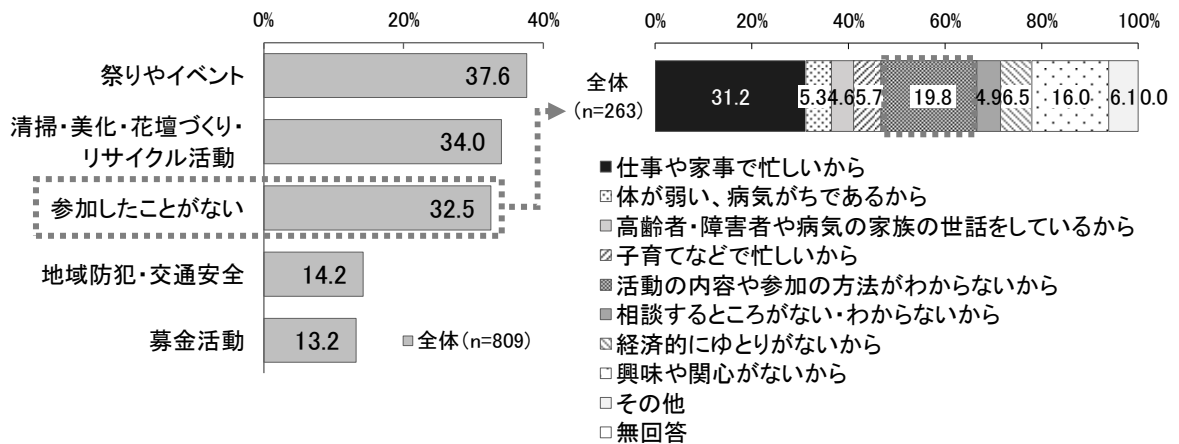
※『参加している』:「ひんぱんに参加している」と「ときどき参加している」の合計、『参加していない』:「あまり参加していない」と「参加したことがない」の合計

参加経験のあるボランティア・地域活動について、「祭りやイベント」が最も高く、次いで「清掃・美化・花壇づくり・リサイクル活動」が高くなっています。また、それらに次いで、約3割が「参加したことがない」と回答しています。

年齢別では、特に30代以下で「参加したことがない」が高くなっています。

参加したことがない理由としては、「仕事や家事で忙しいから」が最も高く、次いで「活動の内容や参加の方法がわからないから」が高くなっています。

■参加経験のあるボランティア・地域活動(10%以上を抜粋) (複数回答) ■参加したことがない理由(単数回答)



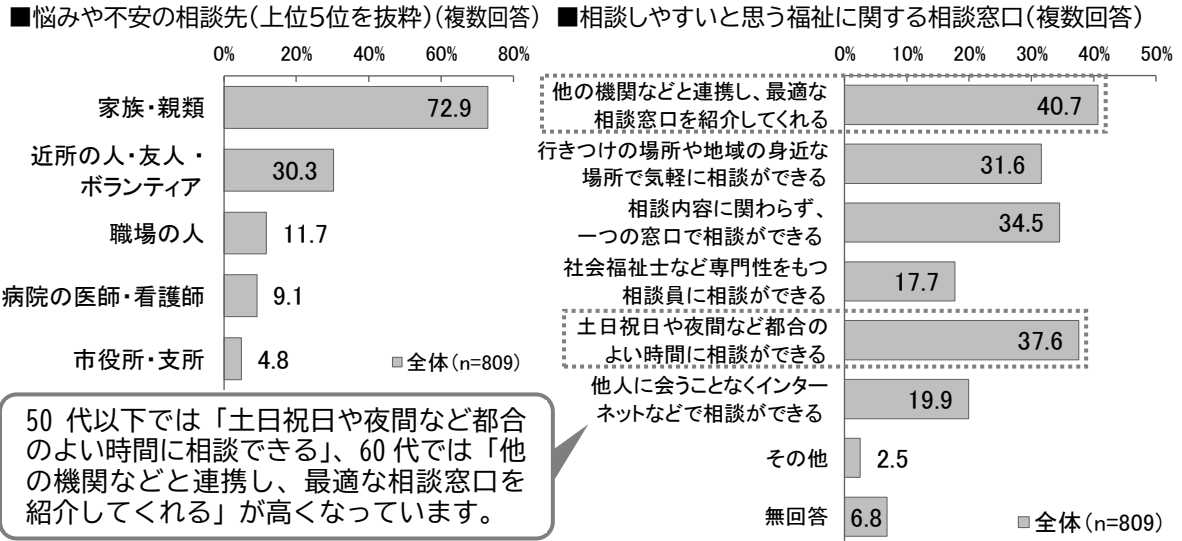
■年齢別参加経験のあるボランティア・地域活動(複数回答)

年齢別	20代以下(n=86)	子育てや子どもへの支援	高齢者への支援	障害者への支援	自然環境の保護(里山保全等)	清掃・美化・花壇づくり・リサイクル活動	祭りやイベント	募金活動	災害ボランティア	文化、芸術、スポーツの振興	外国人への支援	健康づくり	地域防犯・交通安全	その他	参加したことがない	無回答
20代以下(n=86)	3.5	3.5	5.8	-	19.8	33.7	15.1	2.3	9.3	1.2	1.2	1.2	-	40.7	3.5	
30代(n=82)	15.9	7.3	2.4	1.2	25.6	23.2	8.5	1.2	7.3	1.2	2.4	6.1	-	53.7	1.2	
40代(n=119)	9.2	6.7	2.5	1.7	31.1	47.9	21.0	3.4	6.7	3.4	1.7	13.4	1.7	29.4	0.8	
50代(n=115)	12.2	5.2	3.5	3.5	45.2	46.1	16.5	6.1	8.7	1.7	3.5	16.5	2.6	27.0	2.6	
60代(n=154)	11.0	7.1	6.5	3.9	41.6	44.2	11.0	5.2	5.8	0.6	5.2	19.5	2.6	25.3	5.8	
70代以上(n=245)	3.7	10.6	2.9	2.0	32.7	31.0	10.6	3.3	10.6	0.8	9.0	17.1	1.2	31.0	9.8	

③不安や相談について

悩みや不安の相談先について、「家族・親類」が最も高く、次いで「近所の人・友人・ボランティア」が高くなっています。

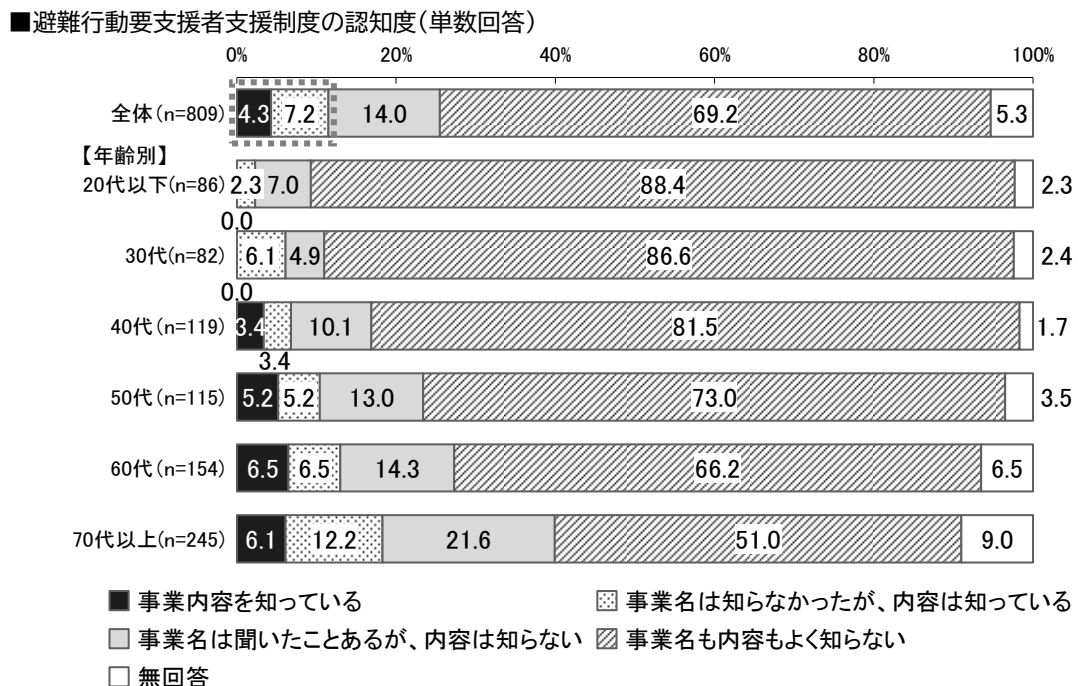
相談しやすいと思う福祉に関する相談窓口について、「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」が最も高く、次いで「土日祝日や夜間など都合のよい時間に相談ができる」が高くなっています。



④災害時について

避難行動要支援者支援制度の認知度について、『事業内容を知らない』が8割以上で、『事業内容を知っている』を上回っています。

年齢別では、年齢が高くなるにつれて『事業内容を知っている』の割合が高くなっていきます。

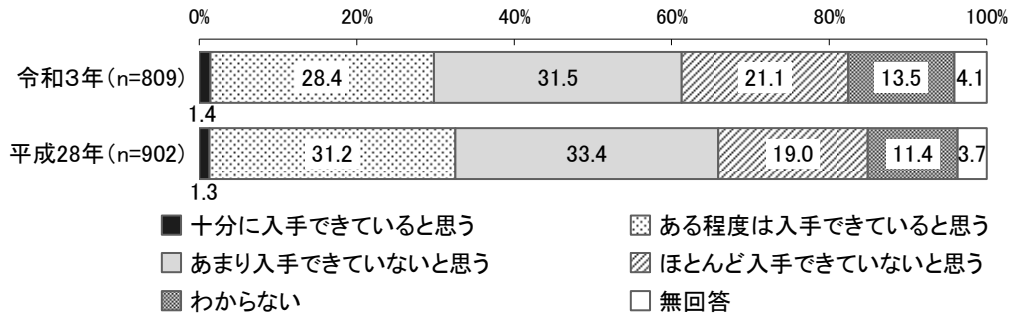


※『事業内容を知っている』:「事業内容を知っている」と「事業名は知らなかったが、内容は知っている」の合計、『事業内容を知らない』:「事業名は聞いたことあるが、内容は知らない」と「事業名も内容もよく知らない」の合計

⑤福祉情報の入手について

福祉サービスに関する情報の入手状況について、『入手できていないと思う』が5割以上で、『入手できていると思う』を上回っています。平成28年と比較すると、『入手できていると思う』は減少しています。

■福祉サービスに関する情報の入手状況(単数回答)



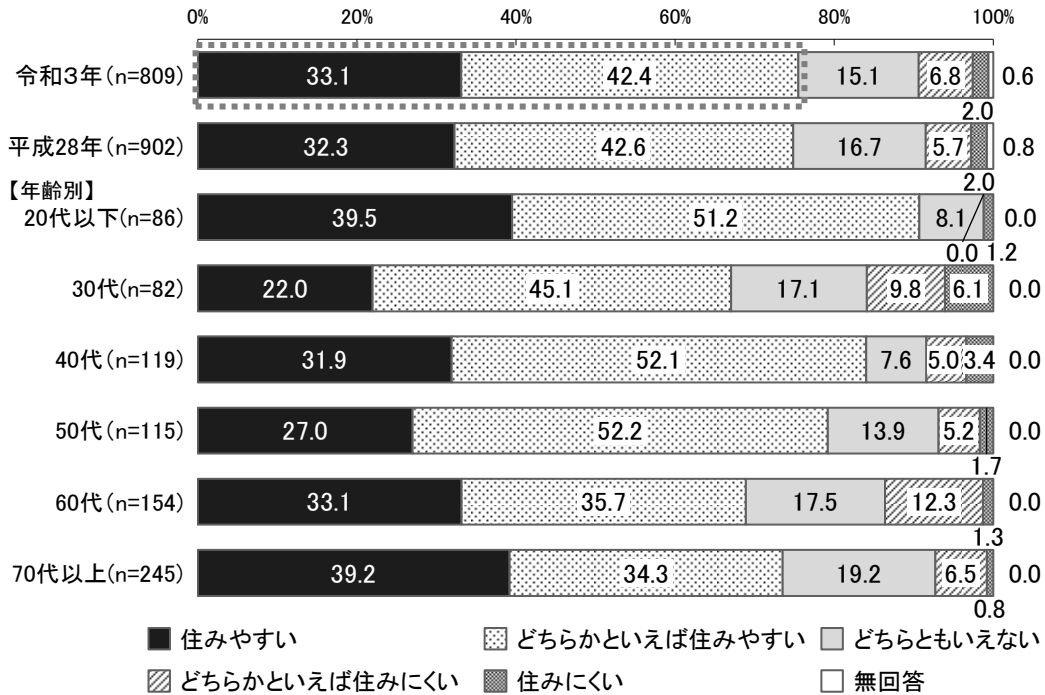
※『入手できていると思う』:「十分に入手できていると思う」と「ある程度は入手できていると思う」の合計、『入手できていないと思う』:「あまり入手できていないと思う」と「ほとんど入手できていないと思う」の合計

⑥地域福祉全般について

地域の住みやすさについて、『住みやすい』が7割以上で、『住みにくい』を上回っています。平成28年と比較しても、大きな変化はみられません。

年齢別では、「住みやすい」の割合が20代以下と70代以上で高く、30代では低くなっています。

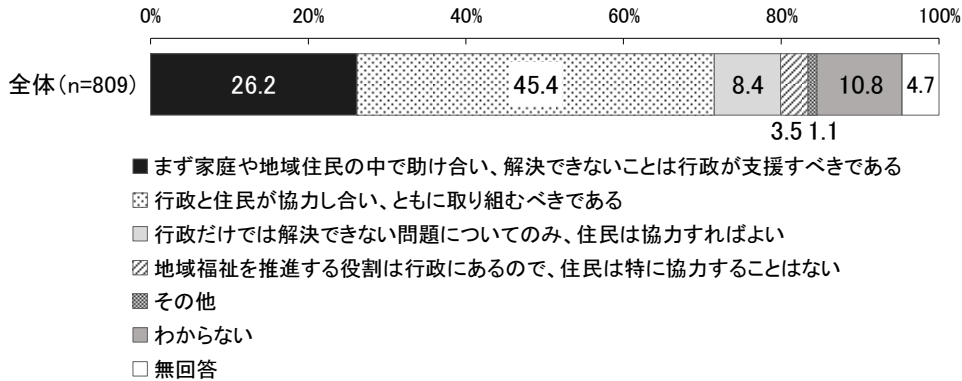
■地域の住みやすさについて(単数回答)



※『住みやすい』:「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計、『住みにくい』:「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」の合計

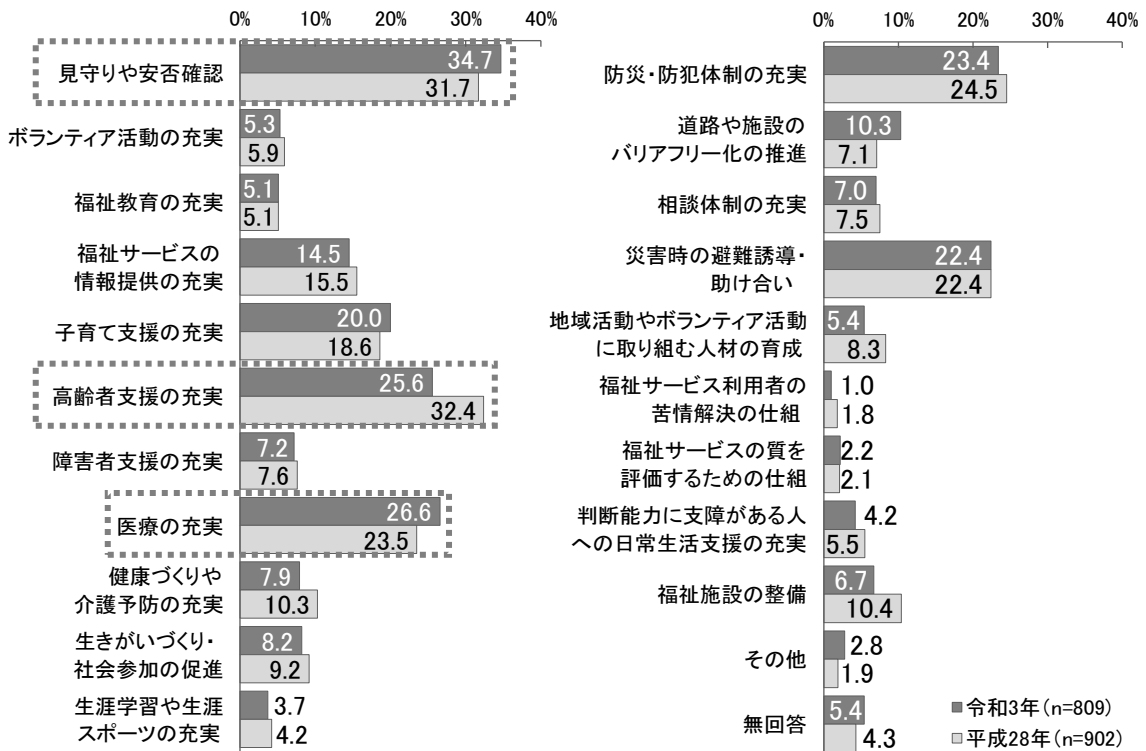
地域福祉を推進させていく上での行政と地域住民の関係について、「行政と住民が協力し合い、ともに取り組むべきである」が最も高く、次いで「まず家庭や地域住民の中で助け合い、解決できないことは行政が支援すべきである」が高くなっています。

■地域福祉を推進させていく上での行政と地域住民の関係(単数回答)



誰もが安心して暮らしていくために必要だと思うことについて、令和3年では「見守りや安否確認」が最も高く、次いで「医療の充実」が高くなっています。平成28年と比較すると、特に「高齢者支援の充実」の割合が低く、「見守りや安否確認」「医療の充実」の割合が高くなっています。

■誰もが安心して暮らしてために必要だと思うこと(複数回答)



(2) 活動者アンケート調査結果概要

市内に居住する地域福祉活動を実践する民生委員・児童委員や福祉委員等の地域福祉に関する意識や意見、地域で活動していく上での課題などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、活動者アンケート調査を実施しました。

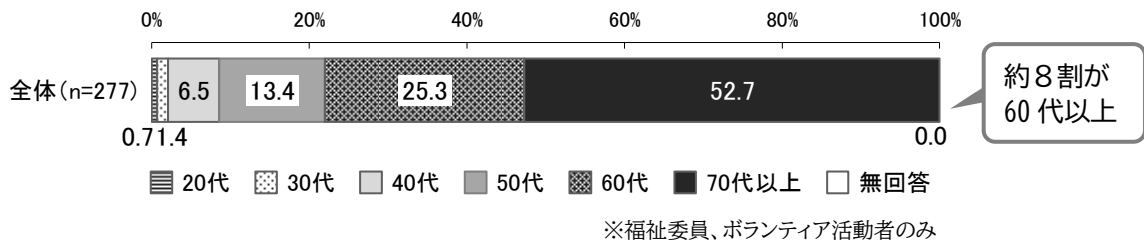
■活動者アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象者	民生委員・児童委員 291 人、福祉委員 163 人、ボランティア活動者 248 人
抽出方法	悉皆調査
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和3年11月1日から12月24日
回収結果	有効回収数:529件 有効回収率:75.4%

①活動者や活動の状況について

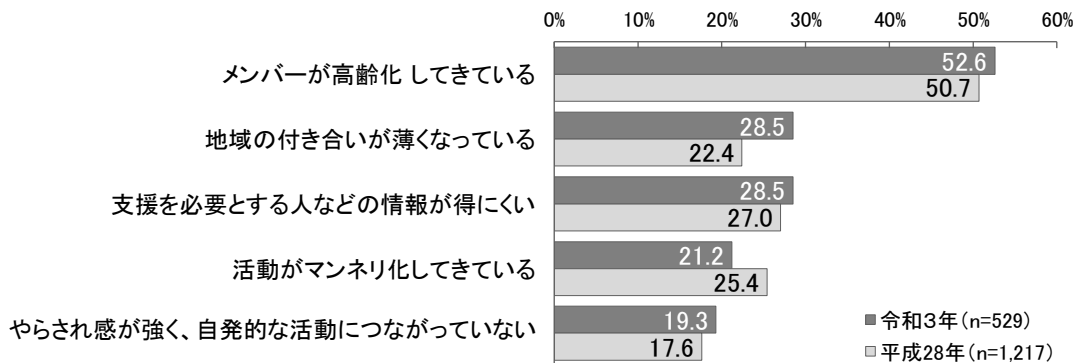
活動者の年齢について、「70代以上」が最も高く、次いで「60代」となっています。

■活動者の年齢(単数回答)



活動をしている中での困りごとについて、「メンバーが高齢化してきている」が最も高く、次いで「地域の付き合いが薄くなっている」「支援を必要とする人などの情報が得にくい」となっています。平成28年と比較すると、「近所の付き合いが薄くなっている」の割合が高くなっています。

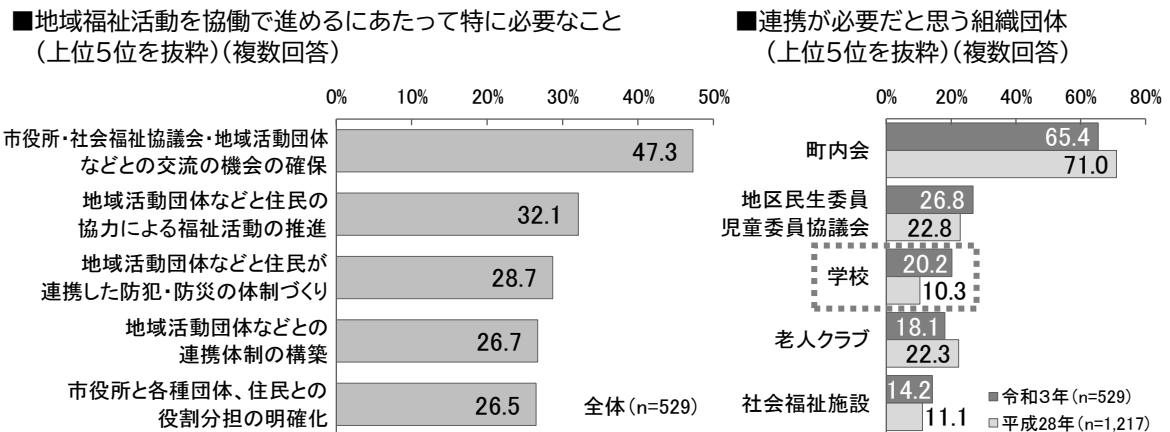
■活動をしている中での困りごと(上位5位を抜粋)(複数回答)



②団体間の連携について

地域福祉活動を市役所・社会福祉協議会・関係団体、住民と協働で進めるにあたって、特に必要なことについて、「市役所・社会福祉協議会・地域活動団体などとの交流の機会の確保」が最も高く、次いで「地域活動団体などと住民の協力による福祉活動の推進」となっています。

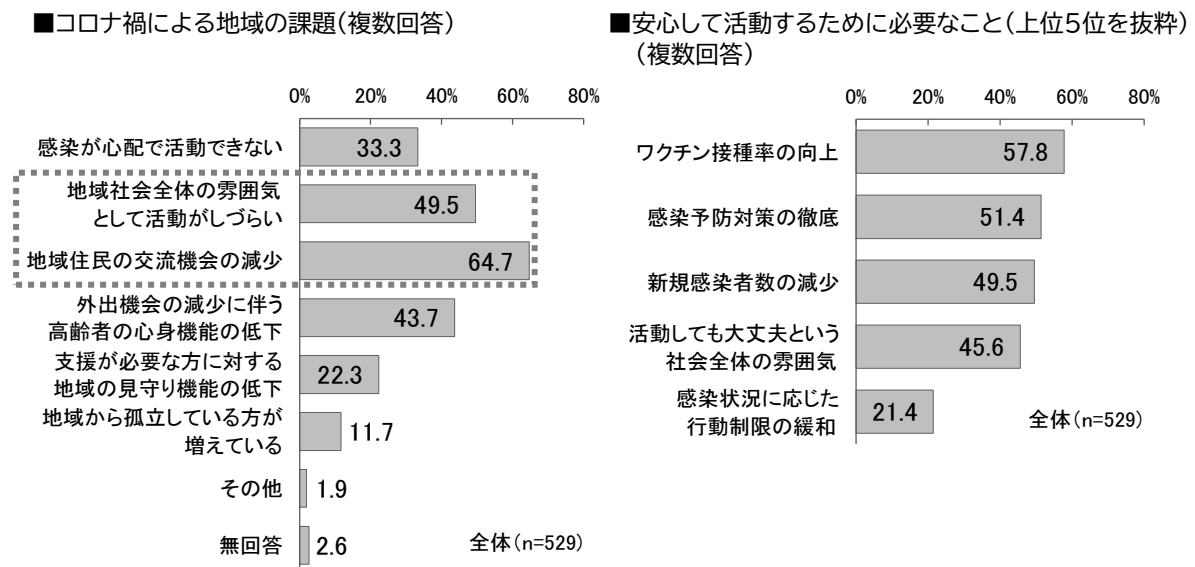
連携が必要だと思う組織団体について、「町内会」が最も高く、次いで「地区民生委員児童委員協議会」となっています。平成28年と比較すると、「学校」の割合が高くなっています。



③コロナ禍の影響について

コロナ禍による地域の課題について、「地域住民の交流機会の減少」が最も高く、次いで「地域社会全体の雰囲気として活動がしづらい」となっています。

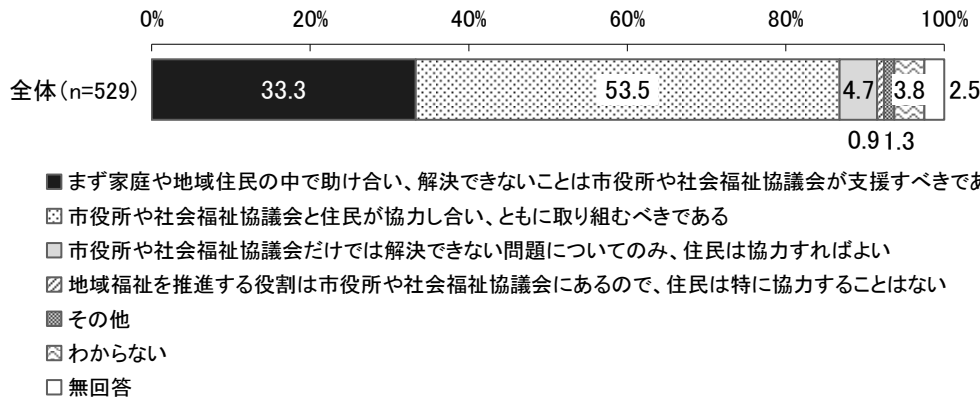
安心して活動するために必要なことについて、「ワクチン接種率の向上」が最も高く、次いで「感染予防対策の徹底」となっています。



④地域福祉全般について

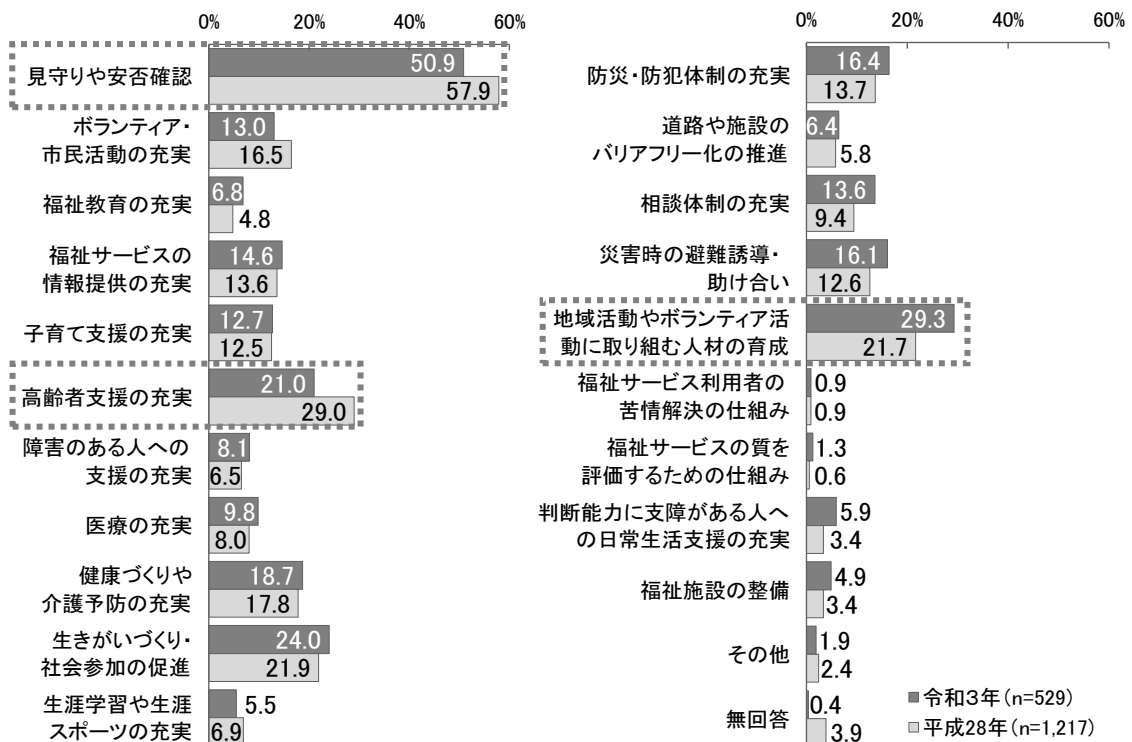
地域福祉を推進させていく上での市役所や社会福祉協議会と地域住民の関係について、「市役所や社会福祉協議会と住民が協力し合い、ともに取り組むべきである」が最も高く、次いで「まず家庭や地域住民の中で助け合い、解決できないことは市役所や社会福祉協議会が支援すべきである」が高くなっています。

■地域福祉を推進させていく上での市役所や社会福祉協議会と地域住民の関係(単数回答)



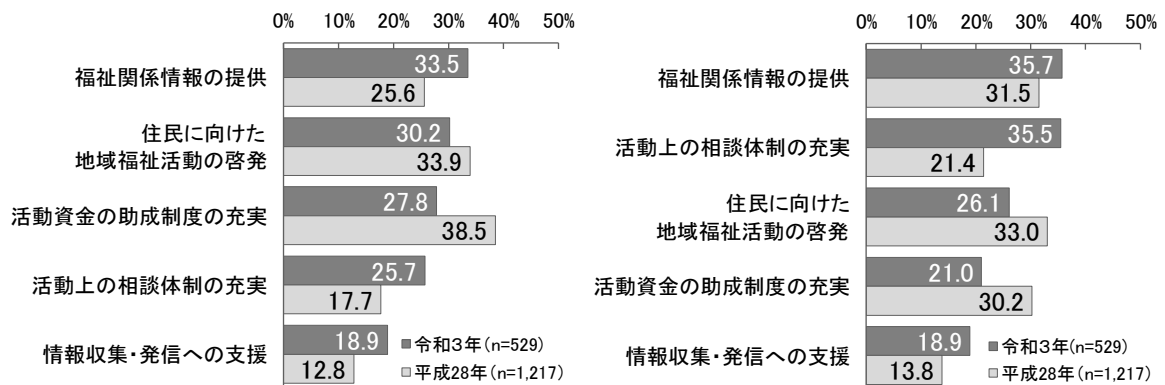
誰もが安心して暮らしていくために必要だと思うことについて、令和3年では「見守りや安否確認」が最も高く、次いで「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」が高くなっています。平成28年と比較すると、特に「高齢者支援の充実」「見守りや安否確認」の割合が低く、「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」の割合が高くなっています。

■誰もが安心して暮らしていくために必要だと思うこと(複数回答)



さまざまな地域福祉活動を推進していく上で、市役所や社会福祉協議会に期待することについて、市役所、社会福祉協議会ともに「福祉関係情報の提供」が最も高くなっています。次いで、市役所では「住民に向けた地域福祉活動の啓発」、社会福祉協議会では「活動上の相談体制の充実」が高くなっています。平成28年と比較すると、どちらも「活動上の相談体制の充実」「福祉関係情報の提供」の割合が高くなっています。

■市役所に期待すること(上位5位を抜粋)(複数回答) ■社会福祉協議会に期待すること(上位5位を抜粋)(複数回答)



3 福祉団体ヒアリング調査結果

市内で活動する各福祉団体から地域の福祉課題を抽出するとともに、その解決につながる具体的な活動や、社会福祉協議会や市に求める支援方法等を検討するための基礎資料として、福祉団体ヒアリング調査を実施しました。なお、市内7高等学校については、回答しやすいように設問の文章を一部加工しました。

■福祉団体ヒアリング調査の概要

項目	内容
調査対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川市ボランティア連絡協議会 ・豊川市障害者(児)団体連絡協議会 ・豊川市介護保険関係事業者連絡協議会居宅介護・介護予防支援事業所部会 ・豊川市社会福祉施設協会 ・子育てネットワークあいち東三河豊川支部 ・豊川市障害者地域自立支援協議会相談支援事業所会議 ・豊川市老人クラブ連合会 ・市内高等学校
調査方法	事前のシート調査及び面談による聴取
調査期間	令和4年5月20日から7月8日

①豊川市ボランティア連絡協議会

項目	主な意見
団体として地域貢献できること	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の介護施設や個人宅での傾聴訪問、電話傾聴 ・訪問施設、個人宅への絵手紙送付 ・ろう者協会等関係団体と手話体験を開催 ・聞こえない方との交流や情報保障等の協力 ・脳トレ、身体を動かすことへの支援
地域住民に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の手助け ・現在参加の少ない人（男性、若者）の参加 ・役割としてではなく、主体的に楽しく自由にできるグループの立ち上げ
社会福祉協議会や市に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのボランティア団体のPRと積極的活用の促進 ・男性が得意な分野のボランティア活動啓発 ・傾聴ボランティア活動を切り口とした、地域に住む独居高齢者の安否確認手段の充実 ・コミュニケーションボードの使い方の周知

②豊川市障害者(児)団体連絡協議会

項目	主な意見
団体として地域貢献できること	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員としての活動 ・登下校の見守り、公園の草刈等 ・コロナ禍における孤独や不安の解消のための戸別訪問 ・災害時に備えて、毎月1回程度ろう者協会会員の安否確認訓練を実施 ・ヘルプマーク(カード)を持っている人への声かけや支援

項目	主な意見
地域住民に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの時から地域で障害者も暮らしていることを知って理解、協力してほしい ・災害時、避難所での障害者への理解、受け入れ ・自分の地区に障害のある人がいる事を知る ・日頃の声かけ、見守り
社会福祉協議会や市に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所体験会の開催 ・障害者理解のための民生委員・児童委員との交流 ・いつでも気軽に相談できるカフェの設置協力 ・相談員と頻りにコミュニケーションがとれ、アドバイスがもらえるように相談員数の増員 ・家族の心のケア ・窓口に手話ができる人を設置 ・福祉事業所自主製品のPR、販売の場所、機会の拡大 ・学齢期に障害のある人も一緒に地域で生活していることを知ってもらう機会づくり ・団体への入会を促進する対策 ・広報などによるイベントや家族会の周知

③豊川市介護保険関係事業者連絡協議会居宅介護・介護予防支援事業所部会

項目	主な意見
団体として地域貢献できること	<ul style="list-style-type: none"> ・市民講座などについての情報提供 ・地域にある身近な相談窓口としての周知 ・要介護度に限らず困っている方が気軽に相談できる事業所づくり ・高齢者だけでなく、家族についての支援（障害者支援、成年後見、生活保護など） ・地域の方からの相談を圏域の地域包括支援センター、各関係機関につなげる ・地域の会議等に参加、社会資源の発掘や情報提供 ・訪問診療、訪問看護などと連携した自宅での看取りの支援
地域住民に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・独居や高齢者世帯に対して、関心を持って見守りや声かけ ・困っている人や気になる人について市や地域包括支援センターにつなげる ・町内会活動を通じた、日頃のあいさつや安否確認など、顔の見える関係性づくり ・施設行事や避難訓練等への参加
社会福祉協議会や市に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口であることの周知、アピール ・複合的な課題を持っている世帯への支援の連携 ・小さな困り事を解決できる地域ボランティアの育成・LINEやホームページによるさらなる周知 ・要支援・要介護者でない高齢者世帯や独居の方の買い物や通院の支援 ・本人の身近な方が市民後見人として支えていく体制づくり ・地域住民に対しての成年後見制度の周知 ・医師や専門職と地域との強いつながりができるような環境づくり ・活動内容、社会資源等の情報提供・共有するツールづくり

④豊川市社会福祉施設協会

項目	主な意見
団体として 地域貢献 できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動、非常時の福祉避難所 ・ 高校、資格取得希望者の実習、中学などの体験学習の受け入れ ・ 入所小学生の登下校見守りを通じた、地域の小・中学生に対する見守り支援 ・ 地域の方、高齢、障害のある方が日本の伝統芸能に触れる機会の提供 ・ イベントを通じた福祉サービスの理解促進と利用者との交流促進 ・ 広報等を通じた障害の理解促進 ・ 夏祭り等交流活動、認知症カフェ
地域住民に 望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の協力 ・ 施設利用者の見守り支援 ・ 地元の資源の活用やお祭りへの参加を通じた交流 ・ 施設や障害への理解 ・ 相互協力できるような関係性の構築
社会福祉協議会 や市に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業のイメージアップや市民の理解を深める取り組み ・ 地域住民へ福祉避難所の周知と具合的な体制などの指導 ・ 利用できる福祉サービスや制度の情報提供をより充実 ・ オンラインなどの活用 ・ 高齢・障害等の支援機関の連携強化 ・ ふれあい活動の拡充 ・ 情報ツールなどを活用したつながりの強化 ・ ワンストップ窓口 ・ 福祉課や教育委員会と連携し、小中学校での障害者や高齢者、施設への理解を深めるような取り組み

⑤子育てネットワーカーあいち東三河豊川支部

項目	主な意見
団体として 地域貢献 できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センターの事業「ブックスタート」と「2歳児健診」のサポートへの参加 ・ 防犯のために警察官と保育園を巡回 ・ 高齢者サロンでの紙芝居 ・ 絵本を通じた子どもや高齢者等、分野を超えた活動
地域住民に 望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てネットワーカーのことをもっと知ってもらう ・ 子育てネットワーカーのさまざまな人材の活用 ・ 地域の子育てサロンやサークルのお手伝い ・ 読み聞かせや工作等、活動依頼
社会福祉協議会 や市に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てネットワーカーの活用 ・ 子育てサロン・サークルへ活動内容等の周知

⑥豊川市障害者地域自立支援協議会相談支援事業所会議

項目	主な意見
団体として地域貢献できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者理解や福祉サービスの理解促進に関する講座を地域向けや利用者向け、支援者向けに開催
地域住民に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者への理解 ・ 障害児者が地域で普通に暮らしていけるよう、障害に対して少しでも理解や歩み寄りの意識を持つ ・ 公共の施設や在宅、交通機関などへのバリアフリー化の促進について、他人事ではなく自分事としての理解や協力 ・ 災害時の協力 ・ 障害のあるなしに関わらず、心配なこと気になることや人などについて、関係機関への連絡 ・ 民生委員・児童委員との接触の機会を設ける ・ 相談支援専門員ができる範囲やできない範囲などの理解
社会福祉協議会や市に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者分野、CSWとの連携 ・ 相談支援専門員など人材の確保 ・ 24時間対応窓口の設置 ・ 何をしているか、何をしてくれる機関なのかの周知 ・ 障害者の方が集まれる場所やレクリエーションの情報提供 ・ 現場の実態を理解した各課や専門機関の連携、協働 ・ 子どもの虐待、不登校、不就労、ひきこもり等への対策、支援 ・ 制度の充実や手続きの簡易化 ・ ホームページやパンフレットの見やすさの改善 ・ 放課後等デイサービスのような日中活動終了後、しばらく預かってもらうことができるような支援

⑦豊川市老人クラブ連合会

項目	主な意見
団体として地域貢献できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校卒業記念作品制作指導 ・ 小学生の朝の通学見守り ・ 地元信用金庫との連携事業「老人会の作品展」を通じた地元との交流 ・ 地域住民との盆踊り、朝のラジオ体操などの行事参加による交流事業 ・ 敬愛訪問活動の充実
地域住民に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の援助組織の充実 ・ 誰でも立ち寄ることのできる高齢者の集合場所の充実 ・ 具体的な役割の充実、特に災害時の責任者の設置 ・ できるだけ多くの人に参加してもらうための日常的な声かけ
社会福祉協議会や市に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援体制のわかりやすい周知 ・ オンラインによる連絡や会議の早急な実施 ・ 全国老人クラブ連合会他、関連団体の情報収集、提供 ・ 地域密着型の高齢者集会施設の設置 ・ 年齢重視でタクシー券、バス利用券の発行 ・ オープンカレッジのような趣味の学習講座の無料化 ・ 町内会活動の充実と活性化のための支援

⑧市内高等学校

項目	主な意見
実施している活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ウクライナへの募金 ・エコキャップ集め ・花壇への花植え ・自宅の近隣の神社、高齢者が住んでいる家、道路の清掃、除草作業 ・赤い羽根募金 ・アイシティECOプロジェクト（コンタクトレンズケースリサイクル） ・夏休みの学校での物づくり教室 ・献血ボランティア ・カーボンニュートラルの活動
住んでいる地域の良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ・緑、自然豊か ・住民が親切で仲が良い ・明るいあいさつが盛ん ・公園の多くが住宅地の近くにあり、親子で気軽に遊びに来ることができる ・長い歴史が残るまちなみ ・都心部の名古屋までのアクセスが良好 ・事故対策を頑張っている（0の日など）
住んでいる地域の不安なところ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進んで、支援を十分に受けることのできない方もいるのでは ・自然豊かな分、自然災害や地震、洪水、害虫の発生等が心配 ・交通事故の多さ ・交通ルールを守れていない人が多い ・通学路の街灯が少なく、冬季など部活動や補習後の帰宅時間が遅くなると通学が不安 ・通学路の車通りが多い ・交通の便が悪い
自分たちが地域でできると思うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動に積極的に参加し、困った人を見つけたら助ける ・これまでどおりボランティアに参加すること ・困っている人がいたら積極的に声をかけたり、周りを見ること ・地域の人たちと交流することによって手を取り合い助け合う ・ゴミ拾い ・地元をもっとよく知り、問題提起・解決をめざす ・ボランティアに積極的に参加 ・あいさつをする意識の向上 ・地域の皆さんとのふれあい会（行事づくり） 例：小さなお祭り、学校行事への地域の方の参加（学校の様子を紹介、問題の共有）、530運動のようないい環境をつくるための活動 ・日頃からあいさつをする（コミュニケーションをたくさんとる） ・ボランティアの日程等の情報収集（いつ、どこで、何のボランティア活動が予定されているかを知っていれば参加もできるから） ・市主催の救命講習等で得た知識を活かした、災害時や事故発生時の地域での助け合い、人命に関わるサポート

4 地域福祉懇談会

本計画の策定にあたっては、10 中学校区 34 地区において地域福祉懇談会を開催し、身近な地域における課題や今後、地域で取り組むべきことについて、検討を行いました。

■地域の課題

テーマ	主な意見の内容
1 助け合い意識	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい世帯の転入があるが、交流が少ない ・隣人同士でも顔を合わせて声をかけ合うことが少ない ・地域福祉に関する意識が低い
2 地域交流・ふれあいの場	<ul style="list-style-type: none"> ・学校とのつながり、子どもとのつながりが減った ・若い世代との交流機会がない ・集会所が活用されていない ・三世代交流の機会が少ない
3 見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り隊の高齢化 ・独居の高齢者世帯、空き家が増加している
4 ボランティア・市民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの会員は多くいるが、旗振り役がいない ・活動者の高齢化 ・サロンへの男性参加者が少ない ・若い世代の育成、各組織の後継者不足
5 町内会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会を抜ける人が増えている ・役員のなり手がいない
6 地域活動者の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員等の地域活動者同士の交流機会の減少 ・老人クラブ、子ども会、PTA組織の連携が必要
7 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取り扱いが難しく、情報の共有がしにくい ・高齢者に必要な情報が届いていない ・町内会未加入者に対して情報の提供ができない ・マナーを守らない人がいる
8 身近な地域の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の便が悪く、買い物や通院等の外出が不便 ・免許返納者の買い物や外出が不便 ・コミュニティバスの利用者が少ない
9 防災・防犯活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識が低い ・中学校区の防災備品について、地域住民への周知が不足している ・地域の協力体制や避難場所の整備など災害への備えが必要 ・災害時避難行動要支援者の把握が必要 ・交通量が多く危険な場所がある
10 コロナ禍の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・地区活動がコロナ禍においても継続できるしくみづくりが必要 ・コロナ禍で休止になったサロンがある ・コロナ禍により、地区のイベントが中止となり、交流の機会が減少した ・コロナ禍の影響で地域福祉活動や行事の休止期間が長くなると活動方法を知っている人が少なくなり、再開できるか心配

5 本市の地域福祉の主要課題

「第3次豊川市地域福祉計画」について、施策の実施状況、各種調査結果などから、基本目標ごとに評価を行い、本市における課題をまとめました。

基本目標1 みんなでふれあい 学ぶ 絆と交流の場づくり～知りましょう～

【実施状況】

- ・ 広報紙やホームページ、SNSなどを利用し、福祉に関する情報提供や啓発活動を推進しました。
- ・ 講座や交流会などの実施にあたり、ICTの活用など開催方法を工夫して事業の継続に努めました。
- ・ 住民主体の通いの場や認知症カフェなどの立ち上げの支援、活動拠点となる施設の修繕や機能強化などの整備に係る支援を行い、居場所づくりや地域交流を推進しました。

【各種調査結果からみる現状】

- ・ 活動者からは、市や社会福祉協議会に期待することとして「福祉関係情報の提供」の割合が最も高く、活動する上で必要な情報の提供や共有を要望する意見がありました。
- ・ 市民からは、住みやすい地域を実現する上での問題として「近所付き合いが減っていること」「地域に関心のない人が多いこと」「地域で交流する機会が少ないこと」の割合が高く、また、地域の行事や活動等へ参加していない理由として「仕事や家事・育児・介護で忙しい」「情報が入ってこない」「活動内容に興味・関心がない」の割合が高くなっており、自由意見では世代に合った行事や地域一体となれるような行事を要望する意見がありました。
- ・ 団体活動そのものや、支援を必要としている高齢者や障害者に対する理解を深めてほしいとの意見がありました。

課題

- ICTのより効果的な活用や情報提供の方法の検討
- 地域の助け合い意識を高めるための機会や交流の場づくりの推進
- 活動者や活動団体、高齢者、障害者への理解の促進

基本目標2 みんなで創る 助け合い 支えあいのしくみ～参加しましょう～

【実施状況】

- ・高齢者地域見守りネットワークの協力機関と連携し、見守り活動を推進しました。
- ・SNSや企業情報誌なども活用してボランティア・市民活動に活用できる情報の発信を行うとともに、活動者（団体）の育成のための講座や交流の場を開催してボランティア・市民活動の活性化や人材育成に努めました。
- ・町内会活動を促進するため、町内会の周知や民間不動産業者などとの協働による町内会加入促進に取り組みました。

【各種調査結果からみる現状】

- ・障害のある方たちからは、自分が住んでいる地域にも支援が必要な人がいることを知ってほしいとの意見がありました。
- ・活動者からは、連携が必要と思われる団体を「町内会」と回答した割合が最も高く、町内会との連携を重要視する意見がありました。
- ・町内会について、市民アンケート調査では特に若い世代での加入率が低く、自由意見では高齢化や負担が多く役員のなり手がいないことが問題であるとの意見がありました。

課題

- 支援が必要な方を見守り支えあう意識の向上と人材育成の推進
- 活動者（団体）への情報提供及び連携、支援の充実
- 町内会などの地域組織への加入促進

基本目標3 みんなで支える 各種福祉サービスの推進～活用しましょう～

【実施状況】

- ・ 広報紙やパンフレット、ホームページ、SNSなどにより、各種相談窓口を周知しました。
- ・ ICTを活用して、事業者等との情報共有や連絡会議の実施、資質向上のための研修や講演会などを開催しました。
- ・ CSWによる地域福祉活動や相談支援を推進し、要援護者への福祉サービスに関わる情報発信や関係者間の連携強化を図りました。
- ・ 成年後見制度などの権利擁護に関して、制度や相談窓口の周知や、関係機関との会議において対象者の情報共有や支援方策の検討などを行いました。

【各種調査結果からみる現状】

- ・ 市民アンケート調査などの自由意見において、相談窓口がどこにあるのか分かりづらいという意見や要支援者が自らサービスに辿り着けるような情報提供の環境を整備した方がよいという意見がありました。
- ・ 活動者アンケート調査では、民生委員・児童委員や福祉委員からは、「福祉関係情報の提供」や「活動上の相談体制の充実」を期待する回答が多くありました。
- ・ 成年後見制度などの権利擁護に関して、市民アンケート調査からは制度自体や相談できる窓口の認知度が低いことがみられ、活動者アンケート調査からも地域住民に対しての成年後見制度の周知や虐待などへの対策や支援を要望する意見がありました。

課題

- 相談窓口の充実と相談につながる環境の整備
- 地域の活動者への支援や連携の推進、情報の提供や共有
- 成年後見制度などの権利擁護に関する理解の促進

基本目標4 みんなで進める 人にやさしいまちづくり～広げましょう～

【実施状況】

- ・道路照明灯の増設や、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備を実施して移動困難者への移動支援の充実を図りました。
- ・防災・防犯に関する啓発や関係機関との連携強化、地域住民との協働による見守り活動を支援し、防災・防犯活動を推進しました。
- ・移動困難者などに対する地域の社会資源情報の収集と提供や地域福祉懇談会などでの地域住民との協働を推進しました。

【各種調査結果からみる現状】

- ・高校生へのヒアリング調査からは、自然が豊かな分、自然災害の発生に対する心配や、街灯の数など日頃利用する通学路に対する不安を感じているという意見がありました。
- ・災害への備えに必要なこととして、市民アンケート調査では、「道路の整備、危険箇所や避難場所の情報」「地域における支援体制の情報」が高い割合となっていますが、自由意見では「避難場所がわからない」との意見がありました。
- ・防犯に関する取り組みとして、「日頃からのあいさつ」「声かけや近所付き合い」の割合が前回調査時より減っており、自由意見でも地域のコミュニケーションを大切にすべきという意見がありました。
- ・市民アンケート調査の自由意見では、安心して生活ができるように免許を返納しても移動に困らない手段の構築を要望する意見がありました。

課題

- 危険箇所や避難場所などの防災・防犯に関する啓発や取り組みの促進
- 地域での日頃からの見守りや声かけ活動の実施
- 移動手段である交通に関する環境整備

「第3次豊川市地域福祉計画」課題のまとめ

- ・情報の提供や共有の方法について検討する必要があります。
- ・コロナ禍のような状況においても、活動を継続できるような方法を検討する必要があります。
- ・知識や意識を高めるための取り組み、講座や地域での交流の場づくりの方法を検討する必要があります。
- ・ICTツールの活用が推進されてきていますが、さらに普及されるように取り組む必要があります。
- ・計画の取り組み状況を評価するため、指標の設定が必要です。

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

本市では、「第2次豊川市地域福祉計画」から、基本理念を「ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ ～みんなで作る支えあいのまち～」と設定し、地域福祉を推進してきました。

今後、少子高齢化や核家族化が進行し、地域の支えあい機能の低下や、福祉課題の多様化・複雑化が予想される中で、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

国では、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉の推進にあたり、住民同士が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現をめざす必要があることが明記されました。多様な主体がそれぞれ役割を持ち、地域の関係団体等とつながりながら、住み続けられる持続可能な地域をつくり、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向け、さまざまな取り組みを進めていく必要があります。

本計画では、「第3次豊川市地域福祉計画」までの基本理念である「ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ」を継承しつつ、サブタイトルを「みんなで作る支えあいのまち」から「みんなで作る地域共生社会」と改め、“地域共生社会”の実現に向けて取り組む計画とします。さまざまな生活背景を有する住民一人ひとりにきめ細かく対応し、それぞれが役割と生きがいを持ち、夢のある元気なまちの実現に向けて、市及び社会福祉協議会は関係機関との連携の下、地域福祉の推進を図っていきます。

基本理念

ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ
～みんなで作る地域共生社会～

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を定め、各施策を推進していきます。

以下の4つの基本目標は、「第3次豊川市地域福祉計画」の進捗評価や各種調査の結果等から見る本市の課題、社会の潮流等を踏まえ、今後の方向性を検討した上で設定しています。

なお、基本目標は、市と社会福祉協議会が同じ方向性で推進するものとし、それぞれの役割は各施策の中で示します。

基本目標1 地域とつながる学びと交流の場づくりをすすめます

地域の問題や課題を共有する機会を充実し、福祉を学ぶ機会や市民の地域福祉への関心を高めるとともに、地域で顔の見えるつながりづくりを促します。また、誰もが地域において居場所が確保され、地域とのつながりが得られるよう、さまざまな世代の方が利用しやすい居場所や拠点の整備、市民が主体となって運営する交流の場づくりを支援します。

基本目標2 助け合い支えあいのしくみづくりをすすめます

地域活動の主体となる町内会活動が活発化されるよう、活動への支援を行います。また、地域福祉の担い手であるボランティアや市民活動団体が活発に活動できるよう、新たな人材の確保や育成を進めるとともに、市民が地域活動等に参加しやすい環境の整備や活動者同士の連携を支援し、住民参加のまちづくりを進めます。

基本目標3 必要とする方に必要な支援が届くしくみづくりをすすめます

必要とする方に必要な支援が届くよう、総合的な相談支援体制の充実や福祉サービスの充実、適切な利用促進を図るとともに、関係機関との連携体制の強化を図り、多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。また、権利擁護や生活困窮者支援の推進、判断能力に不安のある方への支援体制を強化します。

基本目標4 安全・安心に暮らすことができるまちづくりをすすめます

バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、移動手段の確保のための取り組みを進めます。また、日頃からの防災・防犯活動を充実させ、意識の向上を図るとともに、見守りや声かけなど地域の見守り活動を進めます。

3 指標の設定

本計画では、施策の実施状況を客観的に評価・検証するため、市民アンケート調査の結果から基本目標ごとに指標を定め、地域福祉を推進していきます。

基本目標1 地域とつながる学びと交流の場づくりをすすめます

指標項目	現状値	目標値
地域での支えあい活動に関心のない市民の割合	10.4%	7%
近所に支援を必要としている人がいた場合に手伝いたい市民の割合	68.7%	75%

基本目標2 助け合い支えあいのしくみづくりをすすめます

指標項目	現状値	目標値
地域の行事や活動に参加している市民の割合	52.3%	65%
民生委員・児童委員の認知度	47.1%	55%
ボランティア・地域活動に「参加したことがない」と回答した方のうち、「興味や関心がないから」と答えた市民の割合	16%	10%

基本目標3 必要とする方に必要な支援が届くしくみづくりをすすめます

指標項目	現状値	目標値
福祉サービスの情報を「入手できていると思う」市民の割合	29.8%	35%
悩みや不安について、公共機関へ相談する市民の割合	7.7%	25%
成年後見制度の認知度	54.5%	60%

基本目標4 安全・安心に暮らすことができるまちづくりをすすめます

指標項目	現状値	目標値
住まいの地域を「住みやすい」と思う市民の割合	75.5%	80%
避難行動要支援者支援制度の認知度	11.5%	25%

4 施策体系

基本理念

ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ みんなでつくる地域共生社会

基本目標

基本方針

施策



第4章 施策の展開

基本目標 1 地域とつながる学びと交流の場づくりをすすめます

基本方針 1-1 地域の助け合い意識の醸成



【現状と課題】

- ・市民アンケート調査によると、近所との付き合いについて、5年前の調査より親しく付き合っている割合が低下する一方、「ほとんど付き合いはない」と回答する割合が増加しており、地域関係の希薄化がみられます。また、同調査では、住みやすい地域を実現していく上での問題点は、「近所付き合いが減っていること」や「地域に関心がない人が多いこと」との回答が多くなっています。
- ・地域福祉懇談会では、住民の地域福祉に関する意識の低さや地域や学校とのつながりの希薄化が指摘されています。
- ・住民誰もが助け合いの意識を持ち、地域福祉活動を進めることが必要です。福祉について我が事と考え、地域に関心を持って地域福祉に関わる人を増やすために、それぞれの年代に対する意識啓発や福祉教育が重要です。

【目標指標】

指標名	現状値 (令和3年度実績)	目標値 (令和9年度)
社会福祉協議会が実施する福祉に関する出前講座の参加者数(人)	1,243	1,370
市が実施する福祉に関する出前講座の参加者数(人)	676	800
福祉実践教室の開催数(回)	24	29
社会福祉協議会のLINE、Facebook等のSNSの発信回数(回)	312	337
小中高校生のボランティア講座への延べ参加者数(人)	4	300

【それぞれの立場の役割と取り組み】

市民・地域の役割

- 隣近所や地域住民同士の顔の見える関係づくり
- 福祉に関する情報の収集と共有
- 福祉に関する出前講座や体験学習などへの参加
- 町内会活動やボランティア活動を通じた、学校行事への積極的な参加・協力

市や社会福祉協議会の取り組み

No.	施策
1	<p>助け合い意識の醸成・啓発</p> <p>地域における支えあい、助け合いの大切さや「地域共生社会」の必要性が広く市民に理解されるよう、多様な手法を導入し、より幅広い世代に効果的な啓発を行います。また、福祉に関する出前講座などを実施します。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● LINE等の SNS を活用した積極的な情報発信(市、社会福祉協議会) ● 広報紙を通じた情報発信(市、社会福祉協議会) ● 出前講座の充実(市、社会福祉協議会)
2	<p>福祉教育・体験学習の推進</p> <p>市内の小・中・高等学校においてボランティア活動への理解や参加を促す実践的な福祉教育を進めます。また、家庭や地域を含めて人権意識の高揚、人権尊重の理解促進を図ります。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉教育の推進(市、社会福祉協議会) ● 人権教育の推進(市) ● 働く人に向けたボランティア講座の開催(社会福祉協議会)
3	<p>地域と学校の連携強化</p> <p>コミュニティスクールの考え方に基づき、地域の人材や地域資源を活かした教育活動を推進します。また、学校が地域や家庭と一体となって児童・生徒の健やかな成長を図るために、学校運営協議会を通じて連携を深めます。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人材や地域資源を活かした教育活動を推進(市) ● 学校運営協議会の充実(市)

基本方針1-2 地域の身近な交流・ふれあいの推進



【現状と課題】

- ・市民アンケート調査によると、ここ5年間に地域行事や活動への参加について、約5割が「参加している」と回答していますが、年齢が低くなるにつれて「参加していない」割合が高くなっており、20代以下では、「参加していない」割合が9割弱となっています。
- ・地域福祉懇談会では、集会所が活用されていないことや、三世代交流の機会が少ないことが指摘されています。
- ・地域における交流やふれあいを推進するために、あらゆる年代の人が日頃から気軽に集まることができる居場所や企画づくりが必要です。

【目標指標】

指標名	現状値 (令和3年度実績)	目標値 (令和9年度)
社会福祉会館と地域福祉センターの年間利用者数(人)	33,085	50,000
介護予防のための住民主体の通いの場の設置数(箇所)	20	32
おもちゃ図書館の利用者数(人)	235	360
ふれあい活動備品の貸出件数(件)	87	520

【それぞれの立場の役割と取り組み】

市民・地域の役割

- 地域のふれあいサロン活動への参加
- 地域生活課題に応じた居場所づくり
- 公共施設等を活用した地域交流の機会づくり
- 世代間交流や、高齢者や障害のある人との交流事業への参加

市や社会福祉協議会の取り組み

No.	施策
1	<p>地域福祉の拠点づくりの推進</p> <p>社会福社会館や地域福祉センターをはじめ、生涯学習センター、地区市民館、小坂井文化センターなどの公共施設を、地域福祉の活動拠点として活用します。また、ふれあいサロン活動への支援をはじめ、交流や支えあい活動の場づくりへの支援を行い、誰もが集える地域の居場所の充実を図ります。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の活用(市) ● 公共施設整備時の地域福祉拠点づくりの検討(市) ● 集会施設の整備等に対する支援(市) ● ふれあいサロンの支援・普及(社会福祉協議会) ● 介護予防教室等の通いの場(元気グループ)づくりの推進(市、社会福祉協議会) ● 子育て支援センターの充実(市) ● 世代を超えた地域の集いの場となる地域づくり事業の推進(市) ● 地域の福祉サービスなどを活用した参加支援事業の推進(市) ● おもちゃ図書館の運営(社会福祉協議会)
2	<p>地域交流の推進</p> <p>地域の行事を通じて、地域住民と子どもとの交流を図ります。また、地域において気軽に参加できる交流活動への参加促進や活動を支援します。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動に対する支援(社会福祉協議会) ● 地域生涯学習講座の開催(市) ● 放課後子ども教室の開催(市) ● 子ども食堂への活動支援(市) ● 子育てサロンへの活動支援(社会福祉協議会) ● 放課後児童クラブ、児童館、つどいの広場の充実(市) ● 世代を超えた地域の集いの場となる地域づくり事業の推進(市) ● 地域の福祉サービスなどを活用した参加支援事業の推進(市)
3	<p>多世代交流の推進</p> <p>さまざまな機会を通じて多世代交流を促進します。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(市) ● 世代を超えた地域の集いの場となる地域づくり事業の推進(市)

基本目標 2 助け合い支えあいのしくみづくりをすすめます

基本方針 2-1 地域における福祉・支えあい活動の推進



【現状と課題】

- ・地域の抱える課題が多様化する中で、住民同士の助け合い、支えあいの活動は重要になっていますが、人口減少や高齢化の進行などにより、担い手は今後も減少していくことが見込まれます。
- ・市民アンケート調査によると、年齢が低くなるにつれて「ボランティアや地域活動等に参加したことがない」割合が高くなっています。
- ・活動者アンケート調査によると、活動をしている中で困っていることは、「メンバーが高齢化してきている」との回答の割合が最も高くなっています。また、地域福祉活動を協働で進めるにあたって必要なことは、「市役所・社会福祉協議会・地域活動団体などとの交流の機会の確保」との回答の割合が最も高くなっています。
- ・地域における福祉・支えあい活動への支援や、新たな担い手の確保のための取り組みを推進し、誰もが役割や生きがいを持って活躍できるしくみづくりが必要です。

【目標指標】

指標名	現状値 (令和3年度実績)	目標値 (令和9年度)
とよかわボランティア・市民活動センター 登録団体数(団体)	306	290
ボランティア養成講座参加者数(延べ人数)	81	130
福祉の話し合いの場開催数(回)	25	35

【それぞれの立場の役割と取り組み】

市民・地域の役割

- ボランティア・市民活動の情報取得や積極的な参加
- 各種ボランティア・市民活動に関する学習会への参加
- 地域福祉懇談会における地域の福祉課題の共有や困り事の解決に向けた話し合いへの参加
- 地域福祉活動者や団体間の情報共有と連携の促進

市や社会福祉協議会の取り組み

No.	施策
1	<p>ボランティア・市民活動の活性化への支援</p> <p>とよかわボランティア・市民活動センタープリオとウィズを中心に、さまざまな手段による情報発信やニーズの把握、コーディネート業務、活動継続のための支援などを行います。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアセンターの運営(市、社会福祉協議会) ● 地域型通所サービス事業(市) ● 元気グループへの支援(市) ● ボランティア・市民活動団体応援事業(市) ● 市民協働推進事業補助事業(市)
2	<p>人材の育成</p> <p>若者をはじめとする新たな地域福祉活動等の担い手の確保・育成を図るため、ボランティア活動への参加のきっかけとなる講座や体験事業などを充実します。また、ボランティアや地域活動者、地域のリーダーを育成するため、経験や意欲に応じて活躍できる機会をつくります。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童向け福祉啓発読本の発行(社会福祉協議会) ● 地域福祉活動者向けの各種研修の開催(市、社会福祉協議会) ● 介護・生活支援サポーター養成研修(市、社会福祉協議会) ● 認知症サポーターステップアップ講座、介護予防サポーター養成講座(市) ● 子育てサポーター養成講座(市) ● 健康づくり推進員養成講座(市) ● コミュニティーリーダー、まちづくりコーディネーター養成講座(市) ● 若者ボランティア体験養成講座(市) ● 看護師等修学資金貸与制度(市)
3	<p>地域活動者間の交流と連携強化</p> <p>福祉・保健・教育・雇用等のさまざまな関係機関や専門職間の連携を強化するため、障害者地域自立支援協議会を開催します。また、地域のさまざまな相談対応や見守り等を行う民生委員・児童委員の活動が充実するよう、情報の共有や連携促進を図ります。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者地域自立支援協議会の開催(市) ● 交流の機会や地域課題について話し合う場づくり(社会福祉協議会) ● 元気グループ交流会の実施(市) ● 民生委員児童委員協議会との連携強化(市、社会福祉協議会)

基本方針2-2 地域福祉推進組織の活性化



【現状と課題】

- ・町内会は、地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。本市の町内会加入世帯数は年々増加していますが、今後、人口減少により減少が見込まれます。また、町内会加入率は世帯分離の増加などの影響もあり、減少傾向にあります。
- ・市民アンケート調査によると、町内会に加入している割合は在住年数が浅いほど低くなっています。
- ・地域福祉懇談会では、町内会未加入者に対して情報の提供ができないことが課題として挙げられています。
- ・町内会への加入促進に向け、さらなる啓発を進めるとともに、地域の助け合い活動を継続的に実施するためにも、地域組織への支援と負担軽減に努めることが必要です。

【目標指標】

指標名	現状値 (令和3年度実績)	目標値 (令和9年度)
町内会加入世帯数(世帯)	54,516	54,135

【それぞれの立場の役割と取り組み】

市民・地域の役割

- 町内会や地域福祉活動推進委員会、老人クラブ、子ども会などが主催する交流機会への参加
- 町内会活動の内容の理解と町内会への加入
- 誰が役員になっても協力できる体制・組織づくり
- 地域福祉活動やボランティア活動と町内会との連携強化

市や社会福祉協議会の取り組み

No.	施策
1	町内会の周知と加入促進
	<p>地域における交流や福祉活動の中心となる町内会活動を支援するため、未加入者や転入者に対して活動内容などについて積極的に情報提供し、加入を促進します。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町内会加入促進事業(市) ● 多言語での周知(市)
2	地域活動組織への支援
	<p>町内会などの地域活動組織に対して、情報提供や活動の支援を行います。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町内会の支援(市) ● 町内会応援事業所制度(市) ● 地域福祉活動推進委員会、子ども会、老人クラブ等への支援(市、社会福祉協議会)

基本目標3 必要とする方に必要な支援が届くしくみづくりをすすめます

基本方針3-1 包括的な相談支援体制の充実



【現状と課題】

- ・ 8050問題やダブルケアなどの複合的な問題を抱える世帯や、ひきこもり、生活困窮、セルフネグレクトなど既存の福祉制度の狭間となる課題が顕在化し、社会問題となっています。令和2年には、「社会福祉法」が改正され、市町村は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に努めるものとされました。
- ・ 市民アンケート調査によると、悩みや不安についての相談先は、「家族・親類」「近所の人・友人・ボランティア」の割合が高く、公的機関への相談割合は低くなっています。また、相談しやすいと思う福祉に関する相談窓口は、「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」との回答の割合が最も高くなっています。
- ・ 複雑で多様なケースに対応するためのきめ細やかな支援体制の充実や、既存の制度・相談窓口の周知に取り組むことが必要です。

【目標指標】

指標名	現状値 (令和3年度実績)	目標値 (令和9年度)
地域包括支援センターにおける相談件数(件)	21,971	19,000
生活困窮者からの面接相談件数(件)	350	維持
基幹相談支援センターにおける相談件数(件)	2,241	2,500
生活困窮者自立支援庁内連携支援会議の開催回数(回)	4	維持

【それぞれの立場の役割と取り組み】

市民・地域の役割

- 身近な相談先の把握と、困ったことについての早期相談
- 不安や悩みを抱え込んでいる人や世帯に気づき、地域で支える意識の醸成
- 不安や悩みを抱え込んでいる人と身近な相談窓口へのつなぎ
- 複合的な課題の解決に向けた、関係する機関や団体の連携強化

市や社会福祉協議会の取り組み

No.	施策
1	<p>相談窓口の充実</p> <p>地域の相談窓口である地域包括支援センターを中心とし、介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談において、「断らない相談窓口」として地域住民等の相談を受け止め、関係する部署と連携し、必要な支援につなげます。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CSW の活動の充実(市、社会福祉協議会) ● 多機関協働事業(市、社会福祉協議会) ● 児童発達支援センターの新規開設(市) ● こども家庭センターの新規開設の検討(市) ● 産前産後サポートセンターや子育て世代包括支援センターの充実(市) ● 包括的相談支援事業の推進(市) ● 子ども・若者支援事業の推進(市) ● 地域包括支援センター等相談支援機関の周知(市、社会福祉協議会)
	<p>専門相談支援の充実</p> <p>単独の相談窓口では解決が難しい相談に対して、市及び地域包括支援センターに配置したCSWを中心として実施する多機関協働事業につなぐことで、支援関係機関の役割分担の調整や連携の強化を図ります。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市及び地域包括支援センターへCSWを配置した多機関協働事業の推進(市、社会福祉協議会) ● 重層的支援会議を開催し、多機関による支援プラン作成と支援の実施(市、社会福祉協議会)
3	<p>生活に困っている人への支援の充実</p> <p>さまざまな理由により生活に困っている人の課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を行います。また、関係機関や民生委員・児童委員、福祉サービス事業所などとの連携により、早期発見・早期支援のしくみや支援を推進します。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの貧困対策の実施(市) ● 子ども食堂への活動支援(市) ● 子育てサロンへの活動支援(社会福祉協議会) ● 生活困窮者支援事業(市) ● 生活福祉資金等の貸付(社会福祉協議会) ● 支援会議開催による要支援者の早期発見・早期支援の実施(市) ● CSWを中心としたアウトリーチ事業の推進(市、社会福祉協議会) ● 市及び地域包括支援センターへCSWを配置した多機関協働事業の推進(市、社会福祉協議会) ● 重層的支援会議を開催し、多機関による支援プラン作成と支援の実施(市、社会福祉協議会)

基本方針3-2 多様な福祉サービスの充実



【現状と課題】

- ・高齢化の進行等により、支援を必要とする人が増加する中、誰もが地域で安心して生活ができるよう、福祉サービスを適切に利用できることが求められます。また、福祉分野全体で人材不足が大きな問題となっており、生活のちょっとした困り事については、ボランティアや地域の支えあいにより解決していくことが、今後ますます重要となっていきます。
- ・市民アンケート調査によると、福祉サービスに関する情報を「入手できていないと思う」との回答が約5割となっています。
- ・福祉サービスの充実と分かりやすい情報提供や、地域の課題を地域で解決できるしくみづくりが必要です。

【目標指標】

指標名	現状値 (令和3年度実績)	目標値 (令和9年度)
介護・生活支援サポーター養成講座修了者数(人)	19	20
社会資源情報一覧の情報件数(件)	343	368
地域ケア会議の開催回数(回)	8	維持

【それぞれの立場の役割と取り組み】

市民・地域の役割

- 制度や福祉サービスに関する正しい理解と、有効的な活用
- 地域福祉懇談会やふれあいサロン等の地域福祉活動への参加を通じた、福祉サービスの情報の入手
- 家事支援など地域の中で必要なサービスについて、住民が主体となったサービスの創出

市や社会福祉協議会の取り組み

No.	施策
1	<p data-bbox="295 320 730 360">分野を超えた福祉サービスの展開</p> <p data-bbox="295 398 1390 521">各分野における福祉サービスの充実や質の向上を図るとともに、市内の福祉サービス事業者の情報を関係部署で共有し、従来の分野にとらわれない支援の実施に向けた方策を研究します。</p> <p data-bbox="331 539 475 573">主な取り組み</p> <ul data-bbox="331 595 1390 707" style="list-style-type: none"> ● 地域の福祉サービスなどを活用した参加支援事業の推進(市) ● 重層的支援会議を開催し、多機関による支援プラン作成と支援の実施(市、社会福祉協議会)
2	<p data-bbox="295 745 676 786">きめ細やかな生活支援の充実</p> <p data-bbox="295 824 1390 947">協議体において、地域における福祉課題やニーズ、支援の担い手の状況などの情報交換を行います。また、生活支援コーディネーターを配置し、支えあい活動を推進します。</p> <p data-bbox="331 965 475 999">主な取り組み</p> <ul data-bbox="331 1016 1310 1216" style="list-style-type: none"> ● 生活支援コーディネーターの配置(市、社会福祉協議会) ● 介護・生活支援サポーター養成講座の実施(市) ● ちょこっとサポート事業(市) ● 分野を超えた福祉サービスの充実に向けた協議体の運営(市、社会福祉協議会) ● 世代を超えた地域の集いの場となる地域づくり事業の推進(市)

基本方針3-3 権利擁護の推進



【現状と課題】

- ・認知症や知的障害、精神障害のある人など、権利擁護に関する相談や支援を必要とする人は増加傾向にあります。
- ・平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、市町村に対して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることなどを規定し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。
- ・今後も、判断能力が不十分で何らかの支援が必要な人の増加が予想されます。権利擁護に関する周知や啓発、虐待防止に向けた相談体制の整備などが必要です。また、支援する側の人材育成、担い手の確保も求められています。

【目標指標】

指標名	現状値 (令和3年度実績)	目標値 (令和9年度)
法人後見受任件数(件)	18	23
日常生活自立支援事業契約件数(件)	68	78

【それぞれの立場の役割と取り組み】

市民・地域の役割

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度に関する理解
- 地域の中の判断能力が不十分な高齢者や障害者で困っている人について、民生委員・児童委員や専門相談機関への連絡
- 日頃から虐待防止に関して理解を深め、市民がお互いに支えあえる意識の醸成
- 虐待を発見した場合や虐待の疑いがあると気付いた場合の速やかな通報

市や社会福祉協議会の取り組み

No.	施策
1	<p data-bbox="293 322 564 360">権利擁護体制の充実</p> <p data-bbox="293 400 1391 607">高齢者、障害者、子ども等、市民一人ひとりの権利が擁護されるよう支援します。認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分で支援を必要とする人が、適切な権利擁護支援を受けることができるよう、地域の関係機関と連携し、権利擁護に関する制度・事業の周知と利用促進を図ります。また、市民への意識啓発を行い、差別や偏見の解消に向けて取り組みます。</p> <p data-bbox="331 624 477 656">主な取り組み</p> <ul data-bbox="331 665 1212 949" style="list-style-type: none"> ● 日常生活自立支援事業の実施・利用支援(社会福祉協議会) ● 相談支援対応(社会福祉協議会) ● 成年後見支援センター事業(市、社会福祉協議会) ● 成年後見支援センターやNPO法人との連携強化(市、社会福祉協議会) ● 法人後見の実施(社会福祉協議会) ● 個々の専門職への意識啓発(市、社会福祉協議会) ● 障害者差別解消支援地域協議会の開催(市)
2	<p data-bbox="293 976 807 1014">虐待等の早期発見と対応のしくみづくり</p> <p data-bbox="293 1055 1391 1173">関係機関と情報共有や検討を行い、虐待やヤングケアラーなどの早期発見につなげるとともに、専門機関等との連携により適切な対応を行います。また、相談窓口とともに虐待を発見した市民の通報窓口を整備・周知します。</p> <p data-bbox="331 1193 477 1225">主な取り組み</p> <ul data-bbox="331 1234 1257 1476" style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会の開催及び関係機関との連携(市) ● ヤングケアラーの支援に向けた取り組み(市、社会福祉協議会) ● 地域包括支援センターの運営及び関係機関との連携(市、社会福祉協議会) ● 高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会の開催(市) ● 基幹相談支援センターとの連携(市、社会福祉協議会) ● CSW を中心としたアウトリーチ事業の推進(市、社会福祉協議会)

基本目標 4 安全・安心に暮らすことができるまちづくりをすすめます

基本方針 4-1 身近な地域の暮らしやすさの確保



【現状と課題】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園などを新設または改築する場合は、移動等円滑化基準への適合が義務付けられています。令和2年の改正においては、市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が盛り込まれました。
- ・市民アンケート調査によると、地域の住みやすさについて「住みやすい」との回答が7割以上となっています。
- ・今後も、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた身近な生活環境の整備や、誰もが気軽に外出するための基盤整備が必要です。
- ・国では、コロナ禍で生活に不安や悩みを抱える人が増えたことを背景に、令和3年に「孤独・孤立対策の重点計画」を策定し、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会をめざした取り組みが進められています。
- ・地域で多様な生活課題を抱える人を排除・孤立させない地域づくりや、支援体制の整備などが必要です。

【目標指標】

指標名	現状値 (令和3年度実績)	目標値 (令和9年度)
福祉車両の貸出件数(件)	66	125
ふれあい電話訪問数(延べ件数)	1,742	1,920

【それぞれの立場の役割と取り組み】

市民・地域の役割

- ユニバーサルデザインに配慮した地域組織や団体における資料や会報等の作成
- 高齢者や障害のある人など、移動の困難な方への外出の手助け
- 心のバリアフリーの理解と実践

市や社会福祉協議会の取り組み

No.	施策
1	地域環境の整備
	<p>誰もが安心して外出できるよう、施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進など、地域の環境整備を進めます。また、高齢者や障害者など、あらゆる人が情報入手を容易にできるよう、さまざまな方法での情報発信や意思疎通を支援するサービスを提供します。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインフォントの使用など情報のバリアフリー化の推進(市、社会福祉協議会) ●やさしい日本語の活用啓発(市) ●バリアフリー基本構想の推進(市)
2	移動困難者に対する支援の充実
	<p>高齢者や障害者など移動が困難な人に対し、移動手段についての情報を周知し、コミュニティバスや民間路線バス、福祉タクシー等の利用に対する支援をします。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉車両の貸出(社会福祉協議会) ●社会資源情報の提供(市、社会福祉協議会) ●民間路線バス事業者への補助金の支給(市) ●コミュニティバスの運行(市) ●出前講座によるバス利用方法の周知(市) ●コミュニティバス回数券の交付(市) ●福祉タクシー助成利用券の交付(市) ●移動支援訪問サービス(市)
3	地域で孤立させない取り組みの強化
	<p>自殺防止や犯罪、非行からの立ち直り支援、外国籍市民の社会参加など、関係団体と連携し、社会的孤立を防ぐまちづくりを進めます。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多文化共生意識の啓発(市) ●ふれあい電話訪問の実施(社会福祉協議会) ●ヤングケアラーの支援に向けた検討(市、社会福祉協議会) ●地域の福祉サービスなどを活用した参加支援事業の推進(市) ●世代を超えた地域の集いの場となる地域づくり事業の推進(市) ●CSWを中心としたアウトリーチ事業の推進(市)

基本方針4-2 地域の見守り・防災・防犯活動の推進



【現状と課題】

- ・近年、各地で大規模な自然災害が多く発生しており、南海トラフ地震の発生が予測される中、本市においても、安全・安心に対する関心が高まっています。また、いざという時に地域で助け合えるようにするには、日頃からの声かけや見守りなどが重要です。
- ・市民アンケート調査によると、地域で関心のある支えあい活動は、「災害時の助け合い」が最も高くなっています。また、誰もが安心して暮らしていくために必要だと思ふことは、「見守りや安否確認」が最も高くなっています。
- ・活動者アンケート調査によると、災害時の備えとして重要なことは、「日頃からのあいさつ、声かけ」が最も高くなっています。
- ・地域福祉懇談会では、災害時のこととして、個人情報取り扱いが難しく、情報の共有が難しいことや、避難行動要支援者の把握が必要であることが課題として挙げられました。
- ・いざという時に地域住民同士で助け合いができるよう、日頃からの顔の見える関係づくりや防災・防犯に関する意識啓発を進めるとともに、避難行動要支援者の把握や支援体制の整備などにより、安全・安心な地域づくりを進めることが重要です。

【目標指標】

指標名	現状値 (令和3年度実績)	目標値 (令和9年度)
防災のための人材養成講座参加者数(人)	1,211	1,630
避難行動要支援者支援制度登録者数(人)	1,795	2,100
個別避難計画の作成件数(件)	0	350
福祉避難所の協定数(箇所)	14	増加
自主防災組織設立数(団体)	188	維持

【それぞれの立場の役割と取り組み】

市民・地域の役割

- 地域の防災訓練への積極的な参加
- 日頃からの活発な近所付き合いと、いざという時にお互いの顔が分かる地域づくり
- 地域の要配慮者の把握と、災害時の安否確認等の支援協力
- 校区防犯ボランティアや地域の見守り、防犯パトロール活動への参加

No.	施策
1	<p>地域防災活動の促進</p> <p>防災に関する知識の普及・啓発を行うとともに、自主防災組織や防災ボランティアの育成・指導などを行い、地域防災活動を活性化します。また、避難行動要支援者支援制度について周知や登録勧奨を行い、要配慮者の把握や個別避難計画の作成など体制整備の支援や、福祉避難所数の充実、備蓄計画の見直しなどを行います。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練(市、社会福祉協議会) ● とよかわ防災リーダー等の育成(市) ● 避難行動要支援者制度の推進(市) ● 個別避難計画の作成(市) ● 福祉避難所の備蓄計画の見直し(市)
2	<p>地域の見守り活動の推進</p> <p>隣近所や町内会における見守り活動を促進し、地域の見守り意識を醸成します。また、講座や講習会を実施し、高齢者や子どもの見守り活動、防犯ボランティアへの参加者の増加を図ります。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防犯ボランティアの育成・支援(市) ● 豊川市高齢者地域見守りネットワーク(市) ● 子どもの見守り活動の支援(市、社会福祉協議会) ● 民生委員・児童委員活動の推進(市、社会福祉協議会) ● アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(市)
3	<p>地域防犯活動の促進</p> <p>防犯教室の開催や情報提供により市民の防犯意識の向上を図ります。また、防犯カメラの設置により、犯罪の起こりにくい環境づくりや安全・安心できる地域づくりを進めます。</p>
	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防犯カメラの設置(市) ● 防犯教室の開催(市) ● 防犯情報の提供(市)

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進

市や社会福祉協議会において、それぞれ主体性を持ちながら横断的な連携を強化し、市民一人ひとりが福祉に対する意識や理解を高め、日頃から身近な地域への関心を持つことができるよう、基本目標に対する施策の取り組みを行います。

(2) 市民、地域との連携

複雑化・複合化する市民や地域の課題の解決のため、必要とする方へ必要な情報の提供や関係機関との情報の共有を行い、市民や、地域福祉活動推進委員会をはじめ、町内会や民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動団体、老人クラブ、サービス提供事業所等と連携しながら本計画の推進を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画は、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの福祉分野の個別計画や、総合計画、関連する個別計画など、それぞれの計画の進捗評価や計画見直しの際には、整合を図り、総合的かつ横断的に地域福祉施策の進捗管理を行います。

進捗管理の方法として、市と社会福祉協議会において実施する施策の取り組みについて、毎年度、担当課が進捗状況調査シートによる実施状況及び目標指標の年度実績の評価、事業の見直しを行います。評価の結果は、学識経験者や福祉団体の代表者、公募による一般市民など幅広い分野の関係者を委員とする「豊川市地域福祉計画推進委員会」へ報告し、市民からの視点、専門的な視点から総合的に評価し、計画の推進につなげます。さらに、本計画を総合的に評価するため、基本目標ごとに設定している指標について、計画の見直し時に市民アンケート調査の結果から達成状況による評価を行います。

第6章 地域の取り組み

1 地域の主体的活動の活性化に向けて

社会福祉協議会では、概ね連区を単位とする 34 地区において、地域における共助を育む機会として、地域福祉懇談会等を開催しました。懇談会では、各地区の代表者や活動者の皆さんとともに「地域のよいところ」や「地域の課題」を明らかにするとともに、地区ごとの「まちづくりのテーマ」を定め、これからの「具体的な取り組み」について検討しました。

今後、連区・町内会、地域福祉活動推進委員会、民生委員・児童委員及びボランティア等が実施するさまざまな福祉活動が、地域の主体的な活動としてさらに活性化するよう、市と社会福祉協議会が支援することで、各地区における「具体的な取り組み」の実現を推進します。

2 東部中学校区懇談会

●基礎データ



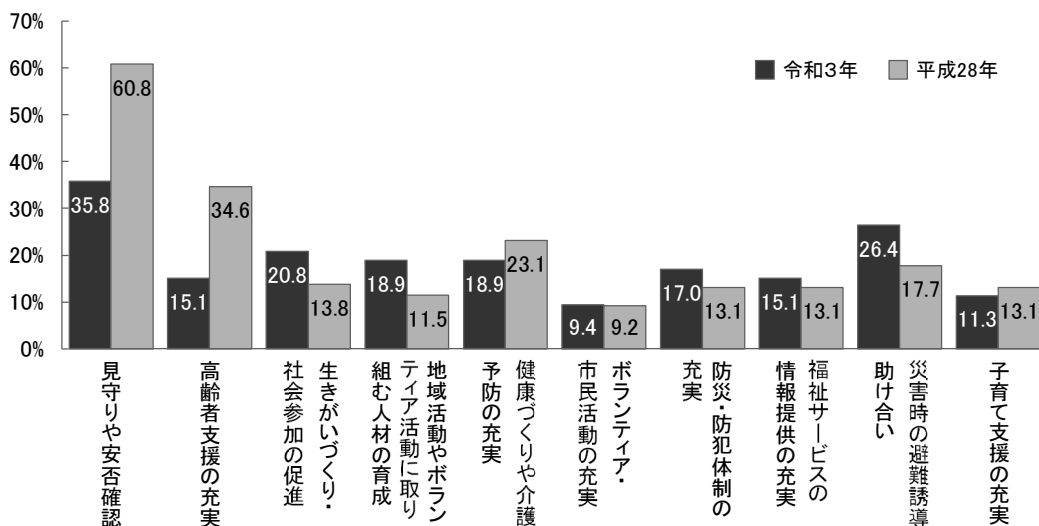
人口(R4.4.1 現在)
29,711 人

高齢者数(高齢化率)(R4.4.1 現在)
65 歳以上:7,766 人(26.1%)
75 歳以上:4,049 人(13.6%)

児童・生徒数
小学校児童数:1,581 人(R3.5.1 現在)
中学校生徒数: 842 人(R3.5.1 現在)

資料：人口、高齢者数…住民基本台帳
児童・生徒数 …豊川市の統計（令和3年版）

●誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと



資料：地域福祉活動に関する活動者アンケート（平成28年・令和3年）

●地域特性と懇談会の開催概要

東部中学校区は、市内東部に位置する地域で、人口は29,711人と市内中学校区の中で最も多く、高齢化率は26.1%となっています。

活動者アンケート調査で、平成28年と比較すると、「災害時の避難誘導・助け合い」「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」「生きがいつくり・社会参加の促進」などへの関心が高くなっています。

地域福祉懇談会は、7地区に分かれて話し合いが行われ、延べ72人の方にご参加いただきました。

(1) 桜木地区

①まちづくりのテーマ

楽しい行事が多いまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・災害が少なく、自主防災制度が確立している。・防犯灯が整備されている。・公園があり、買い物に都合の良い立地である。・老人クラブで公園や集会所の掃除、草取りをしている。・ふれあいサロンに多くの人に参加している。・社協会員数が少しずつだが増えている。	<ul style="list-style-type: none">・町内会を抜ける人が増えている。・町内会加入者と未加入者の把握が進んでいない。・個人情報の取り扱いが難しく、情報の共有が難しい面もある。・学校とのつながり、子どもたちとのつながりが減ってしまった。・老人クラブの会員はたくさんいるが、旗振り役がいない。・高齢者に必要な情報が届いていない。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・防災をきっかけとした情報共有。校区内の要支援者の全体像の把握。
- ・災害時に要支援者の避難を確実にを行う方法の検討。個別避難計画の策定。
- ・サロンの参加要件や規約を整え、誰が参加できるのか明確にしていく。
- ・サロンに参加できない方や、一人で不安を抱えている方への見守りの推進。
- ・防犯や防災の充実を切り口にした町内会への加入促進。
- ・安全で安心できる通学路の整備（交差点での交通安全見守り、通学路の除草・清掃、はみだし樹木の剪定・刈込）。
- ・老人クラブの加入促進。

(2) 豊地区

①まちづくりのテーマ

顔の見えるまち豊



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・地域の多くの方が、豊小学校へのボランティア活動を行っている。・子どもから大人まで、あいさつができています。・住民とのつながりが良く、行事に積極的に参加してくれる人が多い。・近くに店や郵便局、病院等があり便利。・自然災害が少ない地域。	<ul style="list-style-type: none">・住民同士のつながりが希薄になっており、町内会脱会希望者や未加入者が増えている。役員のなり手がいない。・校区の防災用品について地域住民への周知が不足している。・若い世代の人達との交流の機会がない。・コロナ禍で自粛生活が長引きそれが楽だと感じている人達がいる。・以前から暮らす住民と転入者との意識の差がある。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・町内会役員の負担軽減。転入者へ積極的に町内会加入を勧め、いざという時助け合えるという啓発や、地域とつながっていることによりさまざまな情報が得られるというメリットを伝えていく。
- ・コロナ禍を受け、地域の中での新しいつながり方を検討していく。高齢者向けのICT知識向上のための教室を行う。
- ・高齢者の閉じこもり防止のため、地域の中の面白い情報を発信していく。
- ・高齢者への交通安全普及活動を行う（自転車乗降時の注意点等）。
- ・地域の中でいろいろな世代の人が楽しめるような行事を企画する。
- ・回覧板を回す以外にも、違う媒体での情報発信をしていく。
- ・地域活動の参加者がメリットを受けられるようなしくみづくり（ポイント制度等）。
- ・町内会、老人会、子ども会、防災会、福祉委員等地域のさまざまな組織が情報共有し、お互いの役割を理解するとともに協力しながら地域づくりを進めていく。

(3) 古宿・馬場地区

①まちづくりのテーマ

人と心が行き交うまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・公園、駅、店舗、病院が近く、交通の便が良い。・市民館の利用率が高い。・町内会での活動に皆が積極的に参加している。・町内のまとまりがあり、子どもも増えた。・区画整理により道が明るくなり防犯になっている。	<ul style="list-style-type: none">・町内会役員の受け手がなかなかいない。・高齢化率が高くなり、年々見守りが必要な世帯も増加している。・若い人の町内行事への参加が少ない。・空き家が増え、防災や防犯の面からも不安。・マンション居住者など新しい住民も多いが、町内会に加入しないことが多い。・災害（洪水）が起こりにくい地形であるため、個々の防災意識は高いとは言えない。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・市民館、町民館での活動を増やし、地域での活動の活性化を図る。
- ・声かけ、あいさつを推進し、住民同士顔の見える関係性をつくっていく。
- ・現在行っている地域の防災活動は継続して実施していく。
- ・防災リーダー研修を受ける人を増やし、後継者の育成を行う。
- ・老人クラブへの加入者を増やし、活動への参加を促していく。
- ・高齢者が町内会活動に参加しやすいよう、町内会の加入要件を再考する。

(4) 豊川地区

①まちづくりのテーマ

声をかけ合う豊川連区



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・無形民俗文化財の綱火や、手筒等の煙火が継承されている。・スーパーなどの大型店舗が比較的近くにあり便利。・交通の便が良い。・防災訓練を地区ごとに実施している。・古くからの住人同士は、顔の見える関係ができています。	<ul style="list-style-type: none">・高齢者世帯が多く、災害時の避難が不安。・老人クラブへの加入が少ない。・町内会役員の負担が大きく、町内会への加入率も低い。・町内会未加入の高齢者が増えると、町内会では把握ができず、民生委員・児童委員の見守り負担が増える。・青年団の新規加入者がおらず、煙火の継承が難しくなると予想される。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

○災害に備えて

- ・毎年の防災訓練を継続し、大人から子どもまで防災意識を高めていく。
- ・防災訓練の内容を参加者が増えるように検討していく。
- ・防災メールの案内や防災冊子の配布、防災アプリのインストールなどを働きかけていく。
- ・地域で高齢者を見守る意識を高めていく。

○町内会加入の啓発

- ・子どもたちや若い転入者に向けて町内のお祭りの魅力をPRし、参加加入の促進を図る。
- ・役員ごとの業務量や内容を検討し、負担の軽減を図る。

○高齢者の介護予防とつながりづくり

- ・地区の集会所などで健康体操や介護予防に関する講座の実施が可能なか検討していく。

(5) 麻生田地区

①まちづくりのテーマ

あいさがきかな 麻生田連区



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・ コロナ禍でも工夫してサロンを継続している。・ 通学路が整備され、子どもの安全が大きく向上した。・ P T Aと福祉委員会により、登下校の見守り活動が行われている。・ 外国籍の住人が増えているが、あいさつを交わし合う関係が徐々に築けている。	<ul style="list-style-type: none">・ 青年団が廃止となり、自警団も活発とは言い難い。・ 家を継ぐ世代が出て行き、空き家が増加している。・ 新しい世帯の転入もあるが、交流が少ない。・ サロンに誘いたい男性は少なくないが、なかなか出てこない。・ 活動者の高齢化とコロナ禍が重なり、休止したサロンもある。・ 地区のイベントが中止となり交流の機会が減少してしまった。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・ 今あるサロン（図書サロン、谷川元気会、麻生田ふれあいサロン）の継続を図っていく。
- ・ サロンも含めて市民館統合後も活動の継続を図っていく。
- ・ 防犯と、活動者の健康促進を兼ねて、子どもの見守りを継続していく。
- ・ つながり合うことのきっかけはあいさつ。あいさつが習慣付くような取り組みを検討する。
- ・ 地区の祭礼やイベントに新しい住民も参加しやすいような配慮（内容の説明や誘いかけ）。
- ・ 外国籍の住人も地区の祭礼やイベントに参加できれば、国際交流にもなるのでは。
- ・ 感染症対策等に配慮し、体育大会や盆踊りなどのイベント再開を検討。

(6) 三上地区

①まちづくりのテーマ

みんなが笑顔で あいさつできるまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・月1回の定例の寄り合いで情報交換ができています。・町内会加入率が高い。・有線放送が有効活用できている。・町内の集いの場として「みかみガーデン」が整備されている。・世帯数が少なく顔の見えるコンパクトなまち。	<ul style="list-style-type: none">・敬老会や体育大会、市民館祭りが実施できていない。・移動手段（自動車）が無いと生活しづらい。・消防団員のなり手不足。・土地が低く、水害時の避難場所が無い。・地域全体での避難訓練ができていない。・ボランティア活動者が少ない。・サロンでつくった作品発表の場が少ない。・「みかみガーデン」の宣伝ができていない。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・隣近所の声かけが避難訓練の第一歩。
- ・災害時に安全であることを知らせるためのルール（玄関先に目印を掲げるなど）をつくる。
- ・消防団のなり手（年齢・性別など）を柔軟に考える。
- ・水害時の避難先を確保。地元企業に協力を求める。
- ・回覧板で「みかみガーデン」の見どころをPRする。
- ・どの年代でも地域活動に参加できるよう、世代ごとのサロングループをつくる。
- ・ボランティア活動者だと肩ひじを張らず、参加者を含めた皆が地域交流の一員という意識を持つ。
- ・今あるサロン活動を継続していく。
- ・連区行事でサロンの作品を展示する。

(7) 睦美地区

①まちづくりのテーマ

誰とでも明るくあいさつが できる顔見知りのまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

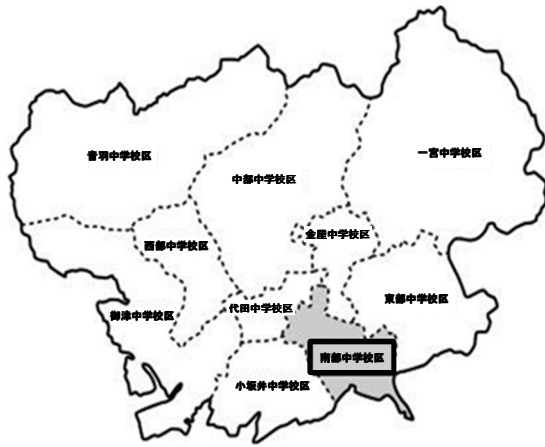
地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・静かで空気がきれいな土地であり、歴史上の史跡もある。・町内行事には協力的である。・町内運営にメールやLINEなどの情報ツールを活用している。・高齢者の独居率が低く、隣近所の関わりもまだある。	<ul style="list-style-type: none">・市民館利用があまり多くない。・高齢になっても仕事を現役で続ける人が多く、ふれあいサロン活動の開催に結びつかない。・昔と比べて地域での結びつきも薄くなった。・空き家の数が年々増加している。・多世代で交流する機会が減ってしまった。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・市民館で子ども、高齢者、大人、皆が楽しめることができる催しを検討する。
- ・各地区で「集いの場」「おしゃべり会」などを開くことで足の悪い高齢者も参加しやすく、見守りにもつながる。
- ・町内役員や民生委員・児童委員だけではなく、地域全体で見守りの意識を醸成し、見守りのしくみを検討する。
- ・自主防災会の活性化。災害時に対応できるようしっかりと組織づくりをする。

3 南部中学校区懇談会

●基礎データ



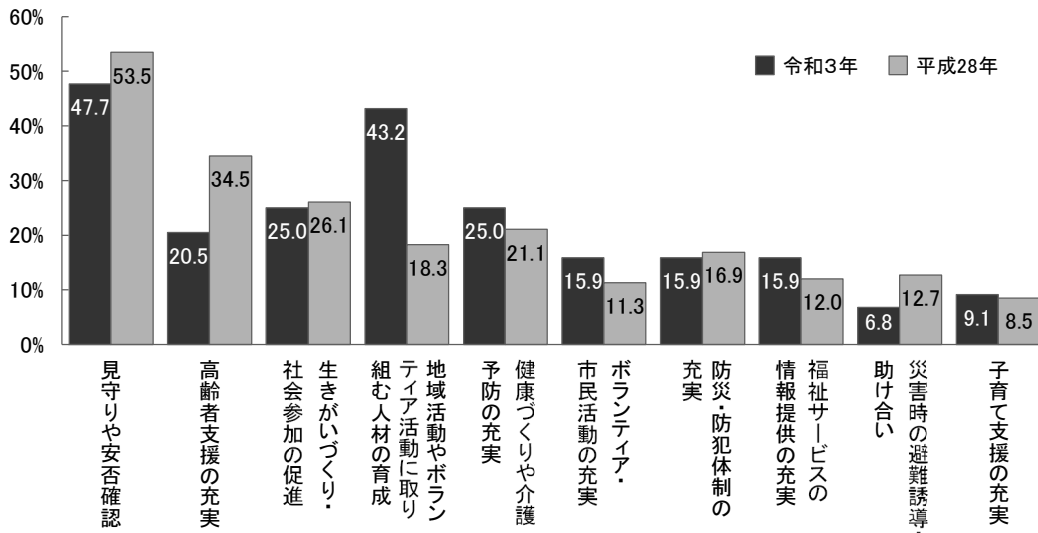
人口(R4.4.1現在)
25,034人

高齢者数(高齢化率)(R4.4.1現在)
65歳以上:6,620人(26.4%)
75歳以上:3,551人(14.2%)

児童・生徒数
小学校児童数:1,343人(R3.5.1現在)
中学校生徒数:664人(R3.5.1現在)

資料：人口、高齢者数…住民基本台帳
児童・生徒数 …豊川市の統計（令和3年版）

●誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと



資料：地域福祉活動に関する活動者アンケート（平成28年・令和3年）

●地域特性と懇談会の開催概要

南部中学校区は、市内南部に位置する地域で、人口は25,034人、高齢化率は26.4%となっています。

活動者アンケート調査で、平成28年と比較すると、「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」「ボランティア・市民活動の充実」「健康づくりや介護予防の充実」などへの関心が高くなっています。

地域福祉懇談会は、7地区に分かれて話し合いが行われ、延べ127人の方にご参加いただきました。

(1) 牛久保地区

①まちづくりのテーマ

子どもから高齢者まで 顔のみえるまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロールを定期的に行うなど、防犯活動が維持してできている。パトロールをしているため、牛久保地区での犯罪は少ない。 ・犯罪が少ない。 ・認知症カフェやふれあいサロンなど、皆の居場所がある。 ・子どもが必ずあいさつしてくれる。 ・町内行事への参加をお願いすれば、皆、必ず参加してくれる。 ・「若葉祭」「連区運動会」「わっしょい夏まつり」「盆踊り」がある。 ・一人暮らし高齢者を中心とした見守り活動が広がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量が多いところがある。公園が少ない。 ・空き家が多く、空き家の樹木が道路にはみ出している所がある。 ・道路の道幅が狭く、災害が発生した際には避難が難しい。 ・町内によって防災組織が機能していないところがあり、防災活動のバラつきがみられる。 ・若い世代の育成、各組織の後継者不足。 ・女性が活躍する機会がない。役員に女性がいない。 ・町内会に入らない人がいる。 ・核家族化、ひとり暮らしの人が年々増加している。 ・各組織のしくみがいまいちよく分からない。 ・地域住民の情報を福祉委員が知らないことがある。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・災害時の避難場所として活用できる、身近な場所の確認と検討。
- ・町内のしくみを広く知っていただくことで40代50代の方を巻き込みたい。(役員に負担をかけないように)
- ・町内行事に参加しやすい雰囲気づくりが必要。行事に参加することで周囲の人とのつながりができる。地域住民の交流の場「若葉祭」「連区運動会」「わっしょい夏まつり」「盆踊り」等の継続と維持が必要。そのための見直しを検討する。
- ・福祉委員と民生委員・児童委員が協働で見守り活動を実施して、見守りの目を広げる。
- ・自主防災会組織の充実を検討する。

(2) 下長山地区

①まちづくりのテーマ

あいさつができる 下長山地区



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会加入世帯数や人口はこの 10 年で増加しており、町内会全体としては発展してきている。 ・連区で行動することにより、下長山町としてのまとまりができ、町内会活動がスムーズに運営できている。また各団体と町内会との連携もできている。 ・婦人会や子ども会、老人会等さまざまな団体があり、それぞれ頑張っていて活動している。 ・毎日(午後)、市民館に事務員がおり、町内のことをよく知っている。※木曜以外 ・防犯灯が多く、LED化も完了した。 ・ゴミ集積所の清掃ができている。以前は町内の清掃員がいたが今はいないため、区長や近所の人が協力し合って掃除している。 ・身の回りのゴミを気づいた人が自主的に拾っている。 ・自主的に見守ってくれる、防犯会をはじめとした近所の人がいるため、安心して登下校できる。 ・近隣にスーパーや薬局ができ、買い物しやすくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近10年の動向をみると、町内会への加入者数は世帯数の増加に伴い、増加しているが、町内会加入率は減少している。 ・見守りの必要な人が町内会に未加入。町内会へ加入する人も減っている。 ・青年団活動の継続危機、老人会の高齢化。 ・「町内清掃の日」への参加協力が組ごとに異なり、大きな差がみられる。 ・新役員のなり手がいない。人選に苦労している。 ・夜道、暗い場所がある。 ・ゴミ出しマナーの悪い人がいる。 ・国道一号線から中条までの県道が危険。 ・地域の高齢化が進んでいる。 ・地区を巡回するバスが通っていない。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・登下校時のあいさつ活動を継続。
- ・小学生は“知らない人に声をかけられたら、相手にしないこと”という教えがあるため、こちら側があいさつしても返さない児童もいる。対策として、「防犯会ベストを着用する」等の検討が必要。
- ・町内で会った時、お互いにあいさつするよう心がけ、あいさつの輪を広げる。
- ・防災訓練等を通じて、積極的に独居高齢者等へ声かけを行う。(町内で作成した「独居高齢者宅名簿リスト」を活用し、災害発生時を想定した生存確認訓練に取り組んでいる。今後も継続していきたい。)

(3) 中条地区

①まちづくりのテーマ

こどもと大人が 手をつなぐ安全安心のまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・町内行事を通して各種団体が協力できている。・交通の便が良く、買い物が便利で病院も近い。・自然環境に恵まれていて、災害リスクが少ない。・ご近所付き合いがあるので、犯罪が少ない。	<ul style="list-style-type: none">・町内役員を記載した町内会名簿を町内会加入世帯には回覧しているが、民生委員・児童委員・福祉委員の活動について、住民への周知が行き届いていないのではないか。若い世代には特に知ってもらえていないのではないか。・町内会未加入者の状況についてどうするかが課題。未加入の場合、世帯票の作成もないため、隣近所の情報が頼りとなる。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・各委員の周知・啓発について回覧板の活用はどうか。各班の担当は「この人」と分かるようにして周知しても良いのではないかな。
- ・独居高齢者の見守りについて班単位で行うことはできないか。例えば広報紙の回覧時や、定例の回覧時期（月2回）に班長も含めた見守りはできないか。
- ・独居高齢者自身が周囲に求めていることは何か。「どうしてほしいのか」といったアンケートを取ってみてはどうか。
- ・転入者など町内会未加入世帯については区長が加入依頼に関する訪問を行うようにしている。加入未加入に限らず、地域住民同士の交流の場やイベントがあることが互いを知る機会として大事だと考えている。

(4) 下郷地区

①まちづくりのテーマ

ミドリが多く 心豊かな町



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・農業を通じた三世代での交流や、地域ぐるみで子どもの育みが楽しみをもって行われている。・登下校時の学童の見守りを防犯会が中心となり毎日実施している。・アパート、借家住まいの人が少ないので、身内の家族同様と考えた付き合いがある。・次男世帯など地域に残る世帯も多く、孤立化しにくい。・生活に困窮している方が少ない。	<ul style="list-style-type: none">・子どもの数が減っている。5年後のことを考えれば町内で一人もいない状況も考えられる。・子どもと大人の関係性や大人自身の将来の考えなど考え方の変化を感じる。・老人会では新規会員がおらず退会者が増えている。毎月、公園の清掃を行っているが、担い手がほしい現状である。・地域が豊川沿いで放水路が近い。海拔も低い。天王小が避難場所だが身近に垂直避難ができる場所が必要ではないか。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・地域の行事の担い手にもなる子どもについて、各町の現状を話したように子どもの数の把握から行うことを検討する。
- ・農地を利用した花づくりや野菜づくりを子どもたちと行うことは地域の良さ。そういった場所での活動はできないか。夏場などの変りもあるが、子どもの多い町内あたりでできないか検討する。
- ・地域内や近隣の大型建物や大型店舗など垂直避難ができそうなところと災害時の協定を結ぶなどして、避難場所の確保ができないものか。
- ・子どもたちの災害訓練の取り組みなど、考えていく必要がある。
- ・今回のように顔を見せ合っただけの座談は大変良いこと。集合することで互いの考えを知る良きにつながっている。

(5) 中部西地区

①まちづくりのテーマ

みまもり、つながり、 笑顔のまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・交通の便が良く、商店も近くて便利な地域。・地区市民館の利用率が高い。町内活動の基点となっている。・組織が機能しているため、町内会加入世帯では若年者の参加もできてきている。・佐奈川の堤防沿いが整備され、遊歩道として健康啓発にもつながっている。・街路灯が整備され、夜間防犯にも強い地域になっている。	<ul style="list-style-type: none">・隣人同士が顔を合わせて声をかけ合うことが乏しい。・町内会未加入者や外国籍住民の方などのゴミ出しマナーが気になる。・災害時は人とのつながりが重要。アパートやマンションなどの転入者や町内会未加入者の安否確認に困るのではないかな。・老人会や子ども会の活動を話してもらう機会や共有する機会がない。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・高齢者のみ世帯の把握として、敬老会行事をもとに家族構成を確認したり、老人会加入を促進することで、状況が確認できるような試みができるか。
- ・町内会に入っていない人の把握について市と連携ができないか。町内会としての対策ができるように考えたい。
- ・ゴミの分別方法について、親子や祖父母と孫などが一緒にゴミ出しする機会や学びの機会がつけると良い。
- ・ゴミ出しマナーについて「いつもキレイに使ってくれてありがとう」などのメッセージや外国籍の住民向けにした看板設置やチラシの配付はできないか。
- ・地域の良さ・魅力の発信方法について考えてはどうか。
- ・防災備品や備蓄の見直しのほか、防災アプリの利用が進むように周知する必要がある。

(6) 中部南地区

①まちづくりのテーマ

笑顔で素晴らしいまち 活動しやすいまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・高齢者に対して民生委員・児童委員と福祉会の連携した活動ができている。・生活や交通に関するインフラが整備された便利なまち。・市の中心部であり、青パトの巡回など防犯意識が高いほか、自然環境による災害リスクも少ないまち。・子育て世帯など若い世帯主が増え、にぎやかな地区も多くなってきている。	<ul style="list-style-type: none">・3次計画当初と比べると町内連携として福祉会と老人会、町内会とつながりが進んだ町内もあるが、定例会などがいないため、互いの動きが見えずつながりが強いとは言いにくい。・サロン活動を多くの方に知ってもらえると良い。回覧板での周知は一部の人しか見ない。電子回覧板は高齢者には難しいか。・地域福祉活動に若い参加者がいない。若い人がいないと新しい発想や考えが生まれにくい。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・福祉会と町内の連携では、サロン活動のあいさつの場には副区長（福祉会会長）を呼ぶようにしている。町内団体である福祉会の下にサロンが位置付けられていると考えられるので、福祉会会長に出席してもらおうと良い。
- ・元気な人が多いにこしたことはない。支援がないくらいの方が地域が落ち着いているとも言える。自分たちも新しいことを取り入れたり、変わらなといけないのかもしれない。
- ・地域福祉懇談会という場が唯一の各町内会の本音の場になっている。引き続き意見を言い合える場を持つことが重要だと思う。

(7) 中部東地区

①まちづくりのテーマ

犯罪のない 明るいきれいなまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・町内がきれいで住みやすく、小売店など生活インフラの充実した便利なまち。・若い世代の世帯が増え、子どもの声が聞こえる賑やかなまち。・夜間パトロールの実施など見守り・見回りが行われているまち。・校区の運動会への参加率も高く、校区行事での住民同士での団結力が強いまち。	<ul style="list-style-type: none">・居場所活動に出てこない（これない）人とどうつながりをつくるかが課題。町内会未加入者や近所付き合いの少ない方についても同様と考える。・居場所活動を若い世代を含めて行っていきたいが、若い人の参加や新たな参加者が少ない。次の担い手もない。・住民の構成が日本人と外国籍住民とで逆転している地区がある。日本人世帯も高齢であり、地域活動者の選定や自治会活動が困難な状況である。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・老人会では民生委員・児童委員と協働しての訪問など見守りを続けている。
- ・民生委員・児童委員とサロンなど他地域活動者との協働を行うことで、声かけの必要性のある方に対して興味のあることや楽しみの機会について気軽に声かけができるのではないか。
- ・サロンを受け皿として日本の文化や考え方を伝える活動などを検討できると良いのではないか。

4 中部中学校区懇談会

●基礎データ



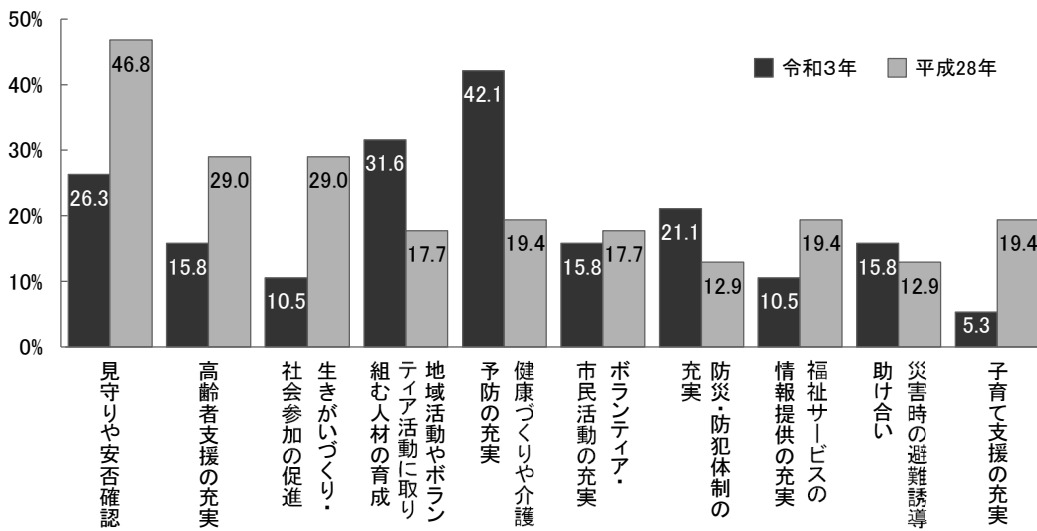
人口(R4.4.1 現在)
17,365 人

高齢者数(高齢化率)(R4.4.1 現在)
65 歳以上:4,071 人(23.4%)
75 歳以上:1,994 人(11.5%)

児童・生徒数
小学校児童数:1,104 人(R3.5.1 現在)
中学校生徒数: 554 人(R3.5.1 現在)

資料：人口、高齢者数…住民基本台帳
児童・生徒数 …豊川市の統計（令和3年版）

●誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと



資料：地域福祉活動に関する活動者アンケート（平成28年・令和3年）

●地域特性と懇談会の開催概要

中部中学校区は、市内北部に位置する地域で、人口は 17,365 人、高齢化率は 23.4% となっています。

活動者アンケート調査で、平成28年と比較すると、「健康づくりや介護予防の充実」「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」「防災・防犯体制の充実」などへの関心が高くなっています。

地域福祉懇談会は、3地区に分かれて話し合いが行われ、延べ52人の方にご参加いただきました。

(1) 八南地区

①まちづくりのテーマ

支え合い助け合いが 出来るまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・田畑があり、自然が豊かである。・地域福祉活動が活発。・近所付き合いが盛ん。人とのつながりが強い。・地区市民館では生涯学習が盛んに行われている。・老人クラブの活動が活発。	<ul style="list-style-type: none">・交通量が多く危険。・三世代交流の充実。・サロン活動の内容充実。・隣近所のがんがりが希薄化。・防災意識の向上。・町内会加入促進。・子ども会、老人クラブの加入者が減少している。・活動者の後継者不足。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

○交通量が多く事故の心配がある。交通安全の強化

- ・若い世代の活動者を取りこみ、安全パトロールを強化する。

○隣近所のがんがり

- ・散歩のときなどにベストを着用してあいさつする。

○三世代交流の充実

- ・子ども会、老人会、サロンを合同で行う。(餅つき、芋ほり、昔遊びなど) 三世代で楽しめる内容を検討する。
- ・三世代交流などを通じて、各団体の横のつながりを強化する。

○防災意識の向上

- ・自主防災会の活動紹介や体験講座を行い住民の防災意識を高める。
- ・自主防災会で要援護者の把握に向け、民生委員・児童委員との協働も踏まえながら検討している。

(2) 平尾地区

①まちづくりのテーマ

各グループが 個性を活かして 地域の福祉活動を推進する



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・地域と子どもたちとの交流が素晴らしい。・子どもの非行が少ない。犯罪が少ない。・町民が行事に協力的。気持ちよく協力し合える。・各行事への参加によって交流が図られている。・老人クラブ、サロン活動が充実している。	<ul style="list-style-type: none">・町民に対する地域福祉活動推進委員会の周知が不十分。・集会所が活用されていない。・人材育成、世代交代ができていない。・災害時の対応ができるようにする。・困っている人を把握しづらい。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・各集会所を活用し、居場所・対話づくりの場所をつくる。
- ・災害時の対応として世帯人数や年齢層の把握。
- ・住民がいつまでも元気で暮らしていけるよう、今の活動を継続して取り組んでいく。
- ・町内会活動周知のため、連区だよりを作成し回覧している。福祉委員会の活動も掲載し、広報活動を継続して取り組んでいく。
- ・電子回覧板を活用し、いつでも簡単に情報が見られるように媒体を整えていく。

(3) 千両地区

①まちづくりのテーマ

老人が元気なまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・自然がたくさんある。・千両小学校との連携が良い。・近所付き合いが良い。・粗大ゴミ収集所が近くて便利。・市民館を使い、講座を活発に行っている。	<ul style="list-style-type: none">・高齢化による町内会役員や民生委員・児童委員の担い手不足。・災害時の対応。・高齢者、外国人世帯等、多世代との共生。・交通便が悪く買い物や病院等の外出が不便。・工場地帯は特に交通量が多く事故の危険がある。・町内会退会者が増えている。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

○災害発生時における共助体制の組織化

- ・継続して自助を推進する。
- ・災害時の安否確認方法として黄色いタオルを玄関やベランダに結ぶ、備蓄をする等住民へ声かけする。
- ・要援護者リストの確認、整理を行い、町内会の動きを整備する。次年度に内容を引き継ぐ。
- ・個人情報の取り扱いに注意しながら、町内独自の要援護者マップの作成を検討する。

○犯罪や交通事故が今後もないまち

- ・交通量が多いため危険箇所について把握し、防犯カメラやカーブミラーの設置を検討する。
- ・公衆トイレで窃盗があったことから犯罪防止のため防犯カメラの設置を検討する。

○独居高齢者への見守り、生活支援への自主的な取り組みができるまち

- ・交通の便について住民の意見を集め、コミュニティバスの活用等課題解決に向けて継続的に取り組む。
- ・コロナ禍の中でICT機器の整備も進めている。ICT機器も活用しながら高齢者の孤立を予防し、地域交流を図る。

5 西部中学校区懇談会

●基礎データ



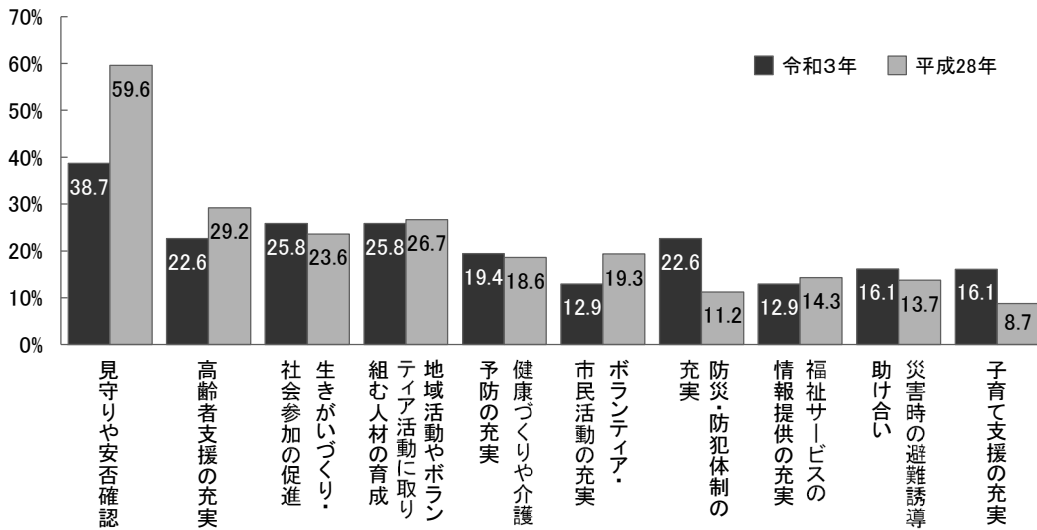
人口(R4.4.1現在)
22,174人

高齢者数(高齢化率)(R4.4.1現在)
65歳以上:5,676人(25.6%)
75歳以上:3,013人(13.6%)

児童・生徒数
小学校児童数:1,314人(R3.5.1現在)
中学校生徒数:603人(R3.5.1現在)

資料：人口、高齢者数…住民基本台帳
児童・生徒数 …豊川市の統計（令和3年版）

●誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと



資料：地域福祉活動に関する活動者アンケート（平成28年・令和3年）

●地域特性と懇談会の開催概要

西部中学校区は、市内西部に位置する地域で、人口は22,174人、高齢化率は25.6%となっています。

活動者アンケート調査で、平成28年と比較すると、「防災・防犯体制の充実」「子育て支援の充実」「生きがいのづくり・社会参加の促進」「災害時の避難誘導・助け合い」などへの関心が高くなっています。

地域福祉懇談会は、4地区に分かれて話し合いが行われ、延べ120人の方にご参加いただきました。

(1) 国府地区

①まちづくりのテーマ

**住んでみたいまち
笑顔であいさつ
安全安心なまち**



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・ 買い物が便利。交通の便が良い。・ 駅や学校、病院が近くにあり生活がしやすい。・ 犯罪や災害が少なく住みよい。・ 弘法山、音羽川等環境に恵まれている。・ お祭り等伝統行事がある。・ 地区行事（運動会、市民館祭り等）が盛ん。	<ul style="list-style-type: none">・ 活動者の高齢化、担い手不足。・ 三世代交流の機会が少なく、行事への参加者が少ない。・ 独居高齢者、高齢者世帯の増加。・ 災害への備え（地域の協力体制や避難場所の整備）。・ 借家やアパートの住民が町内会へ加入していないことが多い。・ 集まれる場所が増えると良い（空き家や公民館等の有効活用ができるとう良い）。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・ 地区活動やサロン活動などの発表の場がある（地域住民に活動の周知を行う）。
- ・ 町内回覧等を利用して、地域住民へ相談窓口や地域福祉活動等の情報周知を行う。
- ・ 集まる場所が増え、地域住民のふれあいがあるまち。
- ・ お祭り等伝統行事が受け継がれるまち。
- ・ 誰とでも笑顔であいさつができるまち。
- ・ 交通事故や犯罪がなく、防災への備えがあるまち。

(2) 国府東部地区

①まちづくりのテーマ

安全、安心、 笑顔があふれるまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・パトロール隊の組織が上手く機能している。・若い世代が増えている（特に上宿地区の児童の増加）。・防災訓練の参加者多数。・公園内の緑化や草花の手入れ活動がこまめに行われているなどの恒常化。	<ul style="list-style-type: none">・行事参加者が固定化してしまっている。・福祉活動の後継者の養成がなされておらず、活動が行き詰っている。・独居高齢者、高齢者世帯の増加。・空き家の活用をどうするか。・町内会の加入率低下、役員のなり手不足。・地区によっては高齢者サロンがなく、地区の人が集まる機会が少ない。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・まちづくりに多くの人に参加するまち。
- ・三世代交流等、世代を超えた交流ができるまち。
- ・町内会、各種団体の活動者を育てるまち。
- ・支援を受ける側も支援をする側も気軽に顔の出せる雰囲気のあるまち。
- ・地域の支え合い活動があるまち。
- ・防災、防犯の知識を持ち、住民同士の助け合いができるまち。

(3) 国府南部地区

①まちづくりのテーマ

誰とでもあいさつが 出来るまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・地域活動（サロン、クラブ、見守り、お祭り等）が盛ん。・人口が増えている（世帯数が増えている地区がある）。・災害が少ない。・道路の整備が進み、スーパーや病院も近くにあり便利。	<ul style="list-style-type: none">・高齢化による活動者の後継者問題。活動者の減少。・世代間交流の機会が少ない。・独居高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の増加。・災害対策（希薄化している住民同士の協力体制や地区ごとの適切な避難場所の確保）。・ルールを守らない住民の増加（ゴミの収集場所等）。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・地区ごとに日中誰でも集まれる場所がある。
- ・地区や活動団体の役員になりやすい雰囲気やしぐみのあるまち。
- ・近隣の町内との交流を増やし、防災に対する意識も高めることで災害時に助け合えるまち、隣近所で互いに支えあえるまちになると良い。
- ・高齢者が行きたいところに自由に行ける交通網の充実したまち（サロンや地区行事への参加支援）。
- ・電子回覧板を活用し、地区活動・行事の紹介を行い、住民に活動を知ってもらう。

(4) 御油地区

①まちづくりのテーマ

安全・安心な 住みよいまち御油



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

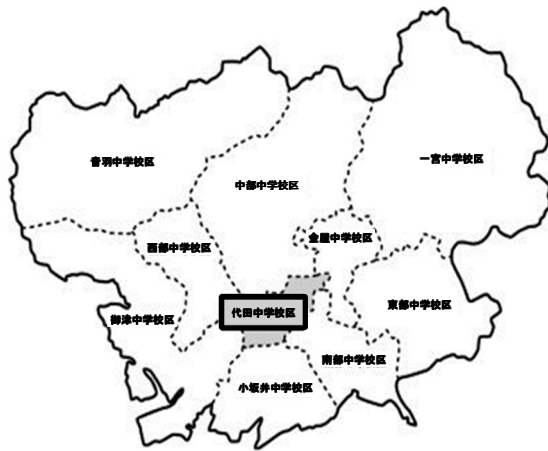
地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・サロン活動を通じ、高齢者と交流する場がある。・町内行事に対する協力体制ができ上がっている。・お祭りを中心にさまざまな年代の方が協働する機会がある。・国の天然記念物に指定されている「御油のマツ並木」等、歴史的魅力のあるまち。	<ul style="list-style-type: none">・サロンの後継者、福祉活動を担う人材の育成。・町内会への未加入、脱退者の増加。・行事に参加しない（またはできない）世帯の増加。・災害時の援護体制の不安。・免許返納後の移動手段。・新型コロナウイルスの影響により、行事や地域活動等を従来どおりに行うことが難しくなっている。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・地区役員等の交代をスムーズに行う。
- ・高齢者世帯や障害者世帯等への見守り活動。
- ・災害時の情報交換、連絡体制の確立。
- ・サロン活動等の負担を軽減し、継続的に地域福祉活動を行っていく。
- ・地域の活動をPRし、取り組みや活動を住民に知ってもらう。
- ・男女ともに地区、地域活動に参加できるよう取り組んでいく。
- ・生涯学習センター、地区集会所を活用し、誰でも寄れる場所をつくる。
- ・町内行事、地域活動の継続、町内会未加入者へ行事への参加の促し。
- ・コロナ禍でも町内行事、地域活動を実施できる形で取り組んでいく。

6 代田中学校区懇談会

●基礎データ



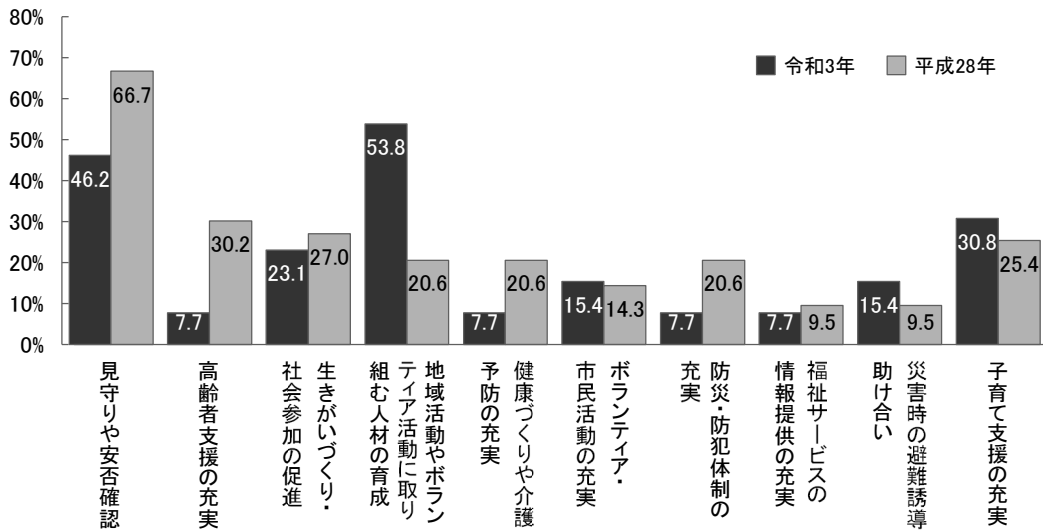
人口(R4.4.1 現在)
14,599 人

高齢者数(高齢化率)(R4.4.1 現在)
65 歳以上:3,490 人(23.9%)
75 歳以上:1,770 人(12.1%)

児童・生徒数
小学校児童数:835 人(R3.5.1 現在)
中学校生徒数:404 人(R3.5.1 現在)

資料：人口、高齢者数…住民基本台帳
児童・生徒数 …豊川市の統計（令和3年版）

●誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと



資料：地域福祉活動に関する活動者アンケート（平成28年・令和3年）

●地域特性と懇談会の開催概要

代田中学校区は、市内中央部に位置する地域で、人口は 14,599 人、高齢化率は 23.9% となっています。

活動者アンケート調査で、平成 28 年と比較すると、「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」「災害時の避難誘導・助け合い」「子育て支援の充実」への関心が高くなっています。

地域福祉懇談会は、3 地区に分かれて話し合いが行われ、延べ 44 人の方にご参加いただきました。

(1) 諏訪地区

①まちづくりのテーマ

助け合いのできるまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・ 地域を良くしたいという人が多くいる。・ 老人を大切にする。・ 老人クラブのまとまりが良い。・ 子ども会のまとまりが良い。老人クラブとコラボ。・ 駅が近く、バス停もある等交通の便も比較的よい。また、治安、防犯面でも安全・安心な地域。	<ul style="list-style-type: none">・ 町内会未加入者に対して、情報伝達や町内会の勧誘ができない。・ 町内役員の任期が長く、硬直化。役回りが負担になっている。・ 多忙で町内会活動への参加が難しい。・ 地域交流の場所や機会が不足。・ 行事に子育て世代(特に男性)の参加が少ない。・ ゴミ出しが適切にされていない。・ 避難場所を知らない人が多い。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・ 魅力のある町内会活動を行っていく。町内会活動をやって「楽しい」と思ってもらえる活動をする。具体的にはグラウンドゴルフや餅つき等、子どもが参加できる行事を継続していく。
- ・ 町内会に加入することの「メリット」を分かってもらうために、「メリット」を書いたチラシを町内会未加入世帯に配る。
- ・ 子育て世代、高齢者世代、中高生世代のそれぞれの立場でお互いのできることを実施し、地域として『助け合い』が循環するようなシステムをつくる。(高齢者世代が子どもの見守り・声かけ。子育て世代がゴミステーション整備や子ども食堂の参加、中高生世代がゴミ出し代行や見守り・声かけ)
- ・ 『自分が活躍できる場』(得意分野を活かすことができる場)をつくる。
- ・ 月1回ゴミ回収日に自宅回りのゴミ拾いと雑草取りを実施。全世帯にゴミ袋配付。
- ・ 多言語の看板・掲示板でゴミ出しの分別の案内ができると良い。回覧板の作成。

(2) 桜町地区

①まちづくりのテーマ

世代交流がさかんなまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・安全パトロールが充実している。・見守り隊の参加者が多い。・犯罪が少ない。・三世代交流が続いている。・サロンが活発に活動している。	<ul style="list-style-type: none">・見守り隊の高齢化。・サロンに子どもの参加。・サロン間の交流。・新たな参加者と活動者の不足。・地域活動参加者の性別の偏り。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・年1回行われている三世代交流会を継続して行う。
- ・高齢者と子育て世代の交流のために、室外での活動を検討する。
- ・見守り隊やボランティアの輪を広げ、活動者の高齢化を防止する。子どもが安心して生活できるよう登下校の見守りを継続する。
- ・男性が参加しやすい地域活動・内容を実施する。

(3) 代田地区

①まちづくりのテーマ

支え合い・話し合えるまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・福祉会ができたことで、町内でお年寄りを見守ろうという意識ができた。・ふれあいサロンを皆さんが楽しみにしている。・町内会組織体制が確立され、行事も充実している。・小中学校とも落ち着いている(荒れていない)。	<ul style="list-style-type: none">・代田地区市民館の活動場所が2階。階段での移動が高齢者にとって不安。・町内会に未加入または退会される方が多い。・町内での行事に参加する人が限定されている。・幼児や就学児への支援が保護者任せになっている。・ゴミ集積場での分別ルールや前日にゴミを捨てる人がいる。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・一部の方が楽しむのではなく、簡素化でかつ誰もが気軽に参加できる行事や取り組みを実施。
- ・全世帯を対象とした奉仕活動(自主防災避難訓練・町内一斉ゴミ拾い)。
- ・行事を計画し実施することで世代間で連携ができるようにする。地域の顔合わせ行事の徹底。
- ・青年団(20~30代・親世代)を復活させることで盆踊り等の行事を活気づける。
- ・盆踊りや白寿会で行っている行事等を町内会で回覧することで参加者の拡大と周知をめざす。
- ・近くに独居高齢者がいればなるべく声をかける。
- ・諏訪神社で行われている子ども食堂に、代田連区の児童も参加できるよう周知する。
- ・学生の登下校時の見守りフォローを実施していく。
- ・福祉委員会の活動をPRする(チラシ等を作成し、福祉委員会の存在や活動内容を地域住民に知ってもらう)。
- ・資源、ゴミ収集後の清掃。ゴミ出しをチェックする。

7 金屋中学校区懇談会

●基礎データ



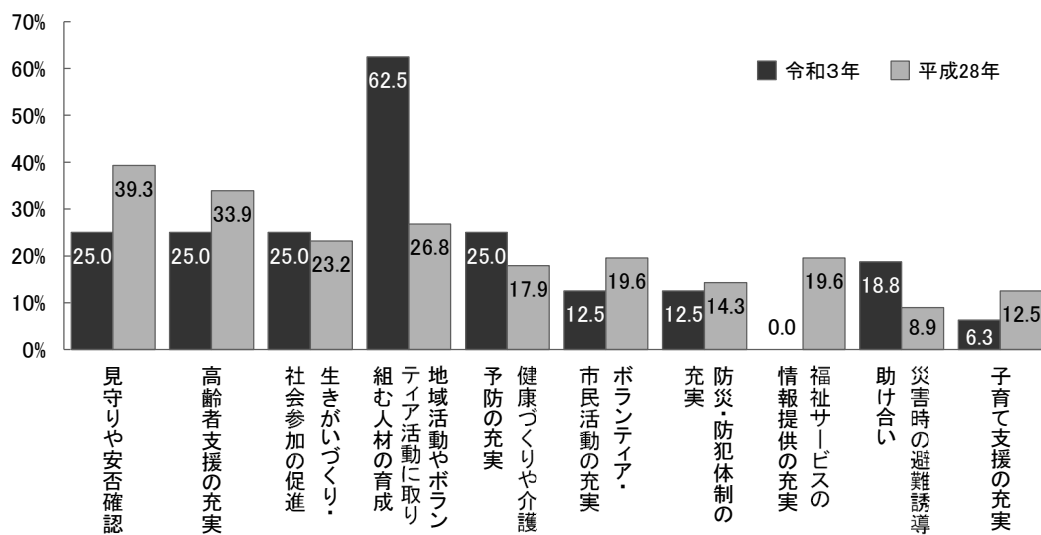
人口(R4.4.1 現在)
17,243 人

高齢者数(高齢化率)(R4.4.1 現在)
65 歳以上: **3,864 人(22.4%)**
75 歳以上: **1,976 人(11.5%)**

児童・生徒数
小学校児童数: **959 人(R3.5.1 現在)**
中学校生徒数: **498 人(R3.5.1 現在)**

資料：人口、高齢者数…住民基本台帳
児童・生徒数 …豊川市の統計（令和3年版）

●誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと



資料：地域福祉活動に関する活動者アンケート（平成28年・令和3年）

●地域特性と懇談会の開催概要

金屋中学校区は、市内中央部に位置する地域で、人口は 17,243 人、高齢化率は 22.4% となっています。

活動者アンケート調査で、平成 28 年と比較すると、「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」「災害時の避難誘導・助け合い」「健康づくりや介護予防の充実」などへの関心が高くなっています。

地域福祉懇談会は、3 地区に分かれて話し合いが行われ、延べ 30 人の方にご参加いただきました。

(1) 金屋地区

①まちづくりのテーマ

世代間の絆を深め 安全・安心の町



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・スーパーが近く買い物はとても便利である。・バス路線もあり利便性にすぐれている。・登下校の子どもの見守りがしっかりしている。・役所関係が近い。・各行事に町内のまとまりがある。	<ul style="list-style-type: none">・地域の活動に無関心な人や参加しない人について、現状を把握しづらく、孤立化につながる。・町内会の加入率が低下している。町内会のPRを行いたいが、新型コロナウイルスの影響により地域行事が開催できず、PRの機会が減っている。・福祉委員の認知度が低く、何をやっているのか知っている人が少ない。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- 老人クラブ「ゆうあい活動」のリスト作成。情報の共有。
 - ・個人情報の同意について検討していく。
- 福祉委員の活動について、老人クラブや町内会に情報提供していく。
 - ・地域に向けCSWと一緒にPRしていく。
- 町内に住む方の実態把握のため、町内会へ加入してもらいたい。
 - ・市役所にも町内会加入促進について協力を依頼していく。
 - ・地域行事を再開させてPRしていく。
 - ・コロナ禍でできることを検討していく。

(2) 金屋南地区

①まちづくりのテーマ

地域住民が共に 支え合える明るい町



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・ 緑や川があり自然が豊かで住みやすい。・ 小学校が近いので通学見回りが安全である。・ 防犯灯が多く比較的安全な地域。・ 行政機関等が近くに多数存在しており、病院、買い物などに徒歩で行けて便利。	<ul style="list-style-type: none">・ 町内会の加入者を増やしたい。町内会に加入することの利点が見えづらい。町内会の存続が難しい。・ 連区役員の選出が難しい。・ 災害時の対応が不明確。・ 新型コロナウイルスの影響で行事や活動が休止になっている。ふれあいサロンの活動について、どのように再開すればよいかわからない。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

○町内会について

- ・ 市と協力して町内会加入者を増やしていきたい。町内会加入手続きの簡略化を検討。
- ・ 町内会加入のメリット、デメリットをしっかりと伝えていく。

○連区役員について

- ・ 負担を減らすため、不要な行事は減らしていく。
- ・ 役員の決め方を検討中。平等に決められるようにしていく。

○災害時の対応について

- ・ 新型コロナウイルスの影響により中止していた防災訓練を再開する。

○ふれあいサロン活動について

- ・ CSWと一緒に活動方法を検討する。
- ・ 福祉出前講座を利用する。

(3) 三蔵子地区

①まちづくりのテーマ

やさしく笑顔で くらせる街



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

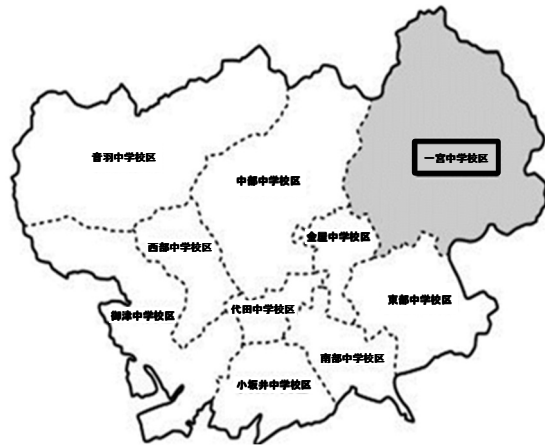
地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・ 独居高齢者に食事の提供、言葉を交わす。・ お年寄りから子どもまで楽しく交流が持てる町内行事、三歩会、市民館まつり等がある。・ 三蔵子地区全体の合同サロン会がある。・ 緑があり、子ども達が遊べる公園・神社等がある。	<ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナウイルスの影響で地域福祉活動や行事が休止している。休止期間が長くなると活動方法を知っている人が少なくなり、再開できるか心配。・ サロンの活動者や参加者が減っている。仕事をしている人は地域活動や行事に入ることが難しい。・ 町内会加入者が減少している。町内会から抜けることで孤立してしまう。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・ 地域福祉活動や行事のマニュアルを作成し、誰が担当になっても続けていけるようにする。
- ・ 若い世代でも参加できるよう声かけしていく。
- ・ 新型コロナウイルスの感染状況を見つつ、ふれあいサロンを再開し、活動者や参加者のモチベーションを上げる。
- ・ 他地区での活動状況を確認し、活動再開の参考にする。
- ・ 町内会のメリットを地域住民へ伝えていく。
- ・ 地域行事を行い、その中で町内会加入を勧める。

8 一宮中学校区懇談会

●基礎データ



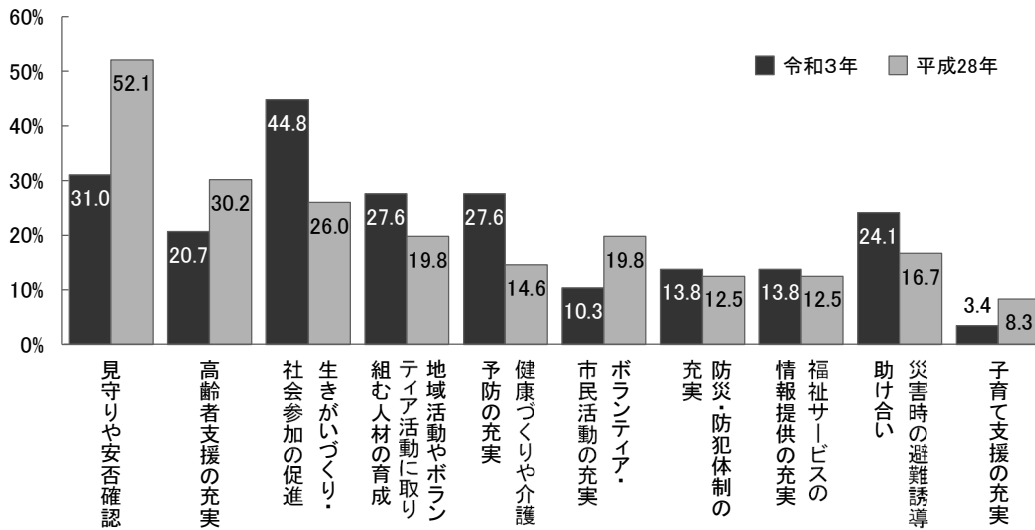
人口(R4.4.1現在)
16,574人

高齢者数(高齢化率)(R4.4.1現在)
65歳以上:4,638人(28.0%)
75歳以上:2,348人(14.2%)

児童・生徒数
小学校児童数:1,007人(R3.5.1現在)
中学校生徒数:504人(R3.5.1現在)

資料：人口、高齢者数…住民基本台帳
児童・生徒数 …豊川市の統計（令和3年版）

●誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと



資料：地域福祉活動に関する活動者アンケート（平成28年・令和3年）

●地域特性と懇談会の開催概要

一宮中学校区は、市内北東部に位置する地域で、人口は16,574人、高齢化率は28.0%となっています。

活動者アンケート調査で、平成28年と比較すると、「生きがいつくり・社会参加の促進」「健康づくりや介護予防の充実」「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」「災害時の避難誘導・助け合い」への関心が高くなっています。

地域福祉懇談会は、3地区に分かれて話し合いが行われ、延べ41人の方にご参加いただきました。

(1) 一宮西部地区

①まちづくりのテーマ

声をかけあい、 みんなの顔がみえるまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・子ども会、老人クラブ等各種団体の活動が活発に行われている。・交通指導隊や防犯パトロール隊の活動が活発に行われている。・地域のスポーツ活動が盛んである。・地域コミュニティに多くの参加がある。	<ul style="list-style-type: none">・新しい住民と今までの住民との間で、区費の集め方やゴミ出しなどについて意識の相違がある。・地域の住民組織が高齢化によりどの組織も後継者不足。・高齢化により地域行事に出てこられない人が多い。・免許返納者の買い物や外出が不便。・町内役員の負担が大きい。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・買い物ニーズに関して、地域でコンビニの移動販売車が始まったが、あまり活用されていない。町内回覧で情報周知しているが、情報が必要な高齢者へ有効に情報を届ける方法を検討する。
- ・免許返納者の外出支援として市のバスがあるが利用しづらいという声がある。利活用について、役職者等による会議ではなく実際の利用者も交えて話し合えると良い。また、それを契機にほかのさまざまな生活の困りごとを気軽に話し合えるような場を設定し、それを地域へ出ていく一つのきっかけにする。
- ・コロナ禍で地域活動がストップしている。集いの場の必要性や、継続に向けた啓発が必要。負担の少ない継続方法の検討を行う。
- ・地域の支えあい活動（ふれあいサロン活動等への参加）を見える化するために、参加者へバッジ等を身に付けてもらうことを検討する。

(2) 一宮南部地区

①まちづくりのテーマ

あったかい人情のまち



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・町内会加入率が高い。・町内会作業に全員が参加している。・「福社会」によって地域内の部会、団体の協働が図られている。・サロンによって交流が図られている。・空き巣が少ない地域。	<ul style="list-style-type: none">・福祉に関心の無い住民が多い。・特に戸数が少ない地区では、役員の受け手不足で負担が大きい。・老人会や婦人会等が解体してしまった地区がある。・地区活動がコロナ禍で消滅しないよう、継続できるしくみづくりが必要。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・日頃からのあいさつや、何気ない声かけ、目配りを今後も継続していく。
- ・農家が多い地域なので、畑作業やハウスなど、井戸端会議ができる場所づくりができるとうい。
- ・高齢者がどこかに集まっておしゃべりができる機会の確保。
- ・小学校の運動会で行われていた踊り等、若者も参加しやすいものを取り入れながら、三世代交流の盆踊りを行っていきたい。
- ・豊川の増水等、想定外の災害を意識した防災マニュアルの検討。単なる防災用品の点検にとどまらず、町内会で組織的に具体的な状況を見据えた行動策の検討。

(3) 一宮東部地区

①まちづくりのテーマ

自立したコミュニティ 社会実現をめざして



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

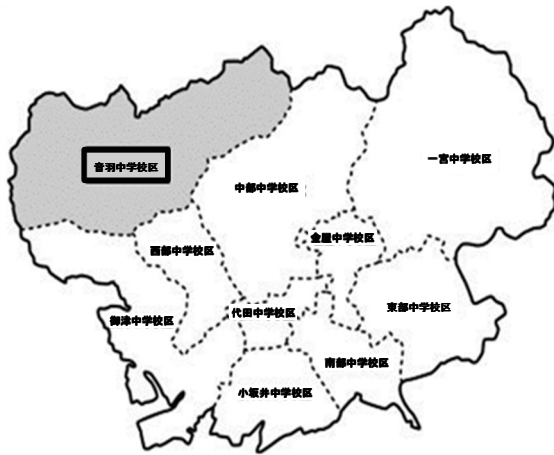
地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・近隣や地域内の状況がほぼ把握できている。・近所付き合いが残っており、性格も温厚な人が多い。・お互いの顔と生活状況が見え、絆が深く温かい。・行事等で住民の協力がある。	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員、福祉委員等の地域活動者同士の交流機会減少。・運転免許証を返納すると買い物や通院が不便。・地域を引っ張るリーダー不足。・コロナ禍で若年層との交流の機会減少。・高齢者等は情報が掴みにくく情報難民になる。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・福祉委員の活動や福祉委員について地域住民へ広く知ってもらうための啓発が必要。町内回覧等を通じて、周知をしていく。
- ・買い物支援について、市内他地区を参考に地区内にコンビニ移動販売車の配車を調整したい。ニーズを知ることから始め、実施に向け進めていく。
- ・困りごとを抱える住民への支援について、小さなコミュニティ単位で見守りし合ったり、ちょっとした困りごとであれば手助けし合う。
- ・地区内の民生委員・児童委員、福祉委員間の交流や、同中学校区内等の規模で活動者同士の交流の機会を持ちたい。

9 音羽中学校区懇談会

●基礎データ



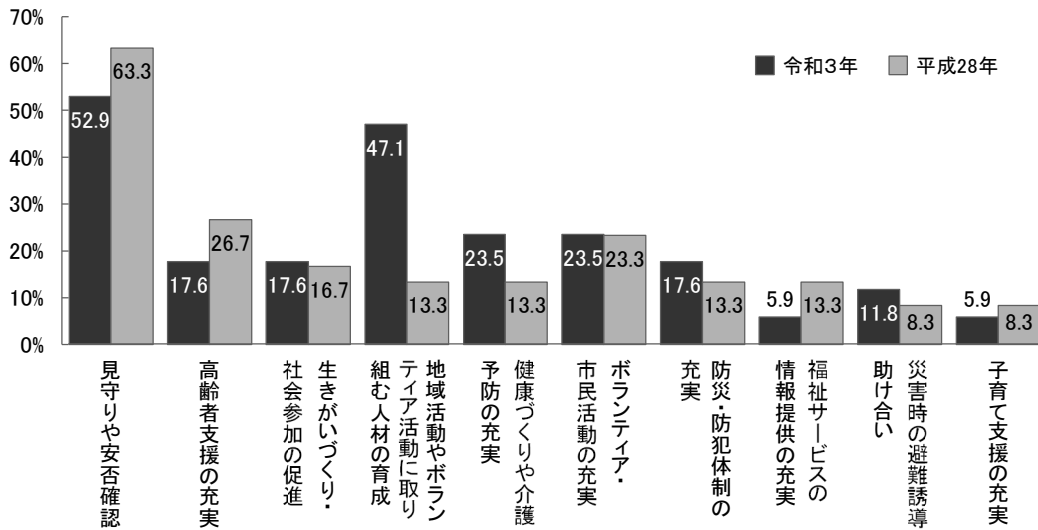
人口(R4.4.1 現在)
8,577 人

高齢者数(高齢化率)(R4.4.1 現在)
65 歳以上:2,645 人(30.8%)
75 歳以上:1,372 人(16.0%)

児童・生徒数
小学校児童数:477 人(R3.5.1 現在)
中学校生徒数:286 人(R3.5.1 現在)

資料：人口、高齢者数…住民基本台帳
児童・生徒数 …豊川市の統計（令和3年版）

●誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと



資料：地域福祉活動に関する活動者アンケート（平成28年・令和3年）

●地域特性と懇談会の開催概要

音羽中学校区は、市内北西部に位置する地域で、人口は 8,577 人と市内中学校区の中で最も少なく、高齢化率は 30.8%となっています。

活動者アンケート調査で、平成 28 年と比較すると、「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」「健康づくりや介護予防の充実」「防災・防犯体制の充実」などへの関心が高くなっています。

地域福祉懇談会は、延べ 15 人の方にご参加いただきました。

(1) 音羽地区

①まちづくりのテーマ

人にやさしく緑豊かな 文化を愛するまち音羽



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・自然が豊かな地区。・町内会・民生委員・児童委員活動・福祉委員会活動等がうまく運営されている。・生活困窮家庭が少ない。・少年の非行が少ない。・隣近所の付き合いが残っている地区が多い。	<ul style="list-style-type: none">・サロンボランティア等、地域福祉活動の担い手の高齢化。・山手側の住宅地において、買い物や通院等が不便。・認知症の人へ地域としてどのように対応していくか。・災害時に土砂崩れの可能性がある。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ボランティア活動を楽しめるまち。市民館や各地区集会所を利用して集いの場があるまち
 - ・既存の活動PR、地域の支援者の負担が減らせる体制づくり。
- サロン活動に若い人も参加できるようになっているまち
 - ・世代交流の場を増やす。参加しやすいような曜日設定の検討。
- 買い物に困らないよう、移送サービスや買い物ボランティア等に頼むことができるまち
 - ・既存の利用できる資源の活用。新たな移送サービス等、ニーズとのマッチングを図る。
- 災害が発生した時にすぐに活動できる体制が整っているまち
 - ・日頃から地縁団体の連携を図り、地域全体で地区の活動に取り組む。

10 御津中学校区懇談会

●基礎データ



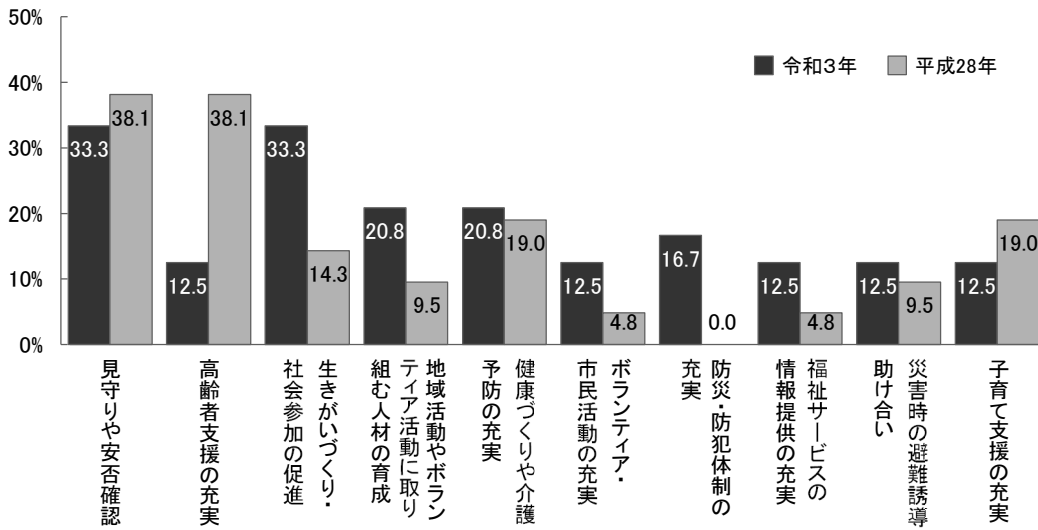
人口(R4.4.1 現在)
13,277 人

高齢者数(高齢化率)(R4.4.1 現在)
65 歳以上:3,825 人(28.8%)
75 歳以上:2,027 人(15.3%)

児童・生徒数
小学校児童数:688 人(R3.5.1 現在)
中学校生徒数:377 人(R3.5.1 現在)

資料：人口、高齢者数…住民基本台帳
児童・生徒数 …豊川市の統計（令和3年版）

●誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと



資料：地域福祉活動に関する活動者アンケート（平成28年・令和3年）

●地域特性と懇談会の開催概要

御津中学校区は、市内南西部に位置する地域で、人口は 13,277 人、高齢化率は 28.8% となっています。

活動者アンケート調査で、平成 28 年と比較すると、「生きがいづくり・社会参加の促進」「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」「防災・防犯体制の充実」などへの関心が高くなっています。

地域福祉懇談会は、2 地区に分かれて話し合いが行われ、延べ 20 人の方にご参加いただきました。

(1) 御津北部地区

①まちづくりのテーマ

みんなで協力 住みよい環境



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・安全安心で住みやすい地域。・田、畑、山、川などいろいろな住みやすい環境がある。自然が豊か。・小さな集落のため一人ひとりの生活がわかり、あいさつや会話がしやすい。	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティバスの乗り換えのつながりが悪いため、利用がしにくい。・地域福祉に参加する意識が低い。・見守りの担い手不足。・独居高齢者世帯や空き家が増えている。・災害時避難行動要支援者の把握が必要。・老人クラブ、子ども会、PTA組織の連携や、世代間交流が必要。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・子どもの見守り活動の充実を図る。
- ・福祉会、老人クラブ、子ども会等と一緒に企画運営できるしくみづくりを行うことで、三世代交流を行えるようにする。
- ・小学校単位での防災訓練の実施。
- ・自主防災会連絡会の始動に向けて活動する。
- ・各組織の連携（町内会・民生委員・児童委員・福祉委員・市・社協）。
- ・人材の確保（次世代の活動者・役員の担い手不足）。

(2) 御津南部地区

①まちづくりのテーマ

歴史と伝統と地域の絆を 大切にする町



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・お祭りが江戸時代から続いている。・山、川、海など自然が多い。・高齢者と一緒に住んでいる世帯が多い。	<ul style="list-style-type: none">・祭礼での伝統、文化を守っていくことが、人手不足や経費面で困難になってきている。・役員のなり手がいない。・コミュニティバスの利用者が少ない。・ひとり暮らし、空き家が増えつつある。・コロナ禍により町民同士のふれあいの場が少なくなっている(ふれあい祭り、あいぎつ運動、サロンの中止)。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・ 平時から見守り・声かけ活動を行い、地域支援者同士(町内会、民生委員・児童委員、福祉委員等)が連携や情報共有を行う。
- ・ 子どもの登下校見守り活動について、地域住民に対して活動の周知とボランティアの募集を行う。
- ・ 一人で避難できない避難困難者の支援方法について、地域全体で話し合う機会をつくる。

11 小坂井中学校区懇談会

●基礎データ



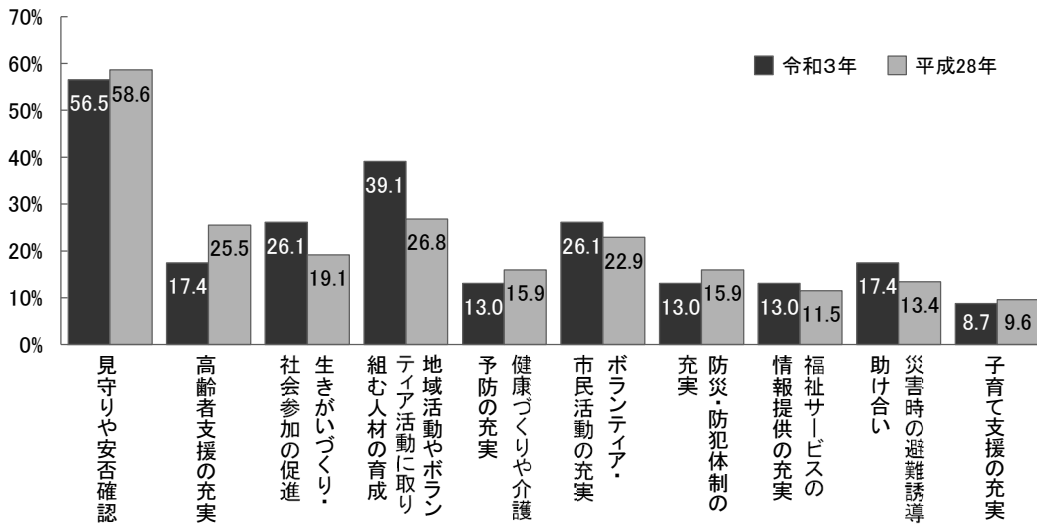
人口(R4.4.1 現在)
21,723 人

高齢者数(高齢化率)(R4.4.1 現在)
65 歳以上:6,289 人(29.0%)
75 歳以上:3,324 人(15.3%)

児童・生徒数
小学校児童数:1,157 人(R3.5.1 現在)
中学校生徒数: 595 人(R3.5.1 現在)

資料：人口、高齢者数…住民基本台帳
児童・生徒数 …豊川市の統計（令和3年版）

●誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと



資料：地域福祉活動に関する活動者アンケート（平成28年・令和3年）

●地域特性と懇談会の開催概要

小坂井中学校区は、市内南部に位置する地域で、人口は 21,723 人、高齢化率は 29.0% となっています。

活動者アンケート調査で、平成 28 年と比較すると、「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」「生きがいつくり・社会参加の促進」などへの関心が高くなっています。

地域福祉懇談会は、延べ 14 人の方にご参加いただきました。

(1) 小坂井地区

①まちづくりのテーマ

手をたずさえ 明日を見守る明るいまちへ



②「地域のよいところ」と「現在の地域課題」

地域のよいところ	地域課題
<ul style="list-style-type: none">・ 3つの駅があり、主要道路(1号線と 23号線)が通っているため交通の便が良い。・ 大きな災害が少ない。・ 近くに買い物できる場所があり、便利である。・ 「こぎかい葵まつり」や「風まつり」など、伝統文化を継承している。・ こぎかい葵風館を中心に交番や学校等があり、コンパクトで住みやすいまちになっている。	<ul style="list-style-type: none">・ 「豊川放水路」や「佐奈川」があるがこれまでに大きな水害にあったことがないため、今後の備えとして防災計画について、ハザードマップを活用した検討が必要。・ 外国籍の方が増えてきており、地域や生活ルールの周知が課題。・ 町内会未加入世帯が増加傾向にあり、町内会加入の呼びかけが必要。・ 各団体活動者のなり手がいない。・ 昔のような地域のつながりが薄まってきている。・ 子どもが参加できる行事がない。・ 独居高齢者の増加と所在地が分からない。近隣住民とのつながりが薄くなっているため、誰がどこに住んでいるのか把握しにくい。

③まちづくりのテーマの実現に向けた具体的な取り組み

- ・ 各活動組織の継続危機。町内単位では限界があるため、新しいしくみづくりを検討する。
- ・ 地域住民同士の交流ふれあいが復活できる体制づくり。
- ・ 町内の集会所を活用して、気軽に集まれる場所を地域の憩いの場として開放できないか検討する。
- ・ 災害時、独居高齢者のフォローについて町内会と民生委員・児童委員、地域福祉活動推進委員会、自主防災会等とが連携できるよう検討していく。
- ・ 町内関係の会合に民生委員・児童委員にも声かけをし、適宜情報交換をしていく。

第7章 豊川市成年後見制度利用促進 計画

1 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨と背景

平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）により、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めることが市町村の努力義務とされました。

本市ではこれまで、地域福祉計画に成年後見制度の利用促進を含む権利擁護の推進を位置付け、取り組んできたところですが、この基本的な計画の策定にあたり、地域福祉計画をはじめとする他の計画と有機的に連携を図り、進めることが重要です。

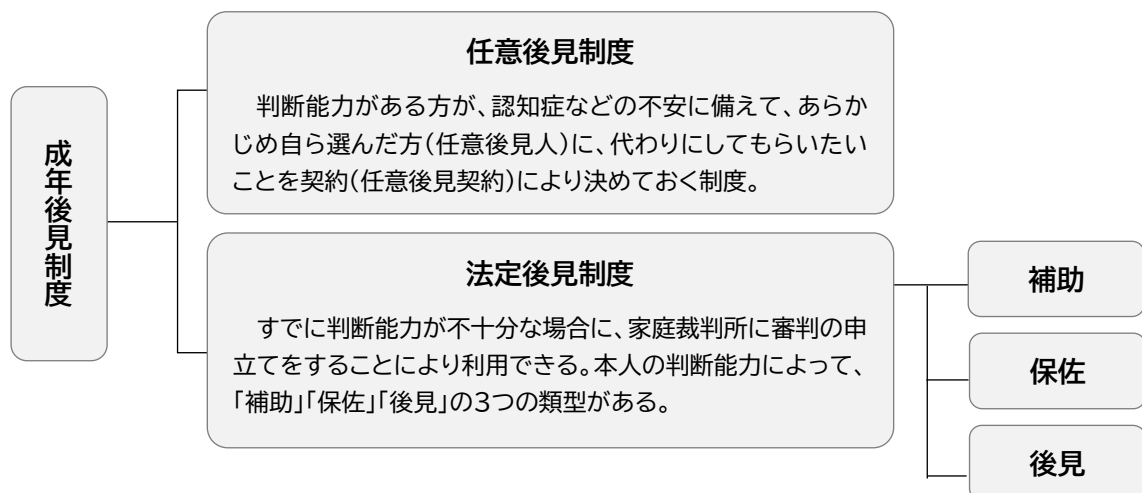
そこで、本市として新たに「豊川市成年後見制度利用促進計画」を策定し、「第 4 次豊川市地域福祉計画」の中にある「権利擁護の推進」と連動性を高め、成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する取り組みを総合的・計画的に進めていきます。

(2) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方が、本人の財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律的に保護し支援する制度です。

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の 2 つの種類があります。「任意後見制度」は、現在、判断能力がある方が、認知症などの不安に備えて、あらかじめ自ら選んだ方（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）により決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。「法定後見制度」は、すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所に審判の申立てをすることにより利用できます。本人の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」の 3 つの類型があり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が法律的に保護し支援する制度です。

■成年後見制度の種類



■成年後見制度の類型

類型	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	常に判断能力を欠いている人
支援する人	補助人	保佐人	成年後見人
支援する人が与えられる権利	本人の望む契約・手続などの同意・取消や代理	財産上の重要な契約などの同意・取消と本人の望む代理	すべての契約などの代理・取消
※日常生活に関する行為は除く			

(3) 計画の位置付け

「豊川市成年後見制度利用促進計画」は、「成年後見制度利用促進法」第14条第1項の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を示すものです。策定にあたっては、本市における地域福祉計画をはじめとする各種関連計画との整合を図ります。

(4) 計画の期間

「豊川市成年後見制度利用促進計画」の計画期間は、「第4次豊川市地域福祉計画」と合わせて令和5年度から令和9年度までの5年間として定めます。しかし、国が第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）の中で、成年後見制度等の見直しに向けた検討をはじめていることから、計画期間中であっても、状況の変化により必要に応じて、見直しを行います。

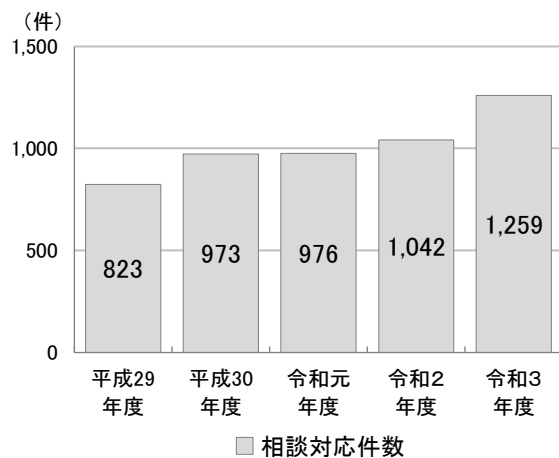
2 本市の成年後見制度における状況

(1) 相談対応件数及び市長申立件数

本市成年後見支援センターにおける認知症高齢者及び知的、精神障害者に関する成年後見制度の相談対応件数は増加しており、令和3年度には前年度比20%増の1,259件となっています。また、福祉的援助が必要で二親等以内の親族がいない方などに対して行う豊川市長申立の件数は、近年6～7件程度で推移しています。令和3年度には、認知症高齢者で6件、知的、精神障害者で0件となっています。

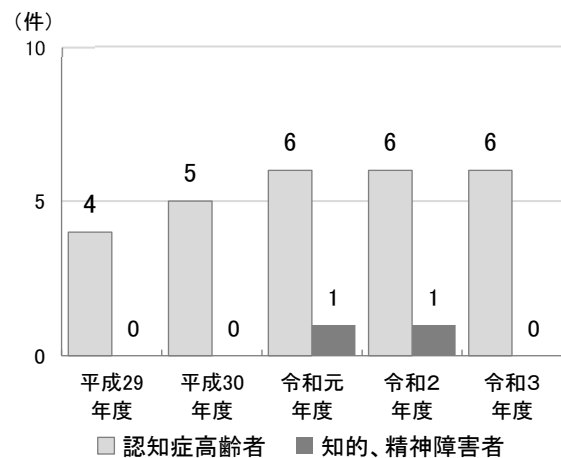
本市の成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、令和3年には成年後見が191人、保佐が33人、補助が17人となっています。

■相談対応件数（延べ人数）



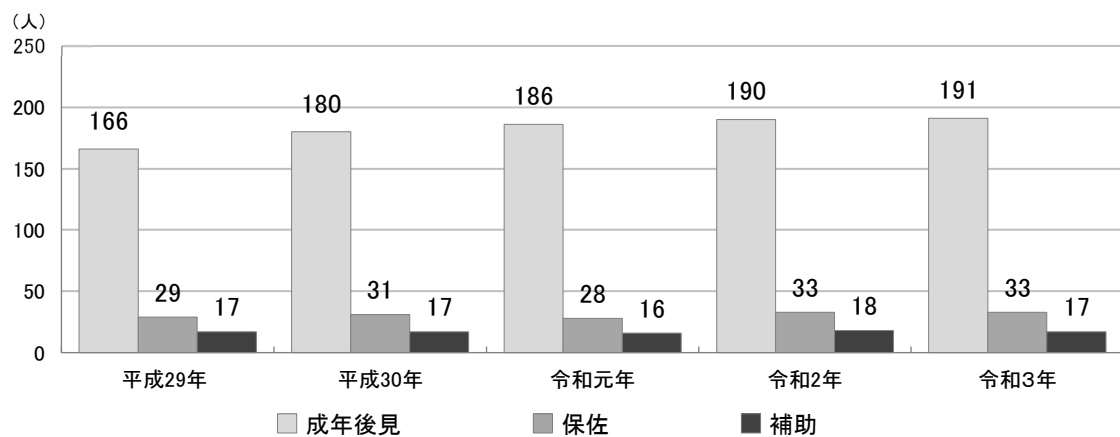
資料：豊川市成年後見支援センター（各年度末日現在）

■豊川市長申立件数



資料：介護高齢課、福祉課（各年度末日現在）

■豊川市の成年後見制度の利用者数



資料：名古屋家庭裁判所（各年12月末日現在）

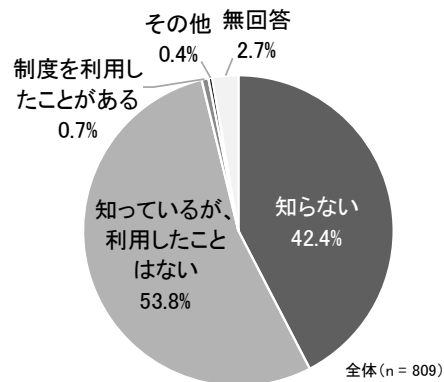
(2) 市民アンケート調査から見る成年後見制度の認知状況

「第4次豊川市地域福祉計画」策定に向けて、令和3年度に市民アンケート調査の中で成年後見制度についてのアンケート調査を実施しました。

①成年後見制度の認知度・利用状況

成年後見制度の認知度・利用状況は、「知っているが、利用したことはない」が53.8%と最も高く、次いで「知らない」が42.4%となっています。「制度を利用したことがある」方は1%にも満たない状況です。

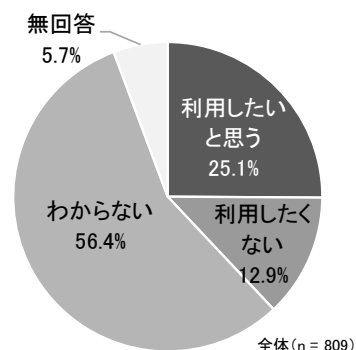
■成年後見制度の認知度・利用状況（単数回答）



②成年後見制度の利用意向

本人または親族等の判断能力が不十分となった場合の成年後見制度の利用意向は、「わからない」が56.4%、次いで「利用したいと思う」が25.1%となっています。成年後見制度への関心と制度理解を促進する必要があります。

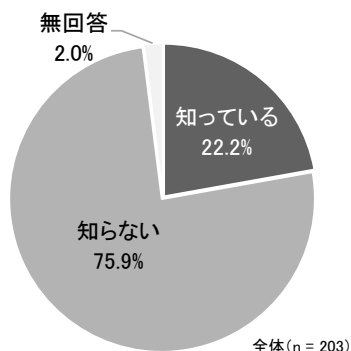
■成年後見制度の利用意向（単数回答）



③成年後見制度の相談窓口の認知度

②で「利用したいと思う」と答えた方のうち、成年後見制度の相談窓口の認知度は、「知らない」が75.9%、「知っている」が22.2%となっています。相談窓口の周知を一層図る必要があります。

■成年後見制度の相談窓口の認知度（単数回答）



(3) 活動者アンケート調査から見る成年後見制度の認知状況

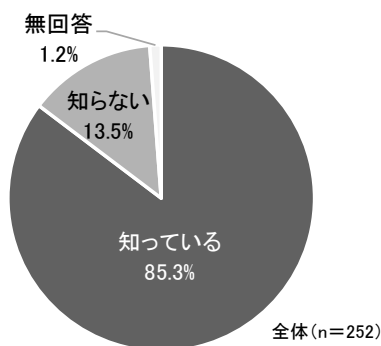
「第4次豊川市地域福祉計画」策定に向けて、令和3年度に活動者アンケート調査の中で成年後見制度についてのアンケート調査を実施しました。

①成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度は、民生委員・児童委員では「知っている」が85.3%、「知らない」が13.5%となっています。

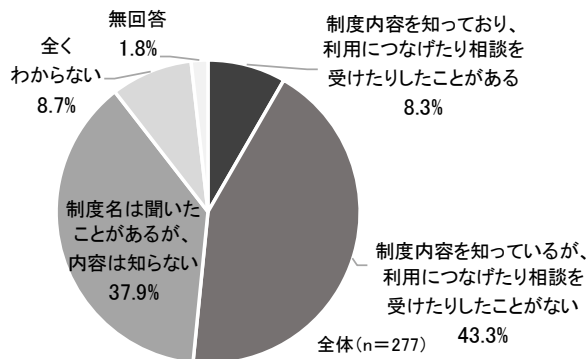
福祉委員、ボランティア活動者では「制度内容を知っているが、利用につなげたり相談を受けたりしたことがない」が43.3%と最も高く、次いで「制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない」が37.9%となっています。

■成年後見制度を知っているか(単数回答)



※回答者:民生委員・児童委員

■成年後見制度をどの程度知っているか(単数回答)



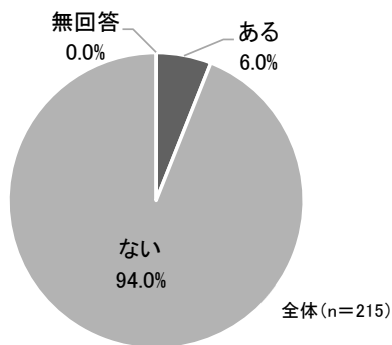
※回答者:福祉委員、ボランティア活動者

②成年後見制度の相談等について

民生委員・児童委員で成年後見制度を知っている方のうち、成年後見制度について相談を受けたり、関係機関へ取り次いだりした経験は、「ない」が94.0%、「ある」が6.0%となっています。

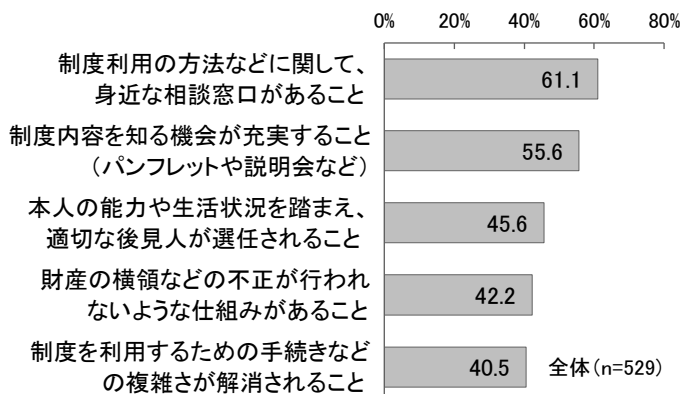
成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要であると思うことは、「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」が61.1%と最も高く、次いで「制度内容を知る機会が充実すること(パンフレットや説明会など)」が55.6%となっています。

■成年後見制度について相談を受けたり関係機関へ取り次いだ経験(単数回答)



※回答者:民生委員・児童委員

■成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要であると思うこと(上位5位)(複数回答)



(4) 豊川市成年後見支援センター運営委員会委員からの意見

本計画の策定にあたり、豊川市成年後見支援センター運営委員会委員から、意見聴取を行いました。成年後見制度の利用促進に向けた課題等について質問し、その意見を、支援者の立場（市、医療及び福祉関係機関・団体）、受任者の立場（後見業務に携わっている職能団体や法人）に分けて整理しました。その内容については、以下のとおりとなっています。

支援者の立場
<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の利用促進のためには、制度の複雑さが解消されること、身近に相談窓口があることが求められている。・成年後見制度の利用にあたっては、経済的負担や意思決定が制限されることへの不安から、利用にためらいがある。・支援者側の制度理解を深めるために、本人情報シートの書き方など、実践演習が効果的だと思う。・障害者本人への成年後見制度の周知が難しい。・ひとり暮らし高齢者は、認知機能が低くなってからつなげると大変であり、なるべく早い段階で本人と接触し、支援ができるとよい。・親族後見人であっても、成年後見人等の意見は大きく反映されるため、チームによって支援すべきだと思う。・専門職後見人が付く場合が多いと聞いているが、親族後見人や市民後見人が付けるようサポートできる体制があるとよい。
受任者の立場
<ul style="list-style-type: none">・支援者側の制度の理解が不十分であり、支援者への制度の周知が必要である。・在宅で過ごしたい本人の意向の尊重と、支援者間の意見のすり合わせ等の調整が難しい。・頻回な支援が必要とされるが金銭的にゆとりがない場合に、福祉サービスへのつなぎ方が難しい。・経済的搾取を受けている場合、成年後見人等をつけて適正に管理することが必要だが、利害関係者の反対にあうこともあり、対応に苦慮する。・意思表示が困難な方に対して、意思決定の見える化の支援が必要であり、意思を酌む支援チームが求められる。・成年後見制度の認知度の向上が図られた際には、成年後見人等の担い手確保や受け皿確保などの体制整備が求められる。・身寄りがいない方の場合、さまざまな対応を求められる。市民後見人等の事実行為について、線引きをどうするか悩ましい。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策
<p>誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせるまちづくり</p>	<p>I 成年後見制度の周知と 利用しやすさの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①成年後見制度の啓発と制度理解の推進 ②意思決定支援に関する周知と研修の開催 ③後見人等候補者の適切な推薦等の実施 ④成年後見制度利用支援事業の充実
	<p>II 権利擁護支援の 地域連携ネットワーク の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑤中核機関及び協議会の設置 ⑥権利擁護支援が必要な人の早期発見と 早期支援の推進 ⑦本人を取り巻く支援体制の整備
	<p>III 権利擁護支援への 多様な主体の参加と 地域づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑧権利擁護支援に関するニーズの把握 ⑨権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援 ⑩法人後見の支援 ⑪日常生活自立支援事業との連携推進

4 施策の内容

基本目標Ⅰ 成年後見制度の周知と利用しやすさの向上

成年後見制度を正しく理解できるよう、わかりやすい制度の周知に努めます。

本人の意思決定や身上保護を重視した支援が行われるよう、各関係機関に対して理解を促し、支援体制の整備を進めます。

【現状と課題】

- ・成年後見制度について、市民が制度そのものを知らなかったり、その意義について十分に理解されていない状況です。成年後見制度について広く周知し、多くの方が正しく理解できるよう取り組みを進める必要があります。
- ・支援者側においても、成年後見制度に関する理解度や経験に個人差があり、支援者を対象とした学習の機会が必要です。
- ・成年後見制度の利用を希望する人が、手続きの煩雑さや経済的な負担の大きさにより、利用を断念してしまうことがないよう、さまざまな段階での支援が必要です。

【主な取り組み】

No.	施策	施策の内容
①	成年後見制度の啓発と制度理解の推進	○パンフレットやSNS等を活用したわかりやすい情報発信を行います。 ○対象者のニーズに合わせた講演会、研修会、出前講座等を開催し、制度の理解を深めます。
②	意思決定支援に関する周知と研修の開催	○意思決定支援に関するガイドライン等についての研修会を開催するとともに、普及啓発に取り組みます。
③	後見人等候補者の適切な推薦等の実施	○本人の状況や意思を踏まえ、適切な後見人等候補者を推薦できるよう受任調整の機能を強化します。
④	成年後見制度利用支援事業の充実	○虐待等によって侵害された権利の回復や本人の福祉の増進を図るため、市長申立を適切に実施するとともに、必要となる費用を助成する成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

身近な地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な方を早期に発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークを構築します。

既存の組織やしくみを活用し、地域連携ネットワークの整備・運営等を担う中核機関及び協議会を設置します。

【現状と課題】

- ・ 少子高齢化等の進行により、高齢者のみの世帯や8050世帯が増えている昨今、家族や地域のつながりの希薄化によって、地域の中でも権利擁護のニーズを把握することが難しくなっています。
- ・ 判断能力が不十分なため、虐待等の権利侵害やセルフネグレクトなどについて、自ら相談することやSOSを発することができない高齢者や障害者が増えています。
- ・ 本人の状況の変化に適切に対応できるように、本人や支援者等を含めたチームで支える体制を強化する必要があります。体制整備を担う中核機関の機能について具体的に検討し、本市としての位置付け等を定めていく必要があります。

【主な取り組み】

No.	施策	施策の内容
⑤	中核機関及び協議会の設置	○中核機関の機能について具体的に検討し、権利擁護支援の要となる中核機関を設置します。 ○既存の組織を活用し、権利擁護支援の課題や取り組み等を協議する協議会を設置します。
⑥	権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援の推進	○地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、基幹相談支援センター、相談支援事業所などとの連携を図り、権利擁護が必要な人の初期相談のための取り組みを強化するとともに、地域連携ネットワークを整備します。 ○専門職による相談会などを実施し、早期の段階から、身近な地域で相談できる体制を整備します。
⑦	本人を取り巻く支援体制の整備	○後見等開始前には、親族、福祉・医療・地域等の関係者が、後見等開始後には、これに成年後見人等が加わり、意思決定支援や身上保護等の必要な対応ができる支援体制を整備します。

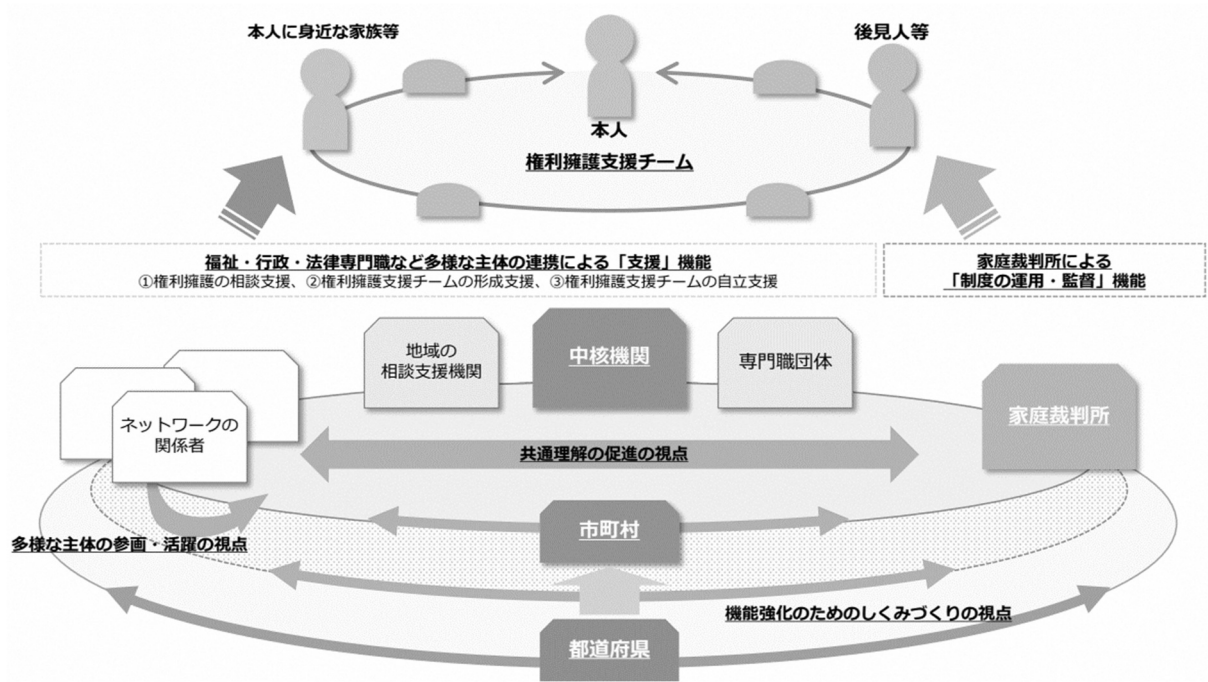
※中核機関：専門職による専門的助言などの支援の確保や、協議会の事務局機能など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

※協議会：後見開始等の前後を問わず、「権利擁護支援チーム」に対し、法律、福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。

※権利擁護支援：地域共生社会の実現をめざす包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。

■地域連携ネットワークのイメージ

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」です。



出典：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終とりまとめ概要」

基本目標Ⅲ 権利擁護支援への多様な主体の参加と 地域づくりの推進

地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援を必要とする方が適切な制度を利用し、地域で安心して暮らせる、誰もが支えあうまちづくりをめざします。

成年後見人等の担い手の確保や育成に努め、成年後見制度を安心して利用することができる環境を整備します。

【現状と課題】

- ・地域共生社会の実現に向け、社会参加や地域づくりを促進する観点から、より多くの市民が権利擁護支援に参加できる取り組みが求められています。
- ・成年後見制度の対象者が増えているにも関わらず、利用が進んでいないことから、より多様な成年後見制度の担い手の確保と育成が求められています。
- ・身寄りのない方、親亡き後、親族がいても成年後見人等になることができないケースなどを含め、多様なニーズに対応できる体制づくりが求められています。

【主な取り組み】

No.	施策	施策の内容
⑧	権利擁護支援に関するニーズの把握	○当事者団体や福祉関係者に対して、権利擁護支援が必要な方のニーズ把握調査を行います。 ○把握したニーズをもとに、地域課題を分析・整理し、協議会等を活用して、新たな取り組みを調査・研究します。
⑨	権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援	○市民後見人の活動内容等について検討し、育成・活躍支援の方針を定めます。 ○より多くの市民が権利擁護支援活動に参加できる取り組みを推進します。
⑩	法人後見の支援	○法人後見を担う法人等との情報交換会を開催し、市民後見人の育成の状況を踏まえつつ、担い手不足に対応できるようなしくみを調査・研究します。
⑪	日常生活自立支援事業との連携推進	○利用者が多様な選択ができるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携を推進します。

5 取り組みの成果を測る指標

本計画では、施策の実施状況を客観的に評価・検証するため、基本目標に対する具体的な取り組みごとに以下のように指標を掲げ、成年後見制度の利用を促進していきます。

連番	指標 内容	施策番号 (P120参照)	現状値	目標値				
				令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
1	わかりやすいパンフレットの作成	①	—	検討	実施	→	→	→
2	研修会・講演会・出前講座等の開催数(回)	①②	8	→	→	→	→	14
3	研修・講演会の参加者数(人)	①②	168	→	→	→	→	370
4	受任調整会議の機能強化のためのしくみづくり	③	—	検討	実施	→	→	→
5	市長申立実施件数(件)	④	6	→	→	→	→	→
6	成年後見に関わる相談件数(件)	④	1,259	→	→	→	→	→
7	中核機関の設置	⑤⑥	—	検討	実施	→	→	→
8	協議会の設置	⑤⑥	—	検討	→	実施	→	→
9	本人を取り巻く支援体制の整備	⑦	—	検討	実施	→	→	→
10	当事者団体・福祉関係者のニーズの把握	⑧	—	検討	実施	→	→	→
11	把握したニーズをもとにした新たな取り組みの実施	⑧	—	検討	→	実施	→	→
12	市民後見人の育成や活躍を支援するためのしくみづくり	⑨	—	検討	→	実施	→	→
13	法人後見人支援を行うためのしくみづくり	⑩	—	検討	→	実施	→	→
14	日常生活自立支援事業の相談件数(件)	⑪	2,842	→	→	→	→	→
15	日常生活自立支援事業との連携体制を行うためのしくみづくり	⑪	—	検討	実施	→	→	→

※現状値は、令和3年度実績

※連番5、6、14については、数値の増減を評価するものでないため、目標値を掲げず、毎年度、実績値を確認していきます。

※受任調整会議：成年後見制度の適切な利用に向けた検討及び調整、成年後見人等の候補者の検討、制度利用者等に必要支援の検討を行う会議。

第8章 重層的支援体制整備事業への 取り組み

1 重層的支援体制整備事業

(1) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、困窮、高齢、障害、子育てといった分野別の支援体制では対応しきれないような、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、これまでそれぞれの分野ごとにあった予算を一体化し、「分野を問わない相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

■重層的支援体制整備事業における各事業の概要

事業	概要
包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none">・分野や世代を問わず包括的に相談を受け止める・支援機関のネットワークで対応する・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none">・社会とのつながりを作るための支援を行う・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none">・分野や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none">・支援が届いていない人に支援を届ける・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none">・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす・支援関係機関の役割分担を図る

※プラットフォーム：地域の福祉課題を共有・協議する場、サービスを利用する人と、提供者をつなぐ場。

2 豊川市における重層的支援体制整備事業の実施体制

「重層的支援体制整備事業は、既存のものとは別の新しい相談支援機関、地域の拠点（施設）を設けることが目的でなく、既存の支援機関等の機能や専門性を生かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくる」という本事業の基本理念や、市民アンケート調査、令和3年度より取り組んだ移行準備の実績などを踏まえ、令和5年度からの事業の実施体制を決定しました。

(1) 包括的相談支援事業

本市では、困窮、高齢、障害、子育ての4つの相談窓口のうち、「高齢者の相談窓口」として地域住民からの認知度が高い地域包括支援センターを、地域における分野を問わない「福祉の相談窓口」とします。

市役所内においては、平成27年度から庁内連携の取り組みや、支援関係機関等とのネットワーク構築を進めている困窮の相談窓口を、相談先の分からない福祉に関する相談の受付及び支援の案内役とします。

これらの窓口では、相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。また、従来の連携による支援や相談窓口単独では解決が難しい場合には、多機関協働事業へつなぎます。

障害、子育てなど、その他の相談窓口においては、相談内容から多機関協働事業による支援が必要と判断した場合には、相談者から丁寧にお困りの状況や課題を聞き取り、相談記録を作成して多機関協働事業につなぐことで、途切れることのない支援を実施します。

【重層的支援体制整備事業として規定される相談窓口】

- ①地域包括支援センターの運営【高齢】
- ②自立相談支援事業【困窮】
- ③相談支援事業【障害】
- ④利用者支援事業【子育て】

(2) 参加支援事業

本市ではC S Wを中心として、相談者との丁寧なアセスメントを通じて課題の解きほぐしを行い、社会参加への支援ニーズや課題などの把握に努め、本人及び世帯のニーズに合った集いの場、働く場などの居場所への参加に向けた支援メニューを作成します。

また、支援に必要なサービスを提供する、地域や事業者等へ働きかけを行い、既存の支援を組み合わせた新たな取り組みを実施するためのコーディネート及び支援メニュー化により、柔軟で最適な参加支援の実施をめざします。

さらに、参加開始後も、利用者に対するサービス利用の定着支援や、利用者の受け入れ先事業者等へのフォローアップを行います。

※アセスメント：相談者やご家族が抱える悩みや現状を分析し、それらを解決するためにはどのような支援が必要なのかを整理すること。

(3) 地域づくり事業

困窮、高齢、障害、子育ての各法等に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、身近な生活圏域において、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」「地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備」「地域住民相互の交流を行う居場所の開設」等を行います。

本市では、「生活支援体制整備事業」及び「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を中心として、既存事業の対象者の拡大及び相互連携による世代や分野を超えた住民同士が交流できる居場所の整備を推進します。(多様な「場」づくり)

また、地域住民等と一緒に、地域資源の把握や不足するサービス支援の創出、ボランティア等の担い手の発掘や育成、地域住民に対する活動の普及啓発など、「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせます。(つなぎ・コーディネート役割)

【重層的支援体制整備事業として規定される地域づくり事業】

- ①生活支援体制整備事業【高齢】
- ②地域介護予防活動支援事業【高齢】
- ③生活困窮者支援等のための地域づくり事業【困窮】
- ④地域活動支援センター事業(機能強化事業)【障害】
- ⑤地域子育て支援拠点事業【子育て】

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本市ではCSWを中心として支援関係機関等と連携し、支援を拒否しているセルフネグレクトの状態である方など、必要な支援が届いていない方の把握に努め、本人と直接関わるための信頼関係の構築に重点をおいて実施します。

また、多機関協働事業による支援が実施されている方に対しても、支援が適切に実施されているか、新たな課題が発生していないかなど、継続的に関わりを持ち、伴走型の支援を実施します。

(5) 多機関協働事業

多機関協働事業は、既存の相談支援機関をサポートするとともに、支援に関わる関係者の連携の円滑化を図るなど、重層的支援体制整備事業の中核を担う事業です。

各相談窓口で受けた事例のうち、従来の分野別の支援方法では解決できない複雑化・複合化した事例について、多機関協働事業を実施します。重層的支援会議を開催し、CSWを中心として、支援関係機関等の連携による役割分担や支援の方向性の決定、参加支援事業やアウトリーチ事業などを組み合わせた支援プランを作成し、適切な支援につなげます。

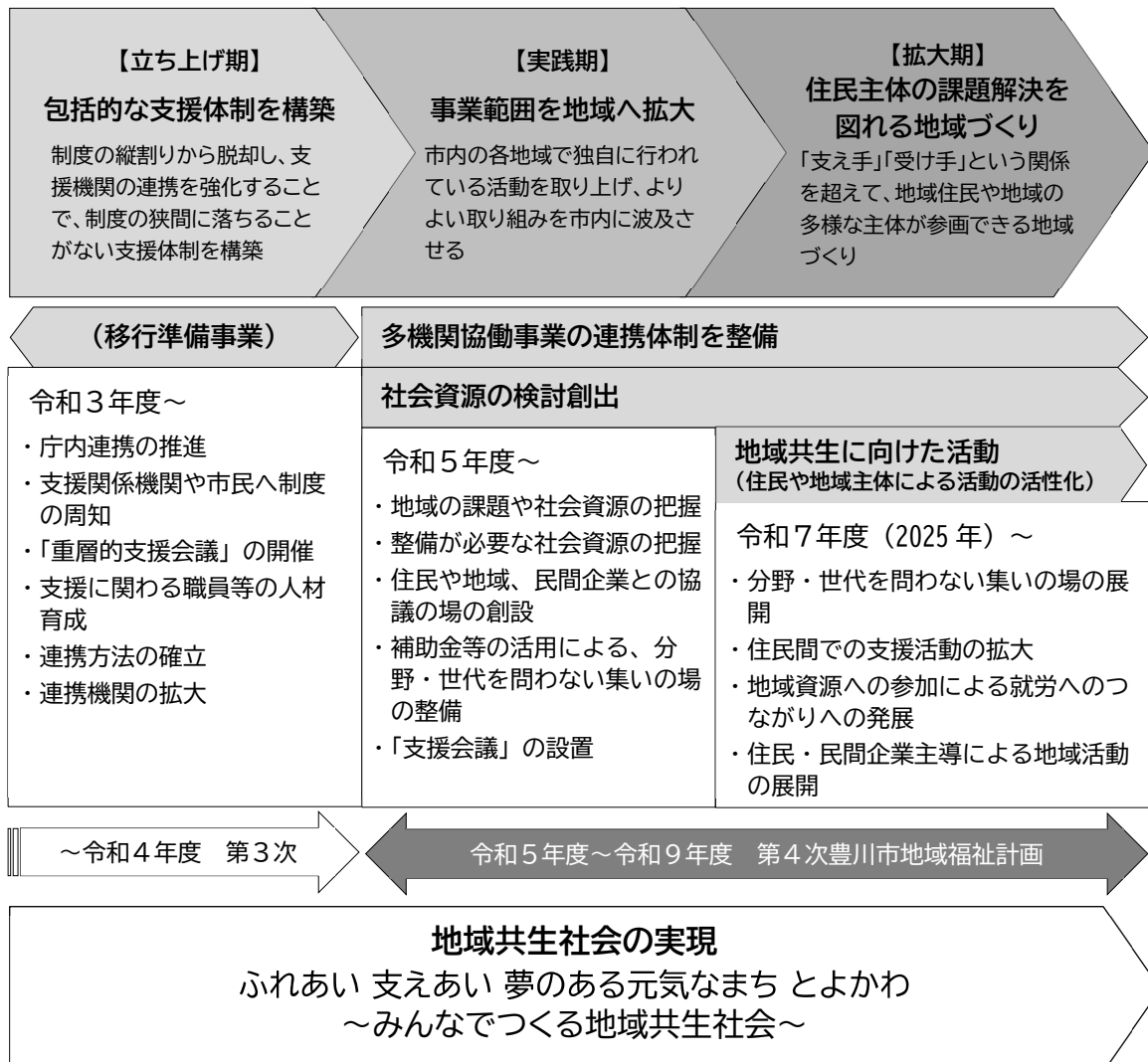
また、地域や支援関係機関等が課題を把握していながらも、支援につながっていない方に対しては、「支援会議」の開催により、支援関係機関等における情報共有や必要な支援につなげるための検討を行います。

新たに設置する重層的支援体制整備事業の担当部署では、多機関協働事業の総合的な調整役及び支援関係機関等の相談役となり、重層的支援会議や支援会議の開催に必要な調整や手続きを行うほか、支援関係機関等との連携強化を図り、地域全体での包括的な支援体制を構築します。

- ・重層的支援会議…多機関協働事業において実施し、支援関係機関等との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、支援関係機関等の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議
- ・支援会議…社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能な会議

3 ロードマップ（中長期的な事業の見通し）

■ロードマップ



第9章 資料編

1 策定経緯

年月	項目	内容等
令和3年度		
8月～3月	地域福祉懇談会（社協）	10 中学校区 34 地区で、住民の意見交換及びグループワークを実施
7月～11月	市民アンケート調査及び活動者アンケート調査（社協）素案作成	アンケート調査項目の検討
11月～12月	地域福祉に関する市民アンケート調査	層化無作為抽出の 18 歳以上の市民 2,000 人に配布【回収率：40.5%】
	地域福祉活動に関する活動者アンケート調査（社協）	市内の活動者（民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア活動者）702 人に配布【回収率：75.4%】
令和4年度		
5月～12月	地域福祉懇談会（社協）	新型コロナウイルスの影響により令和3年度未実施の地区で、住民の意見交換及びグループワークを実施
5月～8月	社会福祉協議会作業部会（社協）	4回開催 地域福祉懇談会や社会福祉協議会の取り組みについて
5月10日	第1回 成年後見支援センター運営委員会	成年後見制度の利用促進に向けた課題等について
5月～7月	関係団体ヒアリング（社協）	地域福祉関係及び市内高校の計8団体への聞き取りを実施
6月22日	第1回 豊川市地域福祉計画推進委員会	第3次計画の進捗評価について
		市民アンケート調査及び活動者アンケート調査結果について
		第4次計画の策定方針について
8月～11月	市関係部局検討部会	各課計画及び施策等の確認
		計画内容の確認と新しい取り組みの照会
		計画に記載する主な事業及び目標指標の確認
8月24日	第2回 豊川市地域福祉計画推進委員会	第4次計画（骨子案）について
10月25日	第2回 成年後見支援センター運営委員会	豊川市成年後見制度利用促進計画（案）について
11月21日	第3回 豊川市地域福祉計画推進委員会	第4次計画（素案）について

年月	項目	内容等
12月23日～ 1月23日	パブリックコメント	第4次計画（案）のパブリックコメント（市のホームページやその他公共施設にて公開・閲覧）
2月20日	第4回 豊川市地域福祉計画推進委員会	第4次計画（案）の検討・承認について

2 設置要綱・委員名簿

豊川市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定された豊川市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、豊川市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (2) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第4条第1項に規定する任期において最初に召集される委員会は、市長が召集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、または任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(召集の特例)

- 3 最初に召集される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、または任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

(召集の特例)

- 3 最初に召集される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1	学識経験者
2	豊川市連区長会の代表
	豊川市民生委員児童委員協議会の代表
	豊川市障害者（児）団体連絡協議会の代表
	豊川市社会福祉協議会の代表
	豊川市老人クラブ連合会の代表
	豊川市ボランティア連絡協議会の代表
	豊川市小中学校長会の代表（福祉安全委員）
	豊川市社会福祉施設協会の代表
	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会の代表
	福祉NPO団体の代表（子育て関係）
	地域福祉活動推進委員会の代表
	認定特定非営利活動法人東三河後見センターの代表
3	公募による市民
4	愛知県豊川保健所の代表
	豊川市社会福祉事務所の代表（福祉部長）
	豊川市社会福祉事務所の代表（子ども健康部長）

■豊川市地域福祉計画推進委員会委員名簿

	氏名	団体	備考
1	川島ゆり子	学識経験者（日本福祉大学）	委員長
2	太田 善堯	豊川市連区長会の代表	
3	西本 全秀	豊川市民生委員児童委員協議会の代表	
4	田中しづ江	豊川市障害者（児）団体連絡協議会の代表	
5	鈴木 充	豊川市社会福祉協議会の代表	
6	美馬ゆきえ	豊川市老人クラブ連合会の代表	
7	野村 公樹	豊川市ボランティア連絡協議会の代表	副委員長
8	鈴木 康宏	豊川市小中学校長会の代表（福祉安全委員）	
9	中村 由香	豊川市社会福祉施設協会の代表	
10	平野 一彦	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会の代表	
11	豊田 恵子	特定非営利活動法人とよかわ子育てネットの代表 （子育て関係）	
12	権田 茂	地域福祉活動推進委員会の代表	
13	工藤 明人	認定特定非営利活動法人東三河後見センターの代表	
14	都築 裕之	公募による市民	
15	山本由美子	愛知県豊川保健所の代表	
16	鈴木 敏彰	豊川市社会福祉事務所の代表（福祉部長）	
17	木和田聡哉	豊川市社会福祉事務所の代表（子ども健康部長）	

（敬称略 期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）

第4次豊川市地域福祉計画推進検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第4次豊川市地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定するにあたり、関係部局から幅広く意見を聴取するために、第4次豊川市地域福祉計画推進検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画に係る現状分析及び評価に関すること
- (2) 計画案の策定に関すること
- (3) その他、計画策定について必要な事項に関すること

(構成)

第3条 検討部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。

(部会長)

第4条 検討部会に部会長を置き、福祉部福祉課長をもって充てる。

(会議等)

第5条 検討部会の開催については、会議または個別ヒアリングとし、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 検討部会は、必要に応じて会議または個別ヒアリングに関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、福祉部福祉課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

別表（第3条関係）

部等名	課名	職名
—	危機管理課	課長補佐若しくは係長級又は部会長が指名する者
企画部	情報政策課	
福祉部	介護高齢課	
	福祉課	
子ども健康部	子育て支援課	
	保健センター	
市民部	市民協働国際課	
	人権交通防犯課	
建設部	道路河川管理課	
都市整備部	都市計画課	
教育委員会	学校教育課	
	生涯学習課	
社会福祉協議会	地域福祉課	
その他、部会長が必要と認めるもの		

第4次豊川市地域福祉計画（第5次豊川市地域福祉活動計画）策定作業部会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、第4次豊川市地域福祉計画（第5次豊川市地域福祉活動計画の）策定にあたり、必要な調査、研究を行うとともに、意見の集約を図るため、豊川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に設置する豊川市地域福祉計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 作業部会は、協議会職員のうち会長が任命する職員をもって構成する。

（部会長及び副部会長）

第3条 作業部会に部会長及び副部会長各1名を置く。

2 部会長は会長が指名し、副部会長は部会長が指名する。

（会議）

第4条 作業部会は部会長が招集し、会議を主宰する。

2 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

（関係者の出席）

第5条 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 作業部会の事務局は、地域福祉課地域福祉係に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

3 用語解説

あ行

- ◆ICT:Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。情報通信技術を表す言葉で、情報や通信に関する技術の総称のこと。
- ◆アウトリーチ:支援が必要な方に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。
- ◆意思決定支援:特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考え方を引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選考に基づく意思決定をするための活動のこと。
- ◆SNS:Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのこと。
- ◆SDGs:Sustainable Development Goals(サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ)の略。平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標のこと。17のゴール、169のターゲット、232の指標が定められ、地球上の「誰一人取り残さない」ことをめざす。
- ◆NPO:Non-Profit Organization(ノン・プロフィット・オーガニゼーション)の略。営利を目的とするのではなく、公益(社会貢献)を目的とする民間の非営利組織のこと。また、特定非営利活動促進法により、法人格を認証された民間非営利団体をNPO法人という。
- ◆オープンカレッジ:大学などが開講している年齢・性別・学歴を問わずに誰でも受講できる公開講座のこと。豊川市においては、知識や特技など自分の得意なことを教えたい人が講師となり、学びたい人が受講する学習者同士のつながりによって育まれる市民の学びの場として、「とよかわオープンカレッジ」が開講されている。

か行

- ◆カーボンニュートラル:地球上の温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、全体としてゼロにすること。
- ◆介護・生活支援サポーター:介護保険などの公的なサービス以外の多様なニーズに対応するため、家事や買い物等の生活支援や介護予防に役立つ運動・居場所づくりの支援など幅広い活動を行う人のこと。
- ◆核家族世帯:夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子ども、父親または母親とその未婚の子どもの世帯のこと。

- ◆学校運営協議会:教育委員会が個別に指定する学校(指定学校)ごとに、当該学校の運営に関して協議するためにおかれる機関のこと。合議体である学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民が学校運営に参加することができる。
- ◆基幹相談支援センター:地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援(身体障害、知的障害、精神障害)、地域の相談支援体制の強化の取り組み、地域移行・地域定着の促進の取り組み及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う機関のこと。市町村または市町村から委託を受けた団体が設置できる。
- ◆協議体:行政機関、コーディネーター、地域の関係者等から構成される定期的な情報共有・連携強化の場のこと。市全体の課題を取り扱う第1層協議体、日常生活圏域の課題を取り扱う第2層協議体を開催している。
- ◆協働:複数の主体が、共通の目的に対し、対等な立場で協力しながら活動すること。
- ◆元気グループ:地域の高齢者が介護予防のために集まる「通いの場」を住民が主体となって運営しているものについて、市に登録したグループの総称のこと。登録した団体は、運動に関する講師派遣や他団体との情報交換などの団体活動継続支援を受けることができる。
- ◆権利擁護:自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
- ◆合計特殊出生率:15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
- ◆高齢化率:総人口に占める65歳以上人口の割合。
- ◆子育てサポーター:子育ての経験や知識などを生かして、読み聞かせや託児・家事など、子育て中の家庭を幅広く支援する人材のこと。
- ◆子育て支援センター:就学前の子どもを育てている家庭を対象に、日頃の子育ての心配ごと、悩みについての相談、子育てに役立つ情報の収集や提供などを行う施設のこと。
- ◆子育てネットワーク:愛知県で養成した、乳幼児から小中学生の子を持つ親の子育てについての相談に気軽に応じたり、地域の子育てグループや子育てサークルの活動を中心になって支援したりするボランティアのこと。
- ◆コミュニケーションボード:コミュニケーションの内容をイラスト化し、具体的に示すことによって、より円滑な意思疎通を図るための意思伝達ツールのこと。
- ◆コミュニティ:住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のこと。

- ◆コミュニティスクール:学校運営協議会制度を導入した学校のこと。保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、育てたい子ども像、めざすべき教育ビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していくしくみのこと。
- ◆コミュニティバス:交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運送事業者に委託して運送を行う乗合バスのこと。
- ◆コミュニティリーダー:町内会や市民館活動などコミュニティ活動における企画・運営に必要な知識や技能を身につけた地域活動組織の中核となる人材のこと。

さ行

- ◆CSW:Community Social Worker(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)の略で、地域において、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門職のこと。具体的には、地域活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度を関係機関等と連携して調整を行う。
- ◆自主防災組織:「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。
- ◆市民後見人:弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。「第二期成年後見制度利用促進計画」(令和4年3月25日閣議決定)では、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。
- ◆社会資源:地域住民や利用者のニーズを充足したり、問題を解決したりするために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等を総称したもののこと。
- ◆社会的孤立:地域社会や家族との関係が希薄で、他者との交流が著しく乏しい状態のこと。
- ◆就学援助費支給:学校教育法第19条の規定に基づくもので、経済的な理由によって就学困難な児童または生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費の援助を行うこと。
- ◆重層的支援会議:重層的支援体制整備事業の多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議のこと。
- ◆重層的支援体制整備事業:3ページで説明。

- ◆障害者地域自立支援協議会：豊川市の関係機関によるネットワークを構築し、さまざまな障害福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するとともに、相談支援事業の中立・公平性を確保するための役割を担う協議会のこと。
- ◆少子高齢化：出生数が減少し子どもの割合が低下することや、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加すること。
- ◆生活困窮者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
- ◆生活支援コーディネーター：高齢者等への生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、さまざまな事業主体と連携しながら生活支援の担い手の養成サービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う人のこと。
- ◆生活保護：資産や能力等を活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度のこと。
- ◆成年後見制度：114ページで説明。
- ◆セルフネグレクト：通常的生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なう状態のこと。
- ◆相談支援専門員：障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者のこと。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

た行

- ◆ダブルケア：1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。
- ◆多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。
- ◆単独世帯：世帯員が一人だけの世帯のこと。
- ◆地域ケア会議：市町村や地域包括支援センターが多職種で高齢者への適切な支援と必要な支援体制を検討する会議のこと。個別ケースの解決を行う個別会議と地域課題の解決や施策形成等につなげる推進会議がある。
- ◆地域資源：特定の地域に存在する特徴的な社会資源のこと。

- ◆地域福祉活動推進委員会:社会福祉協議会が概ね連区を単位に設置を推進している組織のこと。身の回りに起こっている生活上の問題を、地域住民一人ひとりが共通の問題として理解し、地域にある各種団体や住民の参加と協力により、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を住民自らがつくり出していくことを目的とする。
- ◆地域包括ケアシステム:高齢者が地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的かつ切れ目なく提供されるしくみのこと。
- ◆地域包括支援センター:総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な機関のこと。
- ◆とよかわボランティア・市民活動センター:ボランティア・市民活動を行う方への支援と、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、ボランティア・市民活動に関する情報の収集・提供及び相談、人材育成、相互交流、意識啓発、活動の場・資機材の提供を行う施設のこと。

な行

- ◆日常生活自立支援事業:認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。
- ◆認知症:脳の病気や障害などさまざまな原因により、認知機能が低下し、記憶が抜け落ちたり、自分のいる場所がわからなくなったり、幻覚などの症状が現れたりして、日常生活を営むのが困難な状態になってしまう症状のこと。
- ◆認知症カフェ:認知症の人とその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰でも参加できる「集いの場」のこと。
- ◆認知症サポーター:認知症について理解し、認知症の人やその家族を見守る人で、養成講座を受けたサポーターのこと。

は行

- ◆8050問題:子どものひきこもりが長期化し、80代の親が50代の子供を養うといった状態に至り、親子ともに経済的困窮や社会的孤立に陥ってしまう問題のこと。
- ◆バリアフリー:高齢者や障害者などあらゆる人の暮らしの中で行動の妨げとなる障壁や危険箇所を取り払い、安全で快適な生活環境をつくること。
- ◆ひきこもり:さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

- ◆避難行動要支援者：高齢者、障害者、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。
- ◆避難行動要支援者支援制度：災害時に人的被害の防止や軽減を図るため、自主防災会をはじめ、近隣の地域支援者、民生委員の協力により、避難誘導が速やかに実施できるよう、あらかじめ避難行動要支援者の氏名、住所などの必要な事項を市町村に登録しておく制度のこと。
- ◆福祉委員：身近な地域における福祉活動の推進者のこと。法律等によって設けられた全国的なしくみではなく、各市町村社会福祉協議会が独自に設置するもの。
- ◆福祉実践教室：市内の小学校・中学校において「総合的な学習の時間」等を利用して、障害者やボランティアを講師に招き、児童・生徒に対し、車いす・手話・点字・要約筆記等の体験学習を行う教室のこと。
- ◆福祉避難所：災害時に高齢者や障害者等の何らかの特別な配慮を必要とする避難者のための避難所のこと。一般の避難所に福祉スペースを確保するほか、公的福祉避難所及び民間社会福祉施設がある。
- ◆ふれあいサロン：地域住民が住み慣れた地域で孤立することなく、生きがいを持って生活が送れるよう、市民館や集会所等を拠点に住民が主体となって交流し、ふれあう活動のこと。
- ◆放課後子ども教室：放課後や週末に子どもの居場所をつくるため、学校や生涯学習センターなどを活用し、地域住民の協力によって、文化活動やスポーツができるようにする取り組みのこと。
- ◆防災リーダー：町内会等の単位で結成される自主防災会の会長等を補助し、地域防災に携わる人材で、市が開催する養成講座等を修了した人のこと。
- ◆法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護や支援を行うこと。
- ◆ボランティア：公共福祉や社会福祉のために、自主的に無償で社会活動などに参加し、行う奉仕活動のこと。または、その活動を行う人のこと。

ま行

- ◆民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる非常勤の地方公務員のこと。厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。また、児童福祉法による児童委員を兼務する。

や行

- ◆ヤングケアラー:家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている子どものこと。
- ◆ユニバーサルデザイン:ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障害の有無や年齢、性別、人種などに関わらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市、生活環境をデザインするという考え方のこと。
- ◆ユニバーサルデザインフォント:ユニバーサルデザインのコンセプトに基づいた、誰もが見やすく読みやすいフォントのこと。
- ◆要支援・要介護認定者:寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態(要介護状態)や、家事や身支度などの日常生活に支援が必要で、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)にあり、介護保険の保険者である市町村や広域連合が認定した被保険者のこと。
- ◆要配慮者:高齢者、障害者、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する人のこと。

ら行

- ◆老老介護:家庭の事情などにより、要介護状態の高齢者を高齢である家族等が介護している状態のこと。

わ行

- ◆ワンストップ窓口:自治体での各種手続きを1箇所で完結できるよう、機能を集約した窓口のこと。

第4次豊川市地域福祉計画 第5次豊川市地域福祉活動計画

発行：豊川市・社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

住所：豊川市 社会福祉法人豊川市社会福祉協議会
福祉部福祉課 地域福祉課
〒442-8601 〒442-0068
豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市諏訪3丁目242番地

T E L：0533-95-0231 0533-83-5211
F A X：0533-89-2137 0533-89-0662
E-mail：fukushi@city.toyokawa.lg.jp t-shakyo@toyokawa-shakyo.or.jp

発行年月：令和5年3月

市の機構改革のため、令和5年度（2023年4月）から下記のとおり変更となります。
豊川市福祉部地域福祉課 E-mail：chiikifukushi@city.toyokawa.lg.jp